

令和 2 年 3 月 第 1 回
木島平村議会定例会 会議録

令和 2 年 2 月 27 日 開会

令和 2 年 3 月 13 日 閉会

令和2年3月第1回 木島平村議会定例会 会議録 目次

令和2年2月27日（木）開会日	4
招集のあいさつ（村長）	4
諸般の報告（議長・村長）	5
会議録署名議員の指名・会期の決定・行政報告（村長）	6
施政方針（村長）	10
提出議案の提案理由説明（条例案件・予算案件・事件案件）（村長）	13
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	15
令和2年3月11日（水）一般質問	19
7番 土屋喜久夫 議員 ①集落支援の方策はいかがか	19
②三重苦下の経済振興の方策は	23
③認知症発症者保険の公費負担はできないか	26
2番 山浦 登 議員 ①飯山赤十字病院再編統合問題について	28
②消費税引き上げによる影響について	31
③地球温暖化と異常気象の対応について	34
④国民健康保険税について	38
⑤ファームス木島平の今後について	40
⑥農産物の加工販売について	42
3番 山本 隆樹 議員 ①下高井農林高校の存続について	44
②里山の家木島平の3階研修宿泊施設の利用について	48
9番 江田 宏子 議員 ①子どもたちがいきいき過ごせる環境づくりについて	51
②学校での新型コロナ対策について	60
③村の総合戦略について	64
令和2年3月12日（木）一般質問	67
4番 芳川 修二 議員 ①第3セクター木島平観光株式会社への資金の貸し付けについて	67
②村の観光振興について	71
③過疎からの脱却と財政運営について	75
④社会福祉協議会施設建設補助について	80
⑤下高井農林高校の存続について	83
6番 勝山 卓 議員 ①新型コロナウイルス感染症対策について	86
②持続可能な村づくり	94
5番 丸山 邦久 議員 ①19号台風が残した教訓について	100
②夏場の渇水対策について	104
③ICTインフラについて	106
8番 勝山 正 議員 ①広域交通網と運転免許証自主返納に対する助成について	110
②集落支援員について	115
1番 山崎 栄喜 議員 ①ホテルシューネスベルクについて	120
②ふるさと納税について	126
③中学生を対象とした模擬議会の開催について	128

令和2年3月13日（金）最終日	130
議案 審査結果報告（総務民生文教・産業建設・予算決算 各常任委員長）	130
反対討論（4番 芳川 修二 議員）	133
賛成討論（1番 山崎 栄喜 議員）	134
採決	135
提出議案の提案理由説明（同意案件）（村長）・採決	140
選挙管理委員の選挙・選挙管理委員補充員の選挙（議長）	141
請願・陳情等 審査結果報告（総務民生文教・産業建設 各常任委員長）	143
反対討論（2番 山浦 登 議員）	144
賛成討論（9番 江田 宏子 議員）	145
反対討論（3番 山本 隆樹 議員）・採決	146
追加議案・提出議案の提案理由説明（条例案件）（村長）・採決	148
意見書の提出（議員発議）（総務民生文教・産業建設 各常任委員長）・採決	149
意見書の提出（議員発議）（3番 山本 隆樹 議員）・採決	150
閉会中の継続調査の申出（総務民生文教・産業建設 各常任委員長）	151
閉会中の継続調査の申出（議会運営委員長）	152
閉会中の議会活動（議会事務局長）・閉会あいさつ（村長）	153
閉会あいさつ（議長）	154

※個人情報に該当する部分は、会議録（原本）と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

令和2年3月第1回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和2年2月27日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	令和2年2月27日から令和2年3月13日まで		
会期中の休会日	2月28日、29日、3月1日、2日、6日、7日、8日、10日 (8日間)		
応 招 議 員	萩原由一 他 9人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 山崎 栄喜 君 4 番 芳川 修二 君 7 番 土屋喜久夫 君 10 番 萩原 由一 君	2 番 山浦 登 君 5 番 丸山 邦久 君 8 番 勝山 正 君	3 番 山本 隆樹 君 6 番 勝山 卓 君 9 番 江田 宏子 さん
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日基正博 君 総務課長 武田彰一 君 産業企画室長 湯本寿男 君 生涯学習課長 高木良男 君	副 村 長 佐藤裕重 君 民生課長 竹原雄一 君 建設課長 土屋伸二郎 君	教育長 小林 弘 君 産業課長 丸山寛人 君 子育て支援課長 山寄真澄 君
職務のための議場出席者	議会事務局長 高森喜久 事務局職員 本山 等 " 竹内 輝		
村長提出議案項目	3 2 件	議長提出議案項目	2 件
議員提出決議案項目	2 件	議員提出意見書案	2 件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第119条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

8 番 勝山 正
9 番 江田 宏子

令和2年3月第1回 木島平村議会定例会
《第1日目 令和2年2月27日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

皆さん、おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一 君）

ただ今から「令和2年3月第1回木島平村議会定例会」を開会いたします。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から招集のあいさつがあります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博 君）

令和2年3月第1回の定例会ということで召集いたしましたところ全議員の皆さまにご参集いただき大変ありがとうございます。

ご存じのとおり、村を取り巻く状況については、大変厳しいものがあります。昨年10月の台風19号によりまして村でも少なからず被害があったわけでありまして。その復興に向けて取り組んでいるさなかではありますが、ご存じのとおり、昨年暮れから大変な暖冬、雪不足ということで、観光面でも大きなダメージを受けております。そして、現在はそれに加えて新型コロナウイルス、COVID-19（コビット19）の感染拡大ということで、日本のみならず世界的に大きな課題があっってきているという状況であります。

村でもこれまでスキー等でお越しいただく団体がキャンセルになるなど観光面での影響が大変大きかったわけでありまして、今週に入りまして国・県等から様々な集会やイベント、学校関係も含めて、その開催の方法や内容について検討するというか、言ってみれば自粛してほしいというような要請がきております。それを受けて、来週予定されておりました下高井農林高校では、卒業式に保護者・来賓を招かずに学校のみでやるというような提案をいたしましたし、村でも急遽、今週末に計画をしておりました知事杯のスキー大会を中止にするなど、様々なイベントや行事等が自粛もしくは延期、中止というような状況になってきていると、せざるを得ないという状況であります。そのことがこの地域経済全体にとっても大きな打撃になるということで、1日も早くこの感染拡大が収まることを願っております。

今回の議会では、主には令和2年度の予算、そしてまた、議案等を上程申し上げます。昨年おかげさまで新しい庁舎が完成いたしました。そんなことで、大変大きな事業は完了したわけでありまして、まだまだ村としても旧役場庁舎の周辺の整備であったり、広域で進めている養護施設の改築であったり、そしてまた、村の社会福祉協議会が進めている介護施設の改築等に多額の費用を計上しているということでもあります。

そんなことで予算編成にあたっては5億ほど基金の取り崩しをしないと予算編成ができない厳しい状況でありましたが、そうは言っても村民の福祉の向上、そしてまた、産業振興等に向

けてしっかりと村の役割を果たしていかなければならないということで予算編成をしてまいりました。その点、ぜひご理解いただきながら、上程をいたしました議案等についてご審議の上お認めいただきますことをお願い申し上げまして、召集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず私から、12月定例会以降の主だったものを申し上げます。

1月15日には、本村を会場に岳北地域4市村正副議長連絡会を開催し、地域における課題等について話し合いをしました。

1月24日には、中野市で北信広域連合議会代表者会議が、2月10日と17日には、同じく中野市で第1回北信広域連合議会定例会が開かれ、また、2月21日には長野市で県町村議会議長定期総会が開かれ、それぞれ出席しました。

今定例会に説明のため出席を求めました理事者等は、議案表の下段に記載の理事者等です。ご了承ください。

「例月出納検査及び定期監査報告書」は、印刷してお手元に配布のとおりです。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配布した文書表のとおりです。

これで私からの報告を終わります。

次に、日碁村長からありましたら報告願います。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、議会との申し合わせに基づきまして、令和元年12月第4回木島平村議会定例会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応についてご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会の意見であります。未曾有の災害が頻発している。村も多くの自治体との災害協定を結び、相互援助の体制を整えているが、再度内容を検討され、運用の方法も確認されたいということでもあります。想定を超えた大きな災害が頻繁に発生している現状の中で、真にその種類や規模に合った災害協定となるよう、再度内容や運用を検討してまいります。

続いて、ご意見として、第3セクターを介し、村政運営を図られているが、それぞれの自助努力を促進され、安易に村負担とならない方策や支援のルールを確定されたいというご意見であります。

村の観光所管施設は、第3セクターの木島平観光株式会社が指定管理者として管理運営をしており、厳しい観光情勢の中でそれぞれ努力いただいているところであります。

施設や設備等の老朽化が進む中で、村の観光振興と観光施設の適切な管理運営は大変重要であることから、行政負担や指定管理者への支援については引き続き検討を進め、負担や支援内容が多くの村民の皆さんにご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、前議会でも指摘した観光振興局の運営に進展が見られない。次期議会までに成果が見られない場合は、支援のあり方を検討されたいというご意見であります。観光振興局については、地域づくりの面でも事業展開を進めておりますが、事務局長並びに事務局次長など村職員が事務局を兼ね、実質的に活動体制が整っているとはいえない状況であります。

現在、来年度の新たな事業展開に向けて検討を行っているところでありますので、村としても、設立の目的が果たせるよう、財政的、体制的な支援をしてまいりたいと考えております。

次に、総務民生文教常任委員会ではありますが、公共施設の在り方を検討されていると思うが、競技スキー人口の減少とともに、施設の在り方を検討すべき時期がきている。広域的に維持できる体制を整え、適正な費用負担を検討されたいというご意見であります。

広域的な維持体制については、これまでも、近隣市村で協議をした経過があります。ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場は、公益財団法人全日本スキー連盟の公認施設でもあることから、今後は、長野県スキー連盟等関係機関も協議の場に参画いただき再度の協議をしてまいります。また費用負担については、施設利用料の見直し等も行い、維持管理経費の削減に努めてまいります。

次に、産業建設常任委員会ではありますが、消費税等改正事案が発生した時は漏れのないように対応されたいということではありますが、消費税法及び消費税法施行令において、道路占用料及び河川占用料は非課税扱いとなっていますが、占用期間が一月に満たない場合については課税対象となっています。本件は、一月未満の占用料に係る消費税の改正であります。消費税等が改正された場合には、ご指摘のとおり遅滞なく対応してまいります。

議長（萩原由一 君）

教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林 弘 君）

はい、議長。ありません。

議長（萩原由一 君）

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、勝山 正君、9番、江田宏子さんを指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの16日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの16日間と決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、議案の審議をいただきます前に、昨年12月から現在まで推移してまいりました村政の経過について、その概要を申し上げます。

まず、総務課関係についてではありますが、役場庁舎が完成し12月16日から新しい庁舎で業務を開始いたしました。各地区で行われています、いきいき広場でも庁舎を案内しておりま

す。併せて進めてまいりました庁舎跡地の活用については、県道からの進入路の整備と災害時の避難地として整備する工事費を新年度予算に計画いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

令和2年度から2期目を迎える木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、目標がより具体的なものとなるよう、3月6日開催の策定委員会で検討をしていただくこととしております。次に民生課関係について申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が報告されて以来、日本をはじめとして世界各地から報告が続いており、日本国内においても重症化し亡くなられた方も出るなど、不安が広がっております。

本村では、厚生労働省及び長野県から発信される情報や指示に従い、村民の皆様へ有線放送、村公式ウェブサイト、隣組回覧などを通して情報を提供するとともに予防啓発に努めてまいりました。一刻も早く事態が終息することを望むところであります。

この冬も全国的に感染が拡大したインフルエンザであります。本村においては、昨年ほどの患者数には至りませんでした。小学校では一時期、患者数が増え、一部の学級で閉鎖に至っております。幸いにして、現在まで重症化した方は見られませんでした。2月1日現在で、公費助成により予防接種を受けた方は、中学生以下では、対象の児童生徒525人中、325人となりました。

65歳以上の高齢者の皆さんについては、対象者1,787人中、1,170人であり、村民の皆さんにインフルエンザに対する予防が定着し、予防接種を受けた方が、前年に比較して増えたことも重症化に至らなかった要因と思っております。引き続き、手洗いなどの予防を呼びかけているところであります。

介護保険に関連しましては、本年度内で、現在までに新規に要支援1から要介護5までの要介護等の認定を受けられた方は51人で、それ以前から認定を受けていた方を含めた総数は、1月末現在で275人となっております。

このような状況の中で、一定期間、在宅で家族の介護を続けられている皆様の日頃のご苦勞に対して、「介護慰勞金」を52人の方にお渡しいたしました。

次に産業課関係について申し上げます。

農林関係についてであります。令和2年産の国が示す米の木島平村の生産数量目安値は、昨年12月19日に開催された長野県農業再生協議会北信地方部合同会議において2,150t、面積換算では、376ha、対前年比99%となりました。村農業再生協議会では、県協議会の取り組み方針に準拠し、引き続き需要に応じた適正な生産が行われるよう、主食用米の生産数量目安値を各生産者へお知らせすることとしています。

台風19号に伴う災害復旧事業につきましては、稲わらの堆積被害のあった村内全地区と取水口の土砂除去が村内3か所で事業が完了しました。大塚沖の揚水ポンプをはじめ、残りの災害復旧事業につきましては、次年度へ予算を繰り越し、作付け時に極力影響が出ないよう事業を進めていく予定であります。

次に商工観光関係について申し上げます。

記録的な暖冬の影響を受けて12月は1日もリフト営業をすることができなかつたうえ、1月以降も降雪が少なく規模を縮小しての営業が続きました。この間、年末までは滑走可能な近隣スキー場への輸送支援を観光振興局と連携して対応するとともに、1月以降も、大型ダンプによる雪入れ作業を進めてまいりました。

2月上旬からの降雪により、通常に近い状態で営業を進めておりますが、依然、積雪量は少ない状況が続いています。加えて新型コロナウイルスの流行により、今シーズンの冬季観光産業全体に大きな影響が出ております。

1月末現在のスキー場の入場者数は、前年比43%であり、2月及び3月も大変厳しい状況

は続くと考えていますが、関係者一丸となって取り組むとともに、影響の大きい村内事業者への支援を継続していく考えであります。

次に、産業企画室について申し上げます。

ブランド確立事業ですが、米のブランド化では、12月に行われた「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において、平成20年の出品以来、12年連続の入賞となり、木島平米の美味しさについて、さらに知っていただく機会となりました。

また、下高井農林高校では、木島平米ブランド研究会会員の指導をいただき、平成24年以来の出品で、特別優秀賞を受賞することができました。

これにより、村全体で取り組みを進めているということを全国にPRすることができました。

さらに、そばについても、姉妹都市調布市の深大寺そば組合加盟店へ更なる流通確保を目指し、農業振興公社とともに深大寺そば組合のイベントに参加し、引き続き、関係者へのPRを積極的に進めてまいります。

農の拠点施設につきましては、来場者が快適に過ごしていただけるよう、交流ホールの空調設備の設置工事を進めているところであります。

また、農業振興公社に運営をお願いしている店舗の売上は、休日の天候不順や、寡雪による来訪者の減少などの影響もあり、昨年比79.3%と低下していますが、今後も一層のご利用をお願いいたします。

ふるさと納税推進事業については、昨年6月に返礼率割合が3割以内とされたことから、当村でも見直しを行ってきました。寄付額では、1月末現在で昨年比61%、約1,800万円減少し2,590万円となっております。

村では、寄付者の利便性を高めるため、これまでの寄付金の支払い方法に、コンビニエンスストアでの取り扱いやPay（ペイ）払いなどの電子決済サービスを追加してきました。また、新規返礼品を募り、季節品を含めて15品目を追加し、納税者及び納税額の確保に努めてまいりました。

移住定住推進事業には、東京で開催された移住セミナーに6回参加し、空き家バンク情報、子育て支援情報などを提供し、随時の相談も含めて67組の方に情報提供してまいりました。

田舎暮らし体験住宅では、25組、117泊を通して、木島平村を体験していただきました。

まだ移住につながったケースはございませんが、引き続き、村公式ウェブサイトでの情報発信や移住セミナーの実施を継続するとともに、空き家バンク等を活用し、一体的に移住定住に結び付けるよう事業を進めてまいります。

次に建設課関係について申し上げます。

近年まれにみる雪不足のため、降雪量に比例する諸経費が抑えられております。

具体的には、除雪経費1月末現在で、時間外手当で24万円、燃料費で156万円、委託料で700万円の減額となっております。

公共交通では、デマンド交通、シャトル便ともに定着してきており、昨年の同時期に比べ、デマンド交通は1,233人、23%の増、シャトル便は226人、10%の増となっております。

住宅リフォーム補助事業は、今年度33件、299万8千円の補助を行いました。これにより3,425万5千円の村内消費の拡大に寄与してまいりました。

地籍調査事業は、2月22日から2月28日までの間、往郷3区の仮閲覧を行いました。また、往郷2区につきましては、長野県に対する認証請求書類の作成とともに、法務局への事前審査の準備を進めております。

次に教育委員会について申し上げます。

まず、子育て支援課関係について申し上げます。

2月18日から3日間の日程で、八丈町の小学校5年生46人が、「雪山体験教室」で来村い

たしました。除雪作業の見学、スキー体験や木島平小学校5年生と交流会を行いました。交流会ではスキー場でのそり遊び交流、木島平小学校から丹精込めて作った木島平米、八丈町の5年生から手作りの黄八丈ストラップのプレゼント交換など、お互いにうちとけた素晴らしい交流会となりました。寡雪により実施が心配されましたが、予定していた全ての活動が予定どおり実施できました。八丈島の子どもたちとの貴重な体験の場として今後も大切な交流にしていきたいと考えております。

「地域の子は地域で育てる」という理念のもとに、特別支援学校に在籍する児童生徒と、木島平小学校・木島平中学校に在籍する児童生徒が地域で共に学び、共に育つことができる体制としての「副学籍制度」の導入について昨年3月より検討してきました。検討結果を踏まえ、令和2年4月から制度の施行ができるよう実施手続き及び内容等を定めた「木島平村立学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱」を新たに制定いたしました。3月中には関係者による副学籍制度に係る連絡・調整会議を開催し、学習交流の内容等運用面の細部を具体的に検討し、副学籍制度が4月からスムーズにスタートできるように図ってまいります。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。

最初にスポーツ関係では、1月11日、12日に予定されていましたが木島平ジュニアジャンプ大会は、今冬の記録的な雪不足により中止としました。また、白馬村で予定されておりました第42回長野県スキー大会週間のクロスカントリー競技も中止となりましたが、全国中学校大会、全国高校総体、国民体育大会、全日本選手権大会への出場は予選会の実施が必要なことから、急遽1月15日から18日の間に、それぞれの記録会として本村を会場に実施されたところであります。主管であります木島平スキークラブをはじめ多数の関係者の皆様のご尽力にあらためて感謝を申し上げます。この結果、本村から全国中学校大会に5人、全国高校総体に7人、国体に8人、全日本選手権に9人の選手が出場し、それぞれの大会で活躍されております。

さらに、1月25日、2020FISワールドカップノルディック複合団体で山本涼太選手が3位となり、初の表彰台に立ったほか、明日28日からドイツのオーバーヴィンゼンタールで開催される2020FISノルディックジュニア世界選手権に、飯山高校の山本侑弥選手が日本代表として出場します。こちらにも大きな期待がかかるところであります。

以上のスキー関係に加え、2月5日からタイのチェンライで開催されましたマウンテンバイクアジア選手権には竹内 遼選手が出場しており、それぞれ選手の皆さんには、むら人応援激励金を交付したところであります。

2月9日に飯山市で予定されておりました長野県スキー連盟主催の長野県小学生クロスカントリー大会も本村に会場を移し、1千人を超える選手・関係者が来村されたところであります。

2月22日、23日には、第22回木島平クロスカントリー競技大会を開催し、今年から新たに高校・一般・壮年の部を加えたことにより選手400人、リレー36チームとなり、この種目では県下最大規模の大会となりました。それぞれ関係される皆様のお力添えにあらためて感謝を申し上げます。

次に芸術・文化・公民館事業関係では1月5日に百人一首かるた大会を開催しました。また、「江戸時代の村の古文書」についての講座も3回開催したところであります。さらに1月30日には初分館長・主事会議を開催し、令和2年度事業等の協議をいただいたところであります。

以上、12月議会定例会以降の村政の経過等について申し上げます。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（萩原由一 君）

これで行政報告を終わります。

日程第4、「施政方針」を行います。

村長から、「施政方針」の申し出がありましたので、これを許します。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、令和2年第1回議会定例会冒頭に当たり、施政の方針と令和2年度予算の概要について申し上げます。

国内経済は、アメリカと中国による貿易戦争や消費税増税などにより景気減速が懸念される中、今年の夏から秋にかけて開催される東京オリンピック・パラリンピックの盛り上がり外国人観光客の増加による景気の回復が期待されておりました。しかし、残念ながら中国から始まった新型コロナウイルス、COVID-19（コビット19）の蔓延により世界経済への影響が懸念され、日本経済も危ぶまれております。また、県内では昨年10月の台風19号被害の復興半ばでもあります。村内でも台風災害が少なからず発生し、今年の作付けに間に合わせるため復旧を急いでおります。

さらに昨年末からの暖冬と雪不足によりスキー場を中心に冬の産業では大きな打撃となっております。加えて、コビット19の発生により、ようやく拡大してきた村内への外国人スキー客がキャンセルとなり、今後も国内のイベントなど活動自粛が予想され、村経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。大型の台風や暖冬、雪不足も自然災害であり、このような異常気象は、地球温暖化の影響と言われます。そこで長野県では「気候非常事態宣言」を行い、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、省エネルギー、再生可能エネルギー普及拡大、エネルギーの自立分散型の災害に強い地域づくりによる持続可能な社会を目指すことを宣言いたしました。木島平村も農業や観光が将来も持続的に発展することを目指すため、この宣言に賛同し、省エネルギーや水力発電など再生可能エネルギーの普及に努めたいと考えております。

一方、少子高齢化や人口減少は加速し、サービス業や農林業などで深刻な人手不足となっておりますが、都市部への人、金、情報の集中に歯止めがかかりません。日本の持続的な発展のためには、地方の成長が欠かせません。その為、5G（ファイブG）など高速化する情報の格差をなくし、外国人旅行客の取り込みなど地方ではこれまでとは異なる対応が求められております。

村の情報発信機能の充実を図りながら農業と観光、商工業が連携して、振興作物や特産品の情報発信を行い、外国人を含めた新たな観光客の受け入れ態勢を強化する必要があります。また、農村景観の資源化、山岳観光、スポーツイベントなど周辺市町村と連携した広域観光などによる通年観光を目指す必要があります。そのため、観光振興局を中心に村内外のあらゆる「物・こと」資源を観光資源として活用したツアーなどソフト事業に一層力を入れたいと考えます。

農業面では、村の農業の主力となっているコシヒカリを中心とした主食用米、金紋錦などの酒造好適米は高品質な米の生産を目指してまいりました。それぞれ農家の努力により主食用では、木島平米のブランドが高まっていることに感謝申し上げます。酒造好適米の金紋錦も品質の向上により多くの酒蔵で利用されております。今年は雪不足で危ぶまれていた雪中貯蔵酒は無事終わり、村の特産品として期待しております。国による米の生産調整が終わり、今後の動向に不透明なところはありますが、木島平村は、更に高品質な米生産を支援するための設備と体制を充実してまいります。

遊休荒廃農地対策として進めてきましたソバの生産振興とソバの特産品化については、今年で5年目となります。約27ヘクタールの作付けを行い、安定的な生産体制の確立とともに、

特産品化による村内でのソバ消費拡大にも取り組んでおります。白ネギは振興作物として急速に伸び、アスパラガス、ズッキーニ、キュウリに続いて農家所得の向上と遊休荒廃農地の解消につながっております。また森林整備については、森林環境贈与税を活用して新たに林地台帳を整備し、森林や木材を地域資源として活用するための検討をしております。

建設土木では、若い後継者の住宅や空き家改修助成、住宅のリフォーム補助に加えて、住宅や物置の雪下ろしの際の安全対策についての助成を行うこととしました。また来年度は、旧北部小学校のプール、グラウンドの村有地を活用して新たな宅地造成を計画しております。

続いて民生関係では、国民健康保険については、加入者数は減少傾向ですが、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。また、後期高齢者医療費も大きく伸びております。そこで早期発見による医療費の削減のため、令和2年度には人間ドックの助成を更に充実したいと考えております。セット検診も含めて多くの村民の皆様を受診していただくようお願いいたします。

また、介護保険では給付費が年々増加し、大きな課題となっておりますが、将来的に利用者の増加が予想されるため、村の社会福祉協議会では介護施設の建て替えを行い、村は建設費の一部を補助することとしています。また北信広域連合では、老朽化した施設の改築に併せて、入所者の定員を増やすため、現千曲荘の建て替えを行っています。

飯山赤十字病院は、高齢化が進む中、岳北地域唯一の総合病院として重要な施設です。安定的な経営のための財政支援を引き続き行います。また、将来とも村内での医療体制を維持するため、村に居住し、村内で開業する医師や飯山赤十字病院に勤務する医師への住宅建設助成制度を設けておりますが、さらにPRしてまいります。

深刻な課題となっております少子化に対応するため、婚活イベントなど結婚支援事業を充実してまいります。また、来年度から新たに結婚祝い金と婚姻に伴う住居の確保や引越費用などを新婚生活助成事業として助成いたします。子育てでは、子どもたちの健やかな成長を願い、インフルエンザの予防接種助成の充実など予防接種への助成を充実してまいります。

高齢化が進み、公共交通が少ない地域では通勤・通学、通院、買い物などのための足の確保が重要になってきております。村内のデマンドバスや飯山駅へのシャトル便の利便性の向上を図るとともに、高齢による免許返納者へのデマンドバス乗車券の交付を計画しております。また、長野電鉄バス 飯山野沢温泉線への運行補助を継続して行います。

教育関係では、授業の情報化が必要不可欠となっているため、小学校、中学校のICT化に向けWi-Fi（ワイファイ）環境の整備を行いました。現在、タブレットを活用した授業を行っています。令和2年度から始まる英語の教科化やICT、コンピュータ授業に備えて、平成30年度からスキルアップ教室として英語と算数の学習支援を行い、令和元年度からはコンピュータのプログラミング教室を行ってきました。子育てや教育環境の充実は若者の移住、定住にも欠かせない要素であると考え、一層充実させてまいります。

生涯学習では、クロスカントリースキー施設の整備を行い、利用者の増加に対応しながら村選手の育成に努めてまいります。

役場新庁舎の建設については、各位のご理解とご協力を頂き昨年暮れに完成し、事務事業も含めてスムーズに引っ越しが完了しました。令和2年度には、旧庁舎周辺を村民憩いの場に併せて防災や災害復旧の拠点として整備したいと考えております。

少子高齢化と人口減少が厳しさを増しておりますが、上下水道や道路、教育施設、観光施設などの適切な維持管理が必要であります。一方では、産業振興や若者の定住促進、村民福祉の向上には積極的な、新たな取り組みも必要であります。そのための財源確保や経費の節減を図りながら総合振興計画、地方創生の総合戦略、財政計画に沿った、健全な財政運営に心がけ、村民の皆さんのご理解を得ながら、村民生活の向上と安心して暮らし続けることができる村づくりを目指してまいります。

続きまして、令和2年度予算案について申し上げます。

令和2年度一般会計の予算総額は36億6,800万円で、前年度当初予算と比較して、額で3億円、率では7.6%の減となっております。

人件費、扶助費及び公債費を合わせた義務的経費の総額は13億8,263万7千円で予算に占める割合は37.7%、前年度比9.7%の増となりました。

人件費では、これまで物件費としていました臨時職員賃金を、来年度から会計年度任用職員として整理するため9,492万5千円増額となり、公債費は庁舎建設借入金の償還を含めて1,601万円の増額となりました。

投資的な経費である普通建設事業費の総額は6億3,804万7千円で、予算に占める割合は10.0%で前年度に比較して4億4,076万6千円、54.5%の減となりました。役場新庁舎本体が完成し、役場周辺整備の本年度事業費が6億2,856万3千円減額となり、ロータリー除雪車1台を整備し、社会福祉協議会施設建設補助金1億円を予定しました。

物件費、維持補修費及び補助費等の消費的経費の総額は19億1,731万6千円で、予算に占める割合は52.3%、対前年度比1.0%増となっております。北信広域連合施設建設分担金と特別会計繰出金が増額となり、物件費では賃金として整理していた総額8,742万5千円が皆減となっております。

歳入では、収入全体の45%を占める地方交付税は、普通交付税の算定に用いる数値に減額要素があるため昨年度より3,920万円減額し、総額で16億4,980万円を見込みました。

村税は、固定資産税の減額と軽自動車税の増額がほぼ同額であり昨年並みの3億9,898万7千円を見込みました。予算に占める割合は10.9%であります。幼児教育無償化により保育料は、1,527万9千円減額して358万3千円を見込みました。その他、国庫支出金、県支出金、村債は対象事業費に応じた額を計上しております。

一般会計から学校給食と奨学資金を除く特別会計8会計への繰出金は、総額5億4,448万6千円で、5,254万8千円の増となっております。

下水道特別会計への繰出金が2億7,076万7千円で最も多く、全体の49.7%を占めており、観光施設特別会計へはホテル、スキーリフトの修繕費が増え2,988万9千円増の6,311万2千円、介護保険特別会計への介護給付費の増額により1,251万7千円増の9,938万9千円を見込みました。

普通会計に属する情報通信特別会計は、通常の施設維持管理費、指定管理費及び地方債償還金に加えて、経年劣化による施設更新費を見込み、714万4千円増の6,618万4千円を計上しております。

学校給食特別会計はほぼ例年ベースの2,039万8千円を計上し、奨学資金貸付事業特別会計は、新規貸付10人分、継続貸付5人分を見込み総額735万2千円となり、一般会計への繰出金を15万2千円計上いたしました。

次に特別会計ですが、後期高齢者医療特別会計に6,406万2千円を計上し、国民健康保険特別会計には5億5,920万7千円を計上いたしました。保険給付費が1,801万4千円増え、県への納付金額が1,403万4千円減額となり、国保会計全体では625万8千円増、率では1.1%の伸びとなっております。

介護保険特別会計には6億3,130万6千円を計上し、保険給付費の伸びが5,452万円と大きく、会計全体では5,357万1千円増、率では9.3%を見込みました。

次に法非適用企業会計については、観光施設特別会計には前年度比2,692万4千円増の6,490万2千円を計上しました。通常のそれぞれの施設維持に掛かる経費の他、ホテルシェーネスベルクの施設補修費とスキーリフト施設修繕費を増額しました。加えて実施計画では今後も施設の維持改修に多額の費用が見込まれています。

また、下水道特別会計では浄化センター施設補修費が増額となり、2,238万2千円増の

3億9,794万1千円、農業集落排水事業特別会計は2,061万1千円でほぼ昨年度並みとなっております。高社簡易水道特別会計は、昨年当初に計画した牧の入地区の変更認可申請業務委託料を見送ったため、391万5千円減の1,290万7千円を計上いたしました。

法適用企業会計である水道事業会計では、収益勘定に8,135万6千円を、資本勘定に平沢水源整備工事等を予定し7,423万9千円を計上しました。

以上12会計の予算総額は56億6,684万5千円です。

以上、令和2年度予算案について申し上げます。

大型事業の庁舎建設の本体が完了しましたが、周辺整備事業の完結とそれぞれ計画しました事業を執行するため、新年度予算では基金からの繰入金4億9,904万6千円を見込んでいます。更に近年は、義務的経費や消費的経費が増加傾向にあり、新規事業や施設の大規模修繕は基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が続いております。引き続き経費節減と財源の確保に努めてまいります。

新年度におきましても引き続き村民主役の村づくり、真の豊かさが実感できる村づくりの実現、そして人口ビジョンの目標達成に向けて事業を進めてまいりますので、議員はじめ村民各位の格段のご理解とご協力をお願い申し上げます、施政の方針といたします。

議長（萩原由一 君）

これで「施政方針」を終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時でお願いいたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時00分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程5、議案第9号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の件から、日程35、議案第39号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件まで、以上条例案件6件、予算案件19件、事件案件6件、合わせて31件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、本議会に提案いたしました議案について一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第9号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正」であります。会計年度任用職員の外国語指導助手のサービス宣誓方法を追加する改正であります。

議案第10号「木島平村税条例の一部改正」であります。国民健康保険税の賦課限度額及び所得判定基準額を、それぞれ改正文のように引き上げを行う改正であります。

議案第11号「木島平村下水道条例の一部改正」、議案第12号「木島平村高社簡易水道条例の一部改正」、議案第13号「木島平村水道条例の一部改正」、以上の3件については、それぞれ料金改定を行う改正であります。

議案第14号「木島平村公営企業条例の一部改正」であります。地方自治法が改正され、本条例の適用条項にずれが生じるため、改正するものであります。

次に予算案件、補正予算であります。議案第15号「令和元年度木島平村一般会計補正予

算第9号」であります。

歳入歳出をそれぞれ3,672万6千円減額し、総額を41億4,457万3千円とする補正予算であります。

今年度、これまで実施してまいりました各事業の精算を行い、不用額が生じているものを減額しております。

主なものは、住宅活用等補助金、保育所賃金、広域事務組合負担金等で、補助対象とする住宅が予定より少なく、また、保育所賃金は休暇代替え等を現員の職員で対応したことによる減額であります。

また、ホテルシューネスベルクの浴場用ろ過器装置を更新するため、観光施設特別会計への繰出し金を増額しております。

歳入では、各事業の特定財源であります国・県支出金等の調整を行い、最終的に財源不足を見込んだ財政調整基金繰入金を1,898万7千円減額いたしました。

続いて、議案第16号「令和元年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算」であります。歳入歳出に増減はなく、保険税減収による減額を、基金繰入金を増額して補てんするものであります。

次に、議案第17号「令和元年度木島平村介護保険特別会計補正予算第4号」であります。歳入歳出をそれぞれ911万6千円減額し、総額を6億1,771万8千円とする補正予算であります。

歳出では、地域密着型及び施設介護給付費が減額となり、国費及び支払基金等の財源を合わせて減額としました。また、収入超過により基金積立金を533万4千円増額いたしました。

次に、議案第18号「令和元年度木島平村観光施設特別会計補正予算第2号」であります。歳入歳出をそれぞれ1,991万6千円増額し、総額を5,426万4千円とする補正予算であります。

ホテルシューネスベルクの浴場用ろ過装置を更新するため、工事費2,001万6千円を増額し、財源は一般会計繰入金としました。

次に、議案第19号「令和元年度木島平村下水道特別会計補正予算第3号」であります。

歳入歳出をそれぞれ50万9千円減額し、総額を3億7,505万8千円とする補正予算であります。

歳出は、消費税額の確定により112万4千円減額し、その他は各施設の需用費等の過不足による増減を行い、歳入は、一般会計からの繰入金を減額いたしました。

次に、議案第20号「令和元年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算第2号」であります。

歳入歳出をそれぞれ470万円減額し、総額を1,403万2千円とする補正予算であります。

歳出は、牧の入地区の変更認可申請を次年度以降に送ったことから、事業費を減額し、財源としていた基金繰入金を減額いたしました。

次に、議案第21号「令和元年度木島平村水道事業会計補正予算第4号」。

収益勘定では固定資産除却費を117万5千円増額し、資本勘定では、収入で工事負担金を増額し、支出で中町、栄町の消火栓の修繕工事を予定しました。

次に、議案第22号「令和2年度木島平村一般会計予算」から、議案第33号「令和2年度木島平村水道事業会計予算」まで、計12会計につきましては、概略を先ほどの施政方針で申し上げます。予算決算常任委員会でご審議をいただきますようお願いいたします。

次に、事件案件であります。

議案第34号「木島平村観光施設等の指定管理者の指定について」であります。「木島平村観光施設等」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、木島平観光株式会社。

指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年以内であります。

次に、議案第35号「木島平村観光交流センターの指定管理者の指定」であります。

「木島平村観光交流センター」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、一般社団法人木島平観光振興局。

指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年以内であります。

次に、議案第36号「木島平村内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定」であります。

「木島平村内山手すき和紙体験の家」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、内山和紙振興会。

指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年以内であります。

続いて、議案第37号「木島平村クロスカントリー競技場の指定管理者の指定について」であります。

「木島平村クロスカントリー競技場」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、木島平スキークラブ。

指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年以内であります。

次に、議案第38号「木島平村過疎地域自立促進計画の変更について」であります。

過疎地域自立促進計画の中で、「産業の振興」項目では、馬曲温泉公園管理運営事業に、「交通通信体系の整備」項目では、道路維持管理事業として路肩の草刈り車購入費に、「高齢者等の保健及び福祉の増進」項目では、木島平村社会福祉協議会へのデイサービスセンター建設補助金にそれぞれ過疎債を充当するため、計画変更について県と協議を進めてまいりましたが、協議が整いましたので議会の議決が必要なため、議案として上程をしております。

次に、議案第39号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」であります。

平成27年6月に策定しました「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」に基づく村の総合整備計画については、令和2年3月末で期限となるため、令和2年度以降5か年の計画について議会の議決を求めるものであります。

高社山辺地は、「高社山の山岳観光資源を活用した誘客対策を行い、高社山麓地域の活性化を図るため」林道清水平線改良事業とやまびこの丘公園魅力向上事業の整備計画を策定、馬曲辺地は温泉を活用した誘客対策及び地域活性化のため、将来の源泉掘削及び施設の建て替えを見込むとともに、郷の家の改修と村道435号線改良を行う計画として策定するものであります。

説明は以上であります。

総務課長から補足説明をさせます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長の上程の説明に、若干捕捉をしまして説明をさせていただきます。

細かな内容については、この後、予算決算常任委員会なりそれぞれの常任委員会で説明を申し上げますが、上程の捕捉説明ということでお願いいたします。

最初に、議案第10号の税条例の一部改正についての捕捉であります。

今回の税条例については、国民健康保険税について、それぞれ額の改定を行うものであります。

条文の中の第154条第2項とありますのは、基礎課税額を61万円から63万円に引き上げをする。

同条の第4項の改正は、介護納付金課税額であります。これも16万円から17万円に改めるものであります。

次に、第177条とありますけども、保険税の減額を定めるものであります。減額対象の軽減判定所得金額の引き上げを、項目ごとに行うものであります。

施行期日は、令和2年4月1日からということをお願いいたします。

次に、議案第11号、12号、13号のそれぞれの下水道、簡易水道、水道の条例の3事業についての料金改定を行う条例改正と先ほど村長が上程の説明を申し上げました。

もう1つ、農業集落排水事業がここに加わるものでありますけども、農業集落排水事業については、料金について下水道条例を準用するというようになっておりますので、下水道条例の改正を行うことによって、農業集落排水事業の改定も行うということで、この条例改正には至っておりません。

以上であります。

次に、令和元年度の一般会計補正予算第9号についてお願いします。

一般会計補正予算については、議案であります予算書をお願いいたします。

最初に歳出、ページで32ページをお願いします。

額の多いものについて、捕捉を説明させていただきますけども、32ページ上段、議会費であります。

一番額の大きい職員手当とありますけども、令和元年度5月に議員改選がありました。半数以上の議員が新しくなったということで、6月に支給されました期末手当の減額要素がありましたので、その分不用額が生じております。その分の減額であります。

次の33ページ、企画費、姉妹都市交流事業ということで、合計で75万7千円の減額を行いました。これは、台風等の影響もありまして、予定をしていました事業が取り止めになったり、そういうものの影響があったりして、旅費、賃金等を減額しております。

次に、34ページをお願いします。

総務費の選挙費、県議会議員の選挙であります。事業執行が4月の県議会議員の選挙でありましたけども、県からの補助金、いわゆる選挙経費の委託金の精算が12月ということでありまして、12月議会には間に合わず、ここでの総額で306万7千円の減額、一般財源では1万9千円の影響額でありましたけども、その分の減額をここで行います。

次の35ページ、民生費の社会福祉費。額の大きいものについては、2、老人福祉費の右側の介護保険会計の操出金であります。226万5千増額とありますけども、その下の方に地域生活支援事業補助金の減額も含めまして、上の方では、地域生活支援事業そのものが国の補助限度額を超過したということで、この事業そのものは、国が2分の1、県と村で4分の1ずつ出して行う事業でありますけども、超過した部分については村の持ち出しになってしまいますので、その分の増額ということであります。

次に、36ページをお願いします。

民生費、児童福祉費、保育所費の減額であります。主な内容は、嘱託等の臨時保育士の賃金・報酬の減額であります。当初予算では、10月から保育料の無償化に伴いまして、自宅で待機している子どもが保育園に上がるものに対して、保育士を増員して準備を進めてまいりました。実態として、現員の保育士で賄ったということで、その分持っていた保育士の賃金を減額しています。

次、38ページをお願いします。

衛生費の保健衛生費であります。2段目の4、環境衛生費とありますけども、岳北広域の行政組合負担金の減額がありました。主な内容は、グリーンパークみゆきの負担金の減額になりました。内容は、岳北広域の議会はこれからでありますけども、グリーンパークみゆきの運営費そのものが、今年度、中野市の受け入れをしまして、その分の収入が増になった分、各市村の負担金が減額となっています。

その次、39ページの農業費であります。

農業振興費でありますけども、それぞれの項目、けっこう額が大きいものであります。それぞれの項目、右側に該当事業を申し上げてあります。農業担い手育成支援事業では、育成支援とする該当者がいなかったもの、それから農の拠点施設の推進事業では、今進めていますホールのエアコンの設置事業の工事の精算に伴う減額、ふるさと納税の推進事業では、納税金額そのものが減額になったことによって返戻金等の減額を行うそれぞれの減額であります。

次、40ページをお願いします。

中段の林業費、2の林業振興費ということで、右側に森林整備地域活動支援交付金事業ということで減額をしています。予定をしました森林地区の境界の明確化の事業が実施できずに総額を減額するものであります。

次、41ページについて、一番大きなもの、商工費の商工振興費の延長で右側に地域創生山岳観光事業ということでありますけども、印刷製本費、観光業務委託料等については、実績による減額であります。その下に観光地域づくり推進事業とあります。地域おこし協力隊を募集していましたが、応募がなく、その分当初予算で持っていました予算をここで減額をします。

次、4、観光施設管理費の中で、観光施設特別会計操出金を増額します。先ほど村長が申し上げましたホテルシューネスベルクの浴場用のろ過器の装置を更新するために観光施設特別会計へ操出を行うものであります。

次、42ページ、一番上の土木費の総務費でありますけども、負担金の補助については、補助金であります、右側の説明欄、移住定住の促進事業ということで当初予定をしました移住にかかわる支援に対する補助金でありますけども、該当者がいなく、当初持っていたものについて減額をするものであります。

次に、46ページをお願いします。

46ページの下段、教育費の教育委員会費の中に計上しております本年度ルクセンブルク交流事業ということで、中学生が渡航する費用であります。減額100万円については、事業そのものの縮小を行ったわけではなく、一番大きな航空運賃に若干節約をできるものがありましたので、渡航費用に係る合計金額で100万円の減額が図られました。

次に歳入をお願いします。

歳入の前に24ページをお願いします。

24ページは繰越明許費を申し上げます。全部で5項目、農林水産業費、林業費では、林道清水平線の事業費、商工費では、先ほど申し上げました予算で増額しているシューネスベルクのろ過器の更新であります観光施設特別会計への操出金の繰越しであります。土木費については、橋りょう長寿命化に係る費用であります。国土調査については、2月6日の臨時会で令和2年度に予定をしています補助事業分の国土調査費を増額しました。その部分について繰り越しを行って事業執行を令和2年に行うものであります。

災害復旧事業については、先ほど行政報告でも申し上げました以外の特に大塚沖のポンプの工事費であるとか、そういうものについて繰り越しを行って事業執行を行うものであります。

25ページは、地方債の補正であります。今回、変更するものについては、過疎債の事業費分、それからソフト分であります。表のとおりでございます。

歳入の関係でありますけども、29ページをお願いします。

国庫補助金の上から3行目、土木費の国庫補助金で合計金額670万5千円の増額が見込まれます。それぞれ項目が書いてありますけども、村道の改良工事であるとか、今行っています中村の地域優良住宅の補助金、それから橋りょうの長寿命化に伴う補助金等、それぞれ増減がありました。合計金額で670万5千円の増額が見込まれます。

次、30ページをお願いします。

30ページの一番下、寄付金であります。

ふるさと納税の額の見込みでありまして、当初3,500万円を予定しましたが、今のところの状況を考え、500万円減額ということで計画をしています。

その次の31ページの繰入金であります。

不足する財源を基金から繰り入れをして、当初予定をしましたが財政調整基金に1,898万円繰り入れをしないで済む予定ということで、計画できましたので、基金繰入金を減額する補正であります。

一般会計については、予算書に基づいて説明をさせていただきました。

特別会計、その他については、村長説明のとおりであります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております条例案件6件、予算案件19件、事件案件6件、合わせて31件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布いたしました「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

委員会審議については、委員会ごとの日程をお願いします。

また、請願・陳情等について委員会への付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。

付託された事項については、取りまとめて、報告期限の12日までに提出してください。

直ちに印刷を行い、13日の本会議で議題にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午前11時29分）

令和2年3月第1回 木島平村議会定例会
《第2日目 令和2年3月11日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一 君）

ただ今の出席議員は、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

7番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

（7番 土屋喜久夫 議員 登壇）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは、発言を許されましたので令和2年第1回木島平村議会定例会の行政一般質問を、通告に基づき始めたいと思います。

先ほど議長からありましたように、本日は東日本大震災9年目の日でもあります。自然災害、異常気象等、今の状況も含めて心配をされるところであります。

それでは、通告に基づき、最初は集落支援の方策についてということで、質問させていただきます。

1点は、集落事務、特に会計処理に集落担当職員の実務的支援はできないか。

2点目、国の示した、地域おこし協力隊制度、集落支援員制度は、「地域消滅」の懸念から始まり、その補完のための制度と承知しているが、村は、村内小規模地区の集落振興にどう活用しているのか。

3点目、6次総合計画後期計画に、地域要望がどの程度生かされているか。地元負担の過多で、要望が事前に諦める事態になっていないか。

以上3点を通告してあります。

12月の各区の決算期に、農協の窓口で、多くの集落の会計担当者にお行き会いすることが常であります。当然のことながら、各区の役員はそれぞれの慣例やルールで選出され、集落の運営に当たっておられます。昨年は、大きな災害の警戒のために、平常時よりも多くの出役等大変であったと思われまます。また、各区の役員は、それぞれ自らの正業を持たれながらのボランティア活動であり、担われるそれぞれの役職について、その業務を得意とする人、不得意とする人ということで、大変なご努力をされていることと知っているわけでありまます。

過去、何回も質問しておりますが、なかなか集落担当職員の役割、基本的な位置づけ等、表に出てこないわけでありまます。基本的には、出身地区というような位置づけにされていますが、職員も村内をまめになく配置と言いますか採用されているわけでありまますから、大変なところもあろうかと思ひまます。ただ、集落担当者が地域の課題を把握していないのではないかなという懸念も多くあるわけでありまます。その中で地域とかかわる区の庶務機能というものを担えないのかどうか。やはり、一番元気を作っていくのは集落であらうと思ひまますし、その部分を発展させるのもその職員、職員自身は村づくりの最先端、プロフェッショナルだらうと思ひまます。

また、2009年度に発足しました地域おこし協力隊制度。それは3年の任期があるというように、集落支援員制度というように、総務省が制度を創設したわけであり、名称のとおり、地域おこし協力隊という制度であります。

しかし、現状を見ると、行政の下請けと言いますか、村がすべき仕事をその部分にお願いをしながら進んでいるというのが現状でありまして、地域おこしの本質に活動がいつているのかどうか、なかなか難しいところがあるかと思えます。そうは言いますが、身分の安定をして、生活も安定している、給与保証もされている職員の指揮下で、それぞれの活動があるということについて、このへんについても制度をどう理解するかというのは大変難しいことではありますが、そうは言いますがせつかくの制度でありますから、ぜひこの制度を真の地域おこしの起爆剤にすべきではないかなということを考えています。

村の元気は、地域の元気で、地域の元気は各家庭の元気というようなことをずっと訴えてきています。いろいろな任務の中で、集落にかかわった隊員もいたわけでありまして、なかなか居住には結びついていませんが、いまだに関係は深く持ちながら、村を訪れていただいている、仲間を連れながら、村を訪問されている、非常に深い関係がいまだに続いている状況の中で、関係人口という言葉もこのごろ多く使われています。その増加も、地域の活性化に結びついてはいるのかどうか。当然、その辺を、関係人口の増加によって地域の活性化も見なくてはならない、そういう意味で村にかかわった皆さんが村をどう思うか。「本当に良いところだ」と言いながら来てくれるのか、「あそこはやめた方がいいよ」と言うのか、その辺もそれぞれの任務のあり方、それから皆さんとの仕事の作り方等に結びついていくのではないかなと思っております。

地区づくり計画の関係でもありますが、6次の後期にそれぞれの地域のスローガンと言いますか、テーマを掲げてあるわけでありまして、やはり地域の元気づくりには、当然結びついていく要素だと思っておりますが、現在、地元負担というものがネックになりながら、前段申し上げましたように、集落の中で声に出すことをためらわれている、実施計画の中に盛り込むことがためらわれているといったようなことがあるのではないかなという不安を持っているわけでありまして、それぞれ、集落担当者がこの計画づくりには携わっているわけでありまして、結局は地元の負担率をお示しするだけで終わってしまっている。どのような悩みがあるのか、どのようなネックがあるのか、そういうところまで踏み込んだところで議論ができていくのかどうか。今、集落用水等の整備については、各区と営農組織の会議の中で、直接支払い交付金を活用したらどうだというような提案を村からされているわけでありまして、その中で、地区と営農組織が完全に重なっているということは村内でも大変少ないわけでありまして、この辺についても、やはり村が指導しながらその地区と営農組織との結びつきを作っていくというようなことが重要ではないかなと思っております。

中山間、それから多面的機能の交付金については、誰のものでもない、それぞれ営農をされている農家のものであります。それをどう使うかということについて、村がそれぞれの地元負担に入れろということについては、人の財布の中身をどうしようという話になってくるわけでありまして、これについてはどう考えても間違っていると思っております。それぞれの農家固有の財産でありますから、この辺について、いろんな指導の中でちょっと考え直していただきたいと思っております。まして、用水については、今年の陽気等を考えるときに、やはり今までそういうところに手を付けてこなかったことによって、上流は、水は来ているけれども、下に来るにしがたがって、漏水で水がなくなってくるというような、木島平は扇状地でありますから、しっかりと水路整備をしないと、水についても不足するという状況であります。渇水等は、今年は当然話題になるというか、水田農業の有無については課題になろうかと思っておりますので、ぜひこの辺についても地元負担等を考える時期ではないか。むしろ、これ以上疲弊してきますと地域が自らで声を上げて何とかするというような状態ではなくなってしまうのではないかなと大変不安を感じております。

申しあげました最初の3点、お答えいただければありがたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、土屋議員ご質問にお答えいたします。

3点ありましたが、集落や集落機能の維持というのは、高齢化や人口減少が進む中で大変重要な課題と考えております。ただ、村の財政状況や人員などからすべてに対応できないということはご理解いただきたいと思っております。

先ほど中山間、多面的機能直接支払は、できるだけ村内の農業施設等の維持管理について利用していただきたいというような話をしていると述べましたが、議員もご存知と思いますが、従来、国・県では農業施設の改修等については、それぞれ補助金等を充てておりました。国・県の補助を受けて、村がそこにかさ上げをするというような形で取り組んできたわけですが、現時点では、国、それから県の補助事業は、その中山間と多面的機能の方にほぼ集約をされて個々の補助事業がほとんどなくなってきていると。そしてまた、その交付金の中には、4分の1が村の財源であるということも含めて、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それぞれのご質問については、総務課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長答弁に捕捉をしまして、各項目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の集落支援として、集落の会計事務を村の職員が行うという件でありますけども、請求書の処理、何件か購入して、その請求書を役員さん方が預かってくるものの処理であるとか、区の役員さん方がそれぞれ立替えをしているものについての処理であれば、集落担当の職員がその処理を行うというものは可能であると考えます。ですけども、区の中で急にお金が必要になったものであるとか、先ほども質問の中にありましたが、担当する職員がその居住地でないものが、半数に近い数がいるということを見ると、今までの集落の役員さんが行っていた方法がいいのではないかと考えます。

また、実際に集落の皆さんがこの件について、どのくらい要望しているのか、区長会等で意見を聞くということも必要だと考えます。

2点目の地域おこし協力隊の制度、それから集落支援員の制度であります。

地域おこし協力隊については、都市部から地域に移住して、一定期間地域に居住しながら地域住民の生活支援や特産品の開発、販売等の地域協力活動を行うとされています。また、集落支援員制度は、その地域の実情を把握した人材が職員や地域と連携して集落振興の活動を行うとされています。そのために国は、財政の支援を自治体にしていくという制度であります。ともに消滅が危惧される小集落だけでなく、人口減少が進む自治体そのものを地域とすることもできるとされています。

村内の小規模の地区の集落振興にどう活用しているかという件でありますけども、現在の村

内で活動している地域おこし協力隊員は、今はいない状況であります。集落支援員は、観光の振興、農業の振興、また、高齢化した集落の健康づくりの事業をそれぞれ担当しております。それぞれの任務が担当地域や集落の維持に繋がっていると考えています。

次に、第6次総合計画の後期計画に地域要望がどの程度活かされているか、また、地元負担の過多で要望そのものが事前に諦める事態になっていないかという質問であります。実施計画を積み上げる段階で、地元負担を求めない村の事業と同時に、集落が要望している事業の全てを計画に入れるために、年度計画の見直しを集落においても毎年行っていただいております。その中で、事業費の見直しはもちろんでありますけれどもと計画自体の見直しと一緒にいただいております。その結果、次年度以降に計画を送らざるを得ないという場合があると思います。

基本的には、地元要望については、実施計画にすべて取り組みをして、その計画に基づき予算編成をしていくという計画であります。

もう1つ、公共事業の地元負担率の見直しでありますけれども、今、その検討をしておりますが、これについては、時間をかけて慎重に進めていく考えであります。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

答弁いただいたわけではありますが、村長答弁のとおり、集落支援は村政の最大課題ではないかなと思っているわけであり。集落が元気でなければ、村全体がというところには、なかなか結び付かないのだらうと思います。すべての施策ができるわけではありませんから、取捨選択という中でどう村づくりをしていくのかという意味合いで、最小単位の集落をどうしていくか。課長の答弁の中でも、例えば会計処理も日々の管理は難しいが、決算書程度のものについては、可能ではないかなというようにご答弁がありました。この辺については、ぜひ進めてほしいと思いますが、ただ、地元要望についてすべて実施計画に入っているという言い回しがありました。その辺の懸念と言いますか、申し上げたとおり30%の地元負担ではというところがあるわけであり。この辺についてもこまめに集落に入りながら、ということになりますと、できれば集落担当職員のトップは区の役員の一部に入ってもらいたい、そのぐらいをしていくべきではないかなと若干考えるわけであり。

先月号の広報等を見ますと、村の職員がけっこうそれぞれ村の役職のトップになっているようなことがありまして、この辺についてもそれほど人材難であろうと懸念されるわけであり。負担率についても考える時期ということですが、もう時間をかけていることができないのではないかなという不安も持っているわけであり。そういう意味でこの辺の時間をかけるというのは、今年1年という考え方でいるのか、それとも次の総合計画に向かってという、それぐらいの想定をされているのか。この辺については、政策でありますから課長からの答弁というわけにはいきませんので、村長からよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

先ほど、担当課長からも答弁させていただきましたが、やはり集落がどのように考えているか、そういうことも進めていきたいなと思います。

それからまた、地元負担の件についてであります。それぞれ道路だったり、農道であったり、水路であったり、様々ありますので一概にすべて同時に進めるというのはなかなか難しいかなと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、中山間、多面的機能については、それぞれ村もその中に一部負担をしているということでもありますし、その交付金についてはそもそも農家経営の継続と同時にその農業施設の維持管理についても、含まれているというか、それを期待した交付金であります。それをいかに有効に使っていただくかということについては、村の方でもしっかりと説明していかなければならないと思いますが、もしそれが使えないということであれば、その制度を村がどのようにすれば使えるのか、その辺をまた改めて工夫をしていきたいと思えます。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

今、時期について答弁がありませんでしたが。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほど申し上げましたが、それぞれ道路とか農業施設、それらについて一様に時期を決めてというのはなかなか難しいだろうと思いますが、道路負担については、1年ぐらいをめぐりに、相談しながら進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは次に、「三重苦の経済振興方策は」というようなことであります。

台風19号の被害、それから未曾有の小雪、現在進行中の新型コロナウイルス肺炎の発生で、本村経済が大変疲弊をしています。また、今の状況でいきますと、昨日も10日間の自粛延長が国からも発表されているわけでありまして、非常に厳しい状況であります。

新年度予算にその振興策、コロナについては年を越してからの話でありますから、なかなかそこに対応はないわけではありますが、先ほど申し上げましたような少雨等の問題、雪不足等の問題、これについて新年度予算の中で、どう思いながら振興策を作られたのかが、なかなか理解できない状況であります。いかがされるのかどうか。これについては、コロナの問題が出ま

してから、信濃毎日新聞紙上に「三重苦」という大きな字が躍りました。観光県、長野県の苦悩を示したものであるということで、記事を読んだわけでありませう。

県同様、村は、農業と観光の村を標榜し、多くの地方自治体と同様に、特にここで目立っているのが国の観光庁の発足に合わせたようなDMO、観光地域づくりという国が観光庁を作りながら、地方にその施策を押し付けてきたようなイメージを持っているわけでありませうが、多くの地方自治体同様に国の方策に基づいて、観光と農業というような言い方をしながら目指しているわけでありませう。

しかし、今議会の村長の施政方針のとおり、新型肺炎COVID（コビット）－19、雪不足、今後も懸念される大型台風の来襲など、村経済に大きな影響を及ぼすというような発言があるわけでありませう。必至でありませう。

施政方針期日の県の提唱する「気象非常事態宣言」の賛同というような言葉が盛り込んであります。賛同もそうでありませうが、村としてどうしていくのか、この辺についてもどこかで明らかにすべきであろうと思っております。この賛同で村民経済は好転するのか、ということになります。なかなかそういうものではない理念だけで進んでいるというのが現実でありませう。当然ながら、有利な起債を借りながらソフト事業を進めるというような後年度の方に借金を残していくということでありませうから、これについても村の財政確保のための風潮になっていますけれども、本来ではないがということも考えているわけでありませう。

持続可能な社会を目指す施策は重要であろうかと思っております。スキー場に頼らないという観光施策は、だいぶ以前から理念的には言われてきているわけでありませう。グリーンシーズンを何とかしようということで、いろんな方策も展開されているわけでありませうが、未だにスキー場に頼らざるを得ない観光施策でありませう。

今期のような雪不足については、私の人生はまだ短いですから初めてでありませうけれども、数年来の雪不足の傾向は、雪産業からの転換を本気で考える時期ではないかなと考えるわけでありませう。

水田農業もしかりでありませう。水不足で村の農業の方策を考えなければならない。商工関連としまして雪不足対策という名目で、融資の金利補助等がふう太ネット等で流れています。ただ、来期の気象が不安で借金もできない事業者が大半であろうかと思っております。そんな中でDMOに基づいた観光振興局、村の観光、それから農業、商工業をけん引すべき観光振興局でありませうが、非常に多くの公費を投入しながらも、未だに自立の道さえ見いだせない状況でありませう。組織の構築途上ということで、そんなことでいいのかどうか。議会もそうでありませうが、村民も不安に思っているところでありませう。

農地につきましても、何度も提案していますが、今後、少数の後継農業者が対応できる基盤、また、水不足等、近代的な水利構造も重要だろうと思っております。

昨日のありましたように自粛の10日間延長というような中で、村民の経済、生活を守ること、行政の最低限の責務と考えませうが、この方策は新年度予算のどこに盛り込まれているのか、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

土屋議員のおっしゃるとおり、村は本当に三重苦の状況でありませう。台風19号、そしてまた、雪不足、そしてまた、新型コロナウイルスということでありませう。それらについて対応し

ていかなければならないわけでありまして。厳しい状況下ではあります、最大の効果を上げるための予算編成をしてきたつもりであります。

予算編成にあたっては、総合振興計画の重点施策である基本目標に沿った事業を、限られた予算で効率よく執行するよう、庁内で工夫するよう指示をいたしました。

台風19号による被害対策としましては、災害復旧事業費4千478万4千円の予算を11月7日に専決し、すぐに事業に着手をいたしました。2年度予算にも1千624万5千円を計上し、被災した全ての施設の早期復旧を目指しております。

寡雪については、今シーズンのスキー場の状況からスキーリフト、ホテルの経営は大変厳しい状況が続き、また、雪を生活の糧とする全ての労働者にも同様な状況と言えます。冬期間のこれまでの損失をどう取り戻すかについては、まず夏場の観光事業の充実、そしてまた、関係者一丸となつての取り組みが不可欠と考えますので、知恵を出し合つて乗り切っていきたいと考えております。

新型コロナウイルスについてであります、新年度の予算編成の時点では全く不透明でありました。現在も現在進行形ということでありまして。また、13日には国では緊急事態制限についても国会で審議をするというような状況でありまして、これからどのように推移をしていくのか、ほとんど見えてこない状況であります。国でも大型の補正予算を組んで支援策等を行うとしておりますが、まだ具体的にこちらの方にどういう形でというのが来ていないのが実情であります。正直申し上げまして、一自治体レベルで解決できるものではないだろうと思っております。やはり、国、県の支援策を村が有効に使っていく、そしてまた、村ができることは、支援策として盛り込んでいくというような対応が必要かと考えております。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

今、答弁をいただいたわけでありまして、それぞれ災害復旧等の話をいただいたわけでありまして。

ただ、当然、今まであったものに対する復旧というのは重要でありますけれども、先ほど申し上げましたように、事業の取捨選択が重要なのではないかなど。今の財政状況の中では、何でもというような状況にはないわけでありまして。そういう意味で財源、それから職員の人材も限りがあるというような状況の中で、どう事業の取捨選択をしながら、どう進めるかということ。

また、コロナの問題については、他の議員からも質問がありますけれども、報道等を見ますと、群馬県太田市は、学校閉鎖をぎりぎりまで引きずりました。自治体として首長が判断できることもあるのではないかなどということでありまして。この話だけではなくて、すべての施策に当然のことながら言えることでもありますので、そういう意味で、ぜひ、村長のリーダーシップをお願いしたいということと、後は、いずれにしましても将来の話ではなくて、今年の話であります。その辺について、どう対応されるのか。当初予算に間に合わないものについては、補正予算等で知恵を出していくのかどうか、その辺について、村長の答弁を求めます。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日蓋正博 君）

土屋議員の再質問であります。当然、必要なものについては補正予算等を組みながら対応していく必要があるだろうと考えますし、それからまた、先ほどありましたとおり、融資型の支援ではなかなか成り立たない給付型の支援をしていかなければならないというような意見が国内でも出ているということは承知をしておりますが、それに村自体が対応するというのはなかなか難しいのではないかなと考えております。

いずれにしても、これからどのように時代が動いていくのか。村ができることをやっていくという考えであります。それらについては、また、議員各位の皆さんとも議論をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは最後に通告しました質問になります。

認知症発症者の日々の苦悩は計り知れません。介護家族も同様であります。在宅の場合は、365日24時間、気を配っていくということでもあります。

平成12年、介護保険法ができて、介護の社会化というようなことが叫ばれ、現在に至っているわけでもあります。

部分的な介護支援は、進んではいるわけではありますが、要介護者と言いますか、認知症を発症された皆さんの事故も大変心配されるわけでもあります。認知症発症者が原因の賠償保険制度が必要と考えているわけでもあります。村として保険料の公費負担は考えられないかという質問であります。

皆さんの記憶にあるかどうか、認知症の高齢者が徘徊し、列車にはねられ死亡した事故がありました。亡くなったのは大変痛ましいことではありますが、列車の遅延損害金720万円が介護家族に求められた裁判というのがあります。

認知症は、それぞれ進行の具合もあります。実際には何も分からなくなるということだけでなく、記憶が戻ったり記憶がなくなったりという、自分自身の気持ちの中では不安な状態に常に置かれるというのが認知症であります。常にこういう状況の認知症発症者もおられるわけでもあります。

多くの高齢者が認知症の世界に進むとされている現在でありますけれども、自らの課題としても、真剣に考えるときかというような思いがあるわけでもあります。村内にも発症されている皆さんがおいでになりますから、日常的にお行きあいする機会もあろうかと思いますが、徘徊等の事故が特に心配されるわけでもあります。

本人の事故もそうではありますが、先ほどの列車事故のように、車等の事故ということも考えた時に、介護者の責任ということになるのかどうか。また、事故を起こされた村民の皆さんも大変心に傷が残るようなことがあるのではないかなということも心配しているわけでもあります。そうでなくても、なかなか自分のもの等が理解できなくなって商店からの商品を持ち出すとか、そういうものを壊してしまうとか、また、場合によると、飲食店等で、家族で食事を楽しんでいる中で、粗相をして座布団を汚してしまうとか、大変多くの不安があるわけでもあります。

本来、この保険という考え方については、国が対応すべき国民の課題だろうと思っているわ

けであります。先ほど申し上げましたように、それぞれ喫緊の課題、住民の不安をどう取り除くかが自治体の任務だろうと思っています。独自にそのような賠償責任制度を作るというのは難しいかと思いますが、国内でも多くの自治体で民間保険を活用して、そのような保険を導入しているわけでもあります。

本村の場合は、65歳以上の村民の交通災害共済、見舞金程度であります。公費加入するなど、そういう意味での施策を評価できるわけではありますが、一步進めて、家族の不安を解消することは、社会化と言われながらまだまだ、先ほど申し上げましたように、介護保険20年という状況にありながら、現実、表に出ない発症者の皆さんの実態も聞くわけでもあります。逆に、こういう公費負担というようなことで村民に呼びかけた時に、潜在的な皆さんの把握にもつながるのではないかなど、そんな側面的な効果も期待するわけでもあります。

以上、申し上げましたように、認知症発症者のための賠償責任等、村として考えられないのかどうか、若干の財政負担にはなろうかと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

高齢化の進展に伴いまして、認知症の方が今以上に増加することが予想される社会環境を踏まえると、認知症の方やそのご家族が安心して暮らすことができるようにするためにも、損害賠償保険制度への加入と一部公費負担については、前向きに検討する必要があるのかなど考えます。

まずは、認知症SOSネットワークに登録されている方を対象にしまして、既に実施している市町村の事例など、この制度と市町村の取り組みについて、調査、研究を進めてまいりたいと考えます。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

ありがとうございます。大変前に進むような話をいただいたものですから、特段ないわけではありますが、ただ、村長でいいのか課長でいいのかというのがあるので、そうは言いましても村長の認識も新たにさせていただいた方が良いのかなという思いがあります。

先ほど、最後に申し上げましたように、村内のSOSに登録されているというようなものの発言があったわけではありますが、私の認識とだいぶ離れているような気がします。

20年たちながら、まだまだ家族が認知症の発症を隠したいというような風潮も残っているような気がしています。そういう意味で、現実、本当にこの部分がしっかり把握できているのかどうか。これについて、どうお考えになるのか。もう十分だということであれば、それはそれで全然問題ないわけではありますが、その辺について村長の認識をお願いします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長（日碁正博 君）

正直に申し上げて、実態というのはなかなか把握しにくい部分があるかなと思います。ただ、先ほど申し上げたSOSネットワークの登録者と申し上げましたが、例えば、車を運転されている方が、「認知症だから運転やめた方が良いよ」と言われたときに、本人は車を運転している状況でその保険に入ろうとするかどうか、そういうような対応も含めて、常に実施をしている市町村の状況を確認していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

(終了 午前10時48分)

議長（萩原由一 君）

2番 山浦 登 君。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番 山浦 登 議員 登壇)

2番 山浦 登 議員

通告に基づきまして6点に渡って質問いたします。

まず、1点目は、「飯山赤十字病院再編統合問題について」であります。

昨年9月、厚生労働省が地域医療構想推進のため再編統合論議が必要と判断した全国424の公立・公的等病院名を公表。そこに飯山赤十字病院が含まれていました。

地域住民の健康と命に関わることとして、飯山市など岳北4市村は1月20日、中核病院としての維持存続を求める要望書への住民署名活動を決め、実施しています。

2月14日、岳北4市村の共産党議員は、日赤事務部長と総務課長に再編統合はしないように要請し、懇談しました。その中で日赤から、「厚生省のデータ等は、医師不足等により診療実績が少ない2017年度の数字であり、この間、赤字解消に向け医師不足解消等の努力を行い、28人の常勤医師を迎え、19年度の病床稼働率は95%、救急対応は90%近くになっている。平成29年・30年と概算で6億円の赤字であった。しかし、令和元年度には経営努力で赤字が3億円程に減額する見通し。公表された23の赤十字病院の会合では、本社より、再編統合や地域からの撤退は絶対しないとの方針が出された。医療が提供されてこそ町村は存続出来る。今後さらに経営の安定と地域の要望を組み入れて充実した医療を提供するために努力したい」と決意を込めて述べられました。

政府は、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年までに医療や介護にかかる費用を抑える仕組みをつくらなければ、社会保障制度が持続不可能になるとしていますが、厚生労働省が再編統合案を突然発表した背景には、2014年に成立した「医療介護総合確保法」があり、都道府県に対し、25年時点を見据えてベッド数など医療提供体制を見直す「地域医療構想」の策定を要求しました。この地域医療構想がそのまま実行されれば、25年時点のベッド数が本来必要な数よりも33万床も少なくなると推計されております。安倍政権の骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）で公立・公的病院は、高度急性期や急性期といった地域の民間病院では担うことのできない機能に重点化するとの方針が決められました。官邸に設けられた経済財政諮問会議の民間議員として参加している経団連の中西会長は、医療費抑制の方策として

の病床削減が思惑通り進んでいないところから、官民合わせて13万もの病床削減を提言しています。「適切な基準を新たに設定した上で期限を区切って見直すべきだ。民間の病院も病床数の削減、再編に向けた具体的な道筋を明らかにするべきだ」と述べたといわれ、それを受け安倍首相も着実に進めるように厚労相に指示したといわれます。このような地域医療とそこに住む住民の生命と健康を危うくさせる財界の意向を汲んだ公立公的病院の再編統合案には、私は反対します。そこで次の点を質問いたします。

1として、既に岳北4市村による署名運動により、日赤再編統合には反対の方針で取り組まれています。現在の状況はどうか。

2点目は、令和2年度の村予算に日赤経営改善支援補助576万円、新規医師住宅改修費補助、それから、機器整備負担金等で34万7千円が予算計上されておりますが、赤字補填補助はないのでしょうか。今後、病院経営がどういう状況になっても財政支援をしていくとの考え方はですか。その点で4市村は一致しているかどうかお聞きします。

3点目は、この病院の再編統合は、まず公立公的病院を対象に行い、その後民間病院を対象に進めると言われていますが、岳北自治体のみならず、近隣自治体とも足並みをそろえて地域医療を守る取組みを行う必要があると考えますが、どのような方針で取り組まれるか、以上3点にわたって質問いたします。

お願いします。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、山浦議員の「飯山赤十字病院再編統合問題について」ということではありますが、飯山赤十字病院の維持存続を求める署名には多くの方のご協力をいただき大変ありがとうございました。地域医療を守る拠点としての役割を果たして行けるよう、支援を継続していきたいと考えております。同時に病院自体の経営改善を促してまいりたいと思います。当然、私個人的にも病院の統合廃止については、反対であります。しっかりと支援を継続していきたいと考えております。

個々の質問については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時05分をお願いします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時05分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

お答えいたします。

1つ目の既に岳北4市村による署名運動により、日赤再編統合には反対の方針で取り組まれています。現在の状況はどうかというご質問ですが、今回、村民の皆様にご署名をお願いした「飯山赤十字病院の地域中核病院としての維持・存続を求める国への要望」の内容は、「飯山赤十字病院に対し、他病院との統合や機能の縮小を求めないこと。そして、地域医療構想については、地域における協議の結果を尊重し、再編・統合を強制しないこと。」でございました。

各区をお願いいたしました署名は、全部、役場に届けていただきました。3,312人の村民の皆様からの署名をいただきました。お取り組みをいただき誠にありがとうございました。

2つ目でございますが、令和2年度村予算に日赤経営改善支援補助576万円、新規医師住宅改修補助1万円、機器整備負担金34万7千円が計上されていますが、赤字補てんはないのでしょうか。今後病院経営がどういう状況になっても財政支援をしていくとの考え方ですか。その点では、4市村は一致していますかということですが、飯山赤十字病院の経営収支状況は、平成26年度に利益剰余金がマイナスに転じ、続く27年度も4億円を超える累積欠損となりました。早急な経営改善を目指し、平成28年度から5年間の経営改善計画が立てられました。

岳北地域の4市村は、この地域唯一の公的医療機関を守るために財政支援をすることになりました。村の負担額は、すでに平成22年度から支援をしていました夜間休日診療等の支援として59万円に加え、経営改善に向けた支援として517万円を追加支援とし、総額576万円の支援を始めました。岳北4市村では総額4,987万円となりますが、赤字補てんということではなく、経営改善計画を進めるための支援となります。実際に経営改善の効果が出てきていると考えております。

現在の支援のうち、平成28年度からの追加支援は、経営改善計画最終年の令和2年度までの支援となっております。それ以降の支援につきましては、4市村でこれから協議することになると思われます。

なお、新規医師住宅補助金は、医師確保対策の為であり、村内に在住し村内で開業もしくは飯山赤十字病院に勤務する医師の住宅について補助するもので、最高額を1千万円としております。具体的な案件があった場合は、改めて予算計上を申し上げます。

3番目のご質問ですが、この病院の再編統合は、公立公的病院を対象に行い、その後民間病院を対象に進めると言われていますが、岳北自治体のみならず、近隣自治体とも足並みをそろえて地域医療を守る取り組みを行ってほしいと考えますが、考えをお聴きしたいということですが、飯山赤十字病院は、最も身近な総合病院であり、村民の皆様にとりましても欠くことできない病院であります。将来にわたって存続されなければならないと考えております。

近隣市町村と足並みを揃え、飯山赤十字病院を支えていかなければならないと考えます。

現在行われています具体的な取り組みといたしましては、飯山赤十字病院が主催をいたします「飯山赤十字病院運営協議会」がございます。北信6市町村の長と議会議長が委員として出席し、運営の適正化と施設の充実強化に向けた話し合いを定期的に行っております。

また、県が主催する県内の11の一次医療圏に設置された地域医療構想調整会議の一つが、北信6市町村を範囲として設置されています。この会議には、中野市長、飯山市長など6市町村の代表者も委員に加わり、北信総合病院、飯山赤十字病院を中心とした北信地域全体の地域医療について、協議が進められております。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

(「はい。」の声あり)

2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

飯山赤十字病院の経営収支が平成26年にマイナスに転じ、27年度の累積欠損4億円を超え、28年度から5年間の経営改善計画に基づき、岳北4市村で5千万円近い支援をしてきた結果、病院の経営努力もあり経営改善の効果が出てきたということは、厚労省の地域医療構想の再編統合を阻止する上でも非常に重要な点だと考えます。引き続き、4市村の連携を保ちつつ取り組んでほしいと思います。

そこで、今まで取り組んできたことを踏まえて、飯山赤十字病院の存続の見通しをお聞きします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

存続の見込みということではありますが、それについては私の立場では何ともお答えできませんのでご了解いただきたいと思います。

いずれにしても存続を求めて支援、そしてまた、要望活動を行っていくということについては、ご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

(「はい。」の声あり)

2番 山浦 登 議員

次に、2点目の「消費税引き上げによる影響について」質問いたします。

安倍政権は昨年10月、消費税を10%に引き上げました。

所得の少ない人に重くのしかかる消費税には反対です。

国は「社会保障のため、財政再建のためであり、経済に影響を及ぼさないよう、あらゆる施策を総動員する」と言いましたが、国民の暮らしと経済に大きな影響を及ぼしています。村民から消費税が上がり、公共料金や諸物価も値上がりし、生活が苦しくなったとの声をよく聴きます。消費税が導入されてから30数年間、納税された消費税総額は397兆円。一方それと同時期の国税の法人税は、当初の税率42%から23.2%に下がり、298兆円も減収。所得税の最高税率が、当初60%が45%に下がり、住民税は、当初税率16%から所得に関わらず一律10%と引き下がり、275兆円減収となりました。30数年間の消費税収累計397兆円は、法人3税減収の298兆円と所得税・住民税の減収275兆円に消え、税率の引き下げは、大企業や富裕層ほど恩恵を受けてきています。消費税は「社会保障のため」でも「財政再建のため」でもなく、大企業と富裕層の減税の「穴埋め」に使われてきたことがこの数字からうかがえます。

税制には「財源調達機能」、「所得再分配機能」、「経済変化安定機能」の3つの役割があり、「財源調達機能」は公的サービスの財源調達であり、「所得再分配機能」は所得税や法人税の累進構造を通じて所得や資産の再分配、貧富格差の是正の役割を担っています。

しかし、消費税は国民一律に課税され累進機能はありません。大企業の内部留保は18年度末で449.1兆円となり、アメリカの通信社ブルームバーグ社によれば日本上場企業の手持ち現金だけでも506兆円に上るといわれます。19年3月期決算で主要な大企業の実際の税負担率の計算をすると、法人3税を合わせた法定税率は30%程度なのに、NTTは5.8%、トヨタ自動車19.1%など法定税率より大幅に低くなっています。その原因は、試験研究費の一部を税額から控除する研究開発減税や子会社からの配当を利益から除く受取配当金不算入など、もっぱら大企業だけが利用できる優遇税制があるからです。さらに税制度審議会の会長である経団連会長榊原会長は、法人税率の引き下げや研究開発減税の拡充など大企業の負担軽減を毎年のように政府に求めており、社会保障費削減まで言及しています。文字通り大企業優遇税制の拡大です。貧困と格差の拡大に追い打ちをかける消費税には反対し、日本経済を元気にし、国民の暮らしを守るために税率10%を5%に引き下げを要求します。

消費税は、国政の政策であります。昨年4月に共産党木島平支部で村民を対象に実施した消費税に関するアンケートでは、引上げ賛成2%、反対68%、仕方がない16%と、反対が7割を占めていました。そこで村民の切実な声、願いに対する村長の考えをお聴きします。

まず、1点目、村民の消費税に対する声、要望をどのように考えるか。

2点目、消費税増税に対する村の対応策はあるか。

3点目、消費税反対の声を県、国に要望する考えはあるか。

4点目、私の今述べた消費税に対する考え方をどう考えるか。

以上4点にわたって質問いたします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、山浦議員の「消費税引き上げによる影響について」のご質問であります。

消費税に対する声、要望をどのように考えるかということですが、アンケートは対象者や設問によって回答は異なってくるのだらうと思います。ただ、社会福祉費の急激な増加は避けられない、そしてまた、貧困による教育格差が生まれていると。その中、幼児教育無償化など福祉や教育などの施策を必要としているところに使われるかどうかの問題が大切なと思います。

それからまた、増税に対しての対応ですが、国が行うプレミアム商品券事業を村内に周知し、十分活用していただくよう村が円滑な事務を進めております。

増税を財源として、昨年10月から幼児教育、保育を無償化したことにより、村は給食費も含む3歳児以上の保育料を無料とし、3歳未満児であっても第3子以降の保育料を引き続き無料としております。

国・県に対しての要請ということですが、先ほども申し上げましたとおり、社会福祉制度の安定的な持続と幼児教育無償化の財源をしっかりと確保するように求めていきたいと考えております。

消費税に対する考え方ということですが、経済がグローバル化している現代では、法人税の税率によって企業の投資先が変わってくるといわれております。そのため、法人税を下

げて海外からの投資を増やそうとしている国もあるわけであります。日本の法人税は諸外国と比べて安いわけではありません。研究開発減税は、中小企業でも使える減税制度でありますし、利益から配当を引く受取配当不算入は税の二重払いを回避するための制度でありまして、大企業を優遇する制度ではありません。

消費税を導入している国はいくつかあります。国によって制度や税率に違いはありますが、日本の消費税率が特別高いというわけではありません。むしろ満足度が高いといわれる高福祉国家では、むしろ消費税が高いようであります。消費税は、国民が一律に負担します。言ってみれば国民みんなが福祉や教育など支援を必要とする方の生活を支え、これからの日本を支える人材の育成を支えるための税と考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

ただ今の答弁で、私と日墓村長の消費税に対する考え方が大きく異なっていることがわかりました。

私は、村長に消費税を廃止してほしい、税率を下げしてほしいと言っているわけではありません。消費税率引き上げで景気が落ち込み、多くの村民が、生活が苦しくなったと訴えている中で、村長が消費税反対を明言することが、どれだけ村民の励ましになるか知れません。消費税の議論は、別の機会に譲るとして、改めてお聞きします。

今回の消費税率引き上げとこの税制度に対して、「国民が福祉や教育など、支援を必要とする方の生活を支え、これらの日本を支える人材の育成を支えるための税と考えています」との考え方が、再度伺います。

消費税の賛否については、福祉・教育のために必要であり、賛成というお考えですか。お願いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

税という形での国民負担については、安ければ安いほど良いと思うのは、当然、誰しもそうだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、税を国民みんなが負担をしながら、そしてまた、その税を、支援を必要とする皆さんに重点的に配分をしていく、そういう制度というか、そういうものを求めていく必要があるのだろうと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

それでは、3点目の質問をいたします。

3点目は、「地球温暖化と異常気象の対応について」ということです。

12月議会でも質問いたしました。若干重複しておりますけれども、お願いいたします。

近年の大型台風の襲来、竜巻、豪雨、昨年末からの寡雪、新型コロナウイルス等、今まで考えられなかつた大きな自然災害が発生し、日本のみならず全世界を混乱させています。この多くが地球温暖化に起因しています。昨年、スペインで開催された国連気候変動枠組み条約第25回締約国会議でグテレス国連事務総長は、パリ協定、2015年です、が定めた産業革命前からの気温上昇1.5度から2度未満の抑制目標のために、温室効果ガス排出量を2030年までに45%に削減し、50年までに実質ゼロとすることを要請し、77か国が約束しました。世界の温室効果ガスが今のペースで続けば、今世紀末の気温が産業革命前と比べて最大3.9度上がり「破壊的な影響」が生じるとの報告書を国連環境計画が公表しました。世界の温暖化対策の主流は、再生可能エネルギーと脱石炭火力です。

安倍政権は2018年7月に2030年度の電源構成比率を石炭火力26%、原子力20から22%、再生可能エネルギー22から24%などを定め「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。37基の石炭発電建設を進め、エネルギー源構成の石炭火力を26%として、世界の気候変動対策に逆行する政策をとっています。

昨年、白馬村では気候非常事態宣言を発し、住民とともに気候変動の危機に向き合い、温室効果ガスの抑制や白馬の四季と良質な雪を守ることなど5項目を掲げました。

また、県議会は、12月議会で気候非常事態宣言を県に出すように求める決議を全会一致で可決し、県はこれを受け、宣言を行いました。阿部知事は、宣言文を読み上げ「気候変動の問題は世界規模の課題でありながら、地域レベルで取り組まなければ解決できない課題。県としてしっかり取り組まなければならない。」と述べ、二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を明確に打ち出しました。村民一人一人が日常生活の中で温暖化問題と向き合い地球環境を守り温室効果ガスを減らすことに心がけることが大切であると考えます。そこで7点にわたって質問いたします。

1点目は、県の気候非常事態宣言を受けて村も早期に宣言を出す必要があると考えますが、どのように考えますか。

2点目は、現在取り組まれているNPO法人の木島平村エコビレッジ構想の進捗状況と村の関わりについてお聞きしたいと思います。

3点目は、小中学校に太陽光パネルを設置し、省エネとともに子どもたちに温暖化問題、太陽光発電、再生可能エネルギーの理解を深める教材として活用したらどうか。

この点については、野沢温泉村では、実施して大変成果を上げてしていると聞いております。

4点目は、環境問題と関連するので伺いますが、分別収集されたプラスチックごみが再分別され、寒川の施設で焼却されていると聞いていますが、再分別はどのような基準で行われているのか。現在、分別収集しているプラスチックごみ、ビン、缶の収益金はいくらになるか。

この質問については、村民からの質問でありまして、若干事実と異なっていると言われますので、その点の説明をお願いいたします。

5点目は、ごみか資源かの判断基準をしっかりと村民に周知徹底し、資源を増やし焼却ごみを減らすことが必要ではないか。さらに資源ごみの収益金を各区に還元し、より一層分別収集の理解を深めるために使ったらどうかという提案をしたいと思います。

6点目は、村の防災計画、防災マップはいつ作成されたものか。風水害の災害はかつての予想を大きく超えて発生しています。原発災害避難という新たな問題も生じています。村民が安全で安心して生活し、万が一の災害時には適切に指示対応できるよう防災計画・防災マップの見直しを提案します。

7点目は、温暖化異常気象の問題は非常に重要な問題であります、専門的知識が必要で理解が深まらない。不安だけが蔓延しています。そこで、この問題に詳しい専門家を招き、フォーラムか講演会を開き、村民の理解を深めたらどうか。

以上について、7点にわたって質問と提案をいたします。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、「地球温暖化と異常気象の対応について」ということではありますが、まず、最初に宣言を出す考えはあるかということでもあります。

昨年から本年にかけて、夏の異常高温、秋の台風豪雨被害、昨年暮れから今年に入ってから冬の寡雪によりまして、村民生活が不安に陥り、農業、観光などの村の主要産業が大きな打撃を受ける状況となりました。また、冬の寡雪によって、本年の農業、特に稲作においては、水不足が懸念されます。

こうした中で、昨年暮れに県は「気候非常事態宣言」を出しました。県知事の依頼を受け、私が議会初日の施政方針で述べたとおり、村も農業や観光が将来とも持続的に発展することを目指すため、この宣言に賛同し、省エネルギーや水力発電など再生可能エネルギーの普及に努めていきたいと考えております。その為には村でも宣言を出したいと考えております。ただ、宣言だけでは実効性がないため、どのような取り組みを行うか具体的に示した上で宣言していきたいと考えております。

7番目の専門家のフォーラムや講演会ということではありますが、地球温暖化、異常気象については、まず、どう進めたらいいか、庁内で研究チームを作ることとしております。その後、専門家の意見、指導をいただいて、講演会等を通じて村民理解を深めた上で全村的な取り組みにしていきたいと考えております。

その他、個々の質問については、それぞれ担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

山浦議員からご質問のありました「地球温暖化と異常気象の対応」のうち、NPO法人と事業進捗状況についてお答えいたします。

このNPO法人は、これまでも協働のむらづくり支援金を活用され、村内で活用してきた団体です。

NPO法人が計画している村のエコビレッジ構想の中で、今年度の村と関係するものは、カヤの平高原の総合案内所で小規模な太陽光発電を計画するものです。現在、県の元気づくり支援金事業へNPO法人が事業主体として申請をしています。

元気づくり支援金が採択となれば、事業の着手、設備整備とその検証を進めながら、村も今後公共施設への自然エネルギー利用の検討を進める考えでいます。

議長（萩原由一 君）

山寄子育て支援課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（子育て支援課長「山寄真澄 君」登壇）

子育て支援課長（山寄真澄 君）

3番目の小中学校に太陽光パネルを設置し、省エネと共に子どもたちに温暖化問題、太陽光発電、再生可能エネルギーの理解を深める教材として活用したらどうかというご質問につきましては、太陽光パネルが良いのかどうかわかりませんが、温暖化や村の自然災害の状況、再生可能エネルギーなどの教材化や放課後子ども教室で行っている面白科学教室での取り組みなどはできるのではないかと考えております。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

それでは、4番目と5番目のご質問にお答えいたします。

まず、4番目、プラスチックごみの関係でございます。

プラスチックごみは、全量、収集業者から新潟県上越市の中間処理業者に運搬され、中間処理をされた後に、梱包し、全量、飯山市のリサイクル工場へ運搬され、リサイクルされます。従いまして、エコパーク寒川で焼却されてはおりません。また、再分別もされておられません。

収益金となるものは、鉄、アルミ、ペットボトルで、岳北広域行政組合の平成30年度の決算書では、この3つを合わせた売却代として958万524円が、歳入の中の雑入として扱われております。

プラスチックごみとビンにつきましては、収益金はございません。

5番目のごみか資源かの判断基準につきましてはの質問でございますが、ごみか資源かの判断基準につきましては、全世帯にお配りしておりますごみ辞典に、品目ごとに細かく分別区分をお示ししておりますので、こちらを判断基準にさせていただきたいと思っております。

先の質問でお答えいたしましたように、鉄、アルミ、ペットボトルを売却しての収益金は、岳北広域行政組合の収入となり、エコパーク寒川のごみ処分費用の財源の一部として充てられており、構成各市村の分担金の算定の際には、かかった経費からこの収益金を差し引かれて分担金が算定されます。

また、村独自の収益金といたしましては、古紙の販売代金がありますが、これにつきましては、村が負担するごみ処分費用の財源の一部に充てられます。従いまして、この収益金の各区への還元は、できません。

各区へのごみ収集に関する補助といたしましては、現在、ごみステーション設置補助がございます。こちらをご活用いただきたいと思います。

ご指摘をいただきましたように、ごみの分別収集につきましては、今後もより丁寧に村民の皆様にご説明してまいります。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

山浦議員の6番目、村の防災に関する計画についての質問にお答えいたします。

まず、「木島平村地域防災計画」でありますけれども、災害対策基本法によりまして、平時からの予防活動、災害時の応急活動など村の対策全般にわたりまして基本的事項を村防災会議に諮り平成11年9月に制定しました。内容の更新ですけれども、随時行っています。基本的な行動については平成22年に見直しを行っています。

ハザードマップは、平成27年10月に更新し、広報と併せて全戸配布しています。その他に「木島平村原子力災害対策計画」を平成29年3月に策定しています。これは、柏崎の原発から60kmの位置であるとか、予防的防護措置の準備の区域であるとか、そういうものを全般的に見て村がとるべき対策というものを記載した計画であります。

多様化する自然災害に対しても、国から様々な指針が示されています。大枠の地域防災計画とは別に避難判断マニュアル、それから、BCPや職員災害時対応マニュアルなど個別に作成して対応しています。また、村ぐるみ防災訓練においても、自主防災組織の強化というのを重点事項にしておりまして、地区では、中には協働のむらづくり支援金を活用して、その地区にあった「地区の防災計画」など、防災マップの作成が進んでいます。むらとしても今後、取り組みを推進していくように考えています。

また、ハザードマップについては、現在、原大沢上段に堰堤が完成したこともありまして、土砂災害警戒区域が一部変更となっていること、それから、今回の台風災害を受けて、令和2年度から県が県管理河川の浸水想定区域図を作成する意向がありますので、それに合わせて実情に合った時期に更新をしていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

気候非常事態宣言については、できるだけ早い時期に実効性のある宣言を出すよう、また、フォーラム、講演会開催によって、地球温暖化、異常気象に対する全村的に理解が深まる取り組みになるようお願いしたいと思います。

そこで、質問いたしますが、県の気候非常事態宣言では、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進を明記していますが、村が宣言を出す場合、具体的にどのような取り組みを考えているのか、今分かりましたらお聞きします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

先ほど申し上げましたとおり、その宣言に合わせて具体的にどういう取り組みをするのか、これから早急に検討していきたいと答弁をさせていただきましたが、例えば、村でこれから計画をしております馬曲川の水力発電の機能向上、それからまた、先ほど申し上げたカヤの平での太陽光発電の試験研究、そしてまた、これまで行ってきました住宅のリフォーム補助の中で、これまでは外壁や水回り等が中心でありましたが、その中で省エネ対策についての改修についても取り組んでもらうよう、そんなことも周知をしながらリフォーム補助に取り組む、そのようなことを考えております。

先ほども申し上げましたが、具体的な内容については、またこれからまとめてお示しをしていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

続きまして、4点目の質問をいたします。

「国民健康保険税について」です。

令和2年度の国保料改定をめぐっては、国が標準保険料率の確定版を順次各自治体に示しています。未公開の県もありますが、推定では公開された自治体のうち8割近くが保険料、保険税の値上げがされると言われています。国保税が高くて生活する上で非常に負担に感じるとの声が村民から聞こえます。これをさらに引き上げれば、住民の命と健康、暮らしが脅かされるだけでなく、国民健康保険制度そのものの存立さえ脅かされることとなります。

この国、県の引き上げの動きに対して木島平村では、「自主財源である国保税については被保険者数の減少等により調定額が年々低下していますが、徴収率は伸びています。今後も引き続き税務係と連携して徴収率向上に努めます」とし、保険税の予算額は1億1,105万9千円と1,807万7千円減額となっています。今の国の値上げの動きに対してこの予算で大丈夫なのでしょうか。そこで5点質問いたします。

1点目は、国保税は高いとの声をどのように受け止められますか。引き下げはできないのでしょうか。

2点目、令和元年度の保険税滞納額はいくらか。

3点目、予算書に「徴収率は伸びています。今後も引き続き税務係と連携して徴収率向上に努めます」とありますが、どのような対応をされるのかお聞きします。

4点目、全国知事会では国保に1兆円の補助を要望していますが、村としてどのように関わっているか、お聞きします。

5点目、国保税が各家庭に負担になる要因の一つに均等割りがあります。所得によって一定の考慮はされていますがさらに引下げることはいできないか。

以上、5点にわたって質問いたします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日蓋正博 君）

それでは、「国民健康保険税について」のご質問であります。国民健康保険は、加入者の年齢が比較的高くて、収入の少ない人が多い、その割には医療費が高いという制度的な課題があります。また、医療の高度化により医療費も増高しているということでもあります。自営業者が加入者であるため、前年の所得によって収入額に大きな変動があるなど、制度的に課題が多くあると認識しております。

個々のご質問については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

お答えいたします。

1点目、国保税は高いとの声をどのように受け止めますか、引き下げはないかというご質問でございますが、長野県国民健康保険連合会から示された資料では、令和元年度分の被保険者一人当たりの国民健康保険税の本村の税額は、県内77市町村の順位付けの中では、額の多い方から34番目となっております。真ん中よりは、少し上あたりかと思えます。実際の額で申し上げますと、1位の額は12万6,771円で、77位の額は3万3,660円とのことです。本村の額は8万6,228円となっております。

この額を見ますと、決して高いということはないと考えております。

また、昨年度、そして今年度のように基金の取り崩しをしなければならない村の国民健康保険特別会計の財政運営状況を考えますと、現時点では、税率の引き下げはできないものと解しております。

2点目、令和元年度の保険税滞納額はいくらかということでございますが、本年1月末現在の過去の年度の国民健康保険税の滞納額は、736万6,628円でございます。

令和元年度に平成30年分の所得に基づいて課税された国民健康保険税は、5月末の出納整理期間を過ぎてからでないと滞納額は確定いたしませんので、滞納額は申し上げられません。

3点目、徴収率は伸びているが、どのような連携、対応かということでございますが、税務係には、滞納者と面会しての納付催告、徴収、そして財産の差し押さえなどの滞納処分を担当してもらっており、国民健康保険担当係では、滞納者に対して、通常よりも有効期間が短い保険証「短期被保険者証」の交付を行い、納付の催告を行っております。

4点目でございます。全国知事会では1兆円の補助、村はどのように関わっているかでございますが、村は、県町村会、全国町村会を通して、国に対し、国民健康保険制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国民健康保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国民健康保険基盤の強化を図ることを要望しております。

5点目でございますが、各家庭の負担になる、さらに引き下げることにはできないかということでございますが、均等割は、世帯あたりの国民健康保険加入者の人数に応じて均等に負担していただいているものであります。

この均等割には、所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置がございます。このように負担能力に応じた措置がとられておりますので、国民健康保険特別会計の財政運営状況を考えますと、現時点では、税率の引き下げはできないものと解します。

ただし、今議会に税条例の改正をお願いしておりますが、これはいわゆる、審議をお願いし

ておりますが、いわゆる中間所得層への負担軽減を配慮したものとなっております。
以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

滞納額736万6,628円とのことですが、この額は、令和2年1月末までの今までの累計ということで考えてよろしいですか。今後も引き続き徴収率向上に努める税務係が滞納者と面会しての納付催告、徴収、そして財産の差し押さえなどの滞納処分と国保担当係による有効期間が短い短期保険者証の交付で納付の催告を行っているとのことですが、730万円からの滞納額、滞納者にはそれぞれ様々な事情を抱えておられることと推察いたします。国保を運営する立場として、国保税が高い、いわゆる負担能力の低い人と保険料の滞納解消について、この2つの関係でこの滞納解消をどのような形で今後この730万円の解消を進められるのか、その点をお聞きします。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

1番目の滞納額の736万6,628円でございますが、これは申し上げましたように本年1月末現在の累計の数字でございます。

それから、2番目のご質問であります。滞納をどのように減らしていくかということですが、これにつきましても粘り強く、税務係と連携しながら滞納処分なり納付催告なりを進めていくということのみだと考えております。

先ほどの答弁で申し上げましたように、税務係と連携して徴収をさらに進めていきたいと考えておるところであります。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

続きまして、5点目の「ファームス木島平の今後について」です。

ファームス木島平が開設されてから5年が経過しようとしています。経営形態は変わっていますが、売上額の推移をみますと、平成27年度売上額5,254万円、28年度5,086万円、29年度3,305万円と職員の懸命な経営努力にも関わらず売上額が減少しています。

村民の中から継続、中止の両論が出されています。

ここで中止した場合、概算で5億9,200余万円の返還。10年間継続した場合には、村が負担する費用は概算で4億7,000余万円と試算されております。

地方紙によれば村長は「村としては、借金もあり、大きな投資をしているため、続けざるをえない」と継続の方針を語っていますが、続けざるを得ないとの言葉より苦渋の選択と、その胸の内が推察されます。そこで、村民の意見をどのように受け止められるか。事業を継続する見通しと展望をお聴きいたします。

この件に関しましては、毎回議会で議論になっておりますけれども、現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

お願いします。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

ファームス木島平の件であります。事業をどう継続するかについて、昨年の議会でも答弁しております。今年、来年中に利用方針を示していきたいと考えております。

現在の状況につきましては、担当室長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、私から現在の状況についてお答えいたします。

道の駅ファームス木島平、農の拠点施設については、平成30年度から村の直接管理といたしまして、同年の7月から店舗部門を農業振興公社にお願いしてきております。それから1年と7か月が経過いたしました。その間、村民の皆さんからも様々なご意見をいただいております。

今、具体的にどうとは申し上げられませんが、屋根の改修には多額の経費がかかります。そのため、主にマルシェホールと加工室の利活用を増やすことで、来客数を増やす取り組みを検討しております。

その他、様々な検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

ファームス木島平を継続・発展させるには、施設の整備、誘客の宣伝も重要な取り組みであります。もう一つ大切なことがあります。農の拠点と村内外にアピールしているのに、木島平村で収穫した生鮮野菜が少ないということです。今の状態では、来場されたお客さんの期待

に十分応えているとは言えません。発足当初は、たくさんの新鮮な野菜や果物が並んでいたわけですので、農産物が少ないからお客さんが少なくなる、お客さんが少なくなるから売れない、農家の参加協力が得られなくなるという悪循環が経営を悪化させているのではないかと思います。

他にも原因があると思いますが、ファームスの再生には何よりも優先して協力農家の理解、村民の理解を得て、もっと農産物が集まる経営改善の努力が必要ではないかと考えますが、所見をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

言われることは分かりますが、実際にはそのすぐ近くにたる川という、これも村が関わって開設をした直売所があるということでもあります。たる川の皆さんとも協力をしながら村の農産物の販売額そのものを増やしていく取り組みが必要だと思いますが、ただ一方的に農の拠点ファームスの中で農産物の取り扱いを増やすということが、言ってみれば他の直売所の経営等も考えた場合にどういう影響が出るのか、その辺もしっかりと考えながら取り組んでいく必要があると考えております。

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時でお願いいたします。

（休憩 午前11時59分）
（再開 午後 1時00分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

それでは、6番目の「農産品の加工販売について」質問いたします。

木島平村の良質米を加工した米っ娘ラーメン、モロヘイヤうどんが開発され、好評の中販売され、学校給食にも提供されました。しかし、時の経過とともに忘れさられて、現在は、加工販売されていないと言われます。6次産業化を村の施策の柱に掲げているわけですので、なぜ継続して事業が行われなくなったのかを検証する必要があると考えますが、村の考えをお聴きかせいただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長（日碁正博 君）

「農産品の加工販売について」というご質問であります。
いずれの取り組みにつきましても、平成15年ごろから行われていた取り組みであります。
詳細については、産業企画室長から答弁させます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業企画室長「湯本寿男 君」登壇)

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、私から「農産品の加工販売について」というご質問に捕捉してご説明させていただきます。

米粉の活用については、地産地消、米の消費拡大ということで取り組みが行われてきました。
ラーメンやピザなどに米粉を使って、商品開発が行われてきました。

その中で、学校給食の米飯化の取り組みでは、パン食のうちの米粉パンの割合を増やしたりしてきました。

また、米粉ラーメンは、木島平観光株式会社が平成20年にスキー場でラーメン店を設置し販売しております。

モロヘイヤうどんについても、同じく木島平観光株式会社が商品化して販売に取り組まれていました。

いずれの事業も、採算性や継続性等を検証した結果、また、人材不足などもあったかもしれませんが、その結果、現在に至っていると認識しております。

いずれにしても、6次産業化支援や特産品開発支援など、積極的に必要な支援を今後もしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

(「はい。」の声あり)

2番 山浦 登 議員

ただ今の答弁に尽きるわけでありますけれども、検証した結果としてのどのような教訓が出たのか、継続できなかった原因・問題はどの点があったのか、その点についてももう少し掘り下げた検証結果をお聞かせいただきたいのですけれど、分かりましたらお願いします。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業企画室長「湯本寿男 君」登壇)

産業企画室長（湯本寿男 君）

ただ今、具体的な検証結果というご質問でありますけれども、こちらの米粉ラーメンですとか、モロヘイヤうどんに関連する加工または販売の事業につきましては、木島平観光株式会社

で取り組んでいただきました。

米粉につきましては、米の産地ということで、村でも米粉に関わる商品の開発などについても、支援をしてきた経過がございます。ただ、米粉につきましては、その性質上、当時は加工が難しかったというようなこともございまして、販売、または開発が休止したということで理解をしております。

細かな状況につきましては、こちらでは把握しておりませんが、経過については、以上のとおりです。

よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

以上で、山浦 登 君の質問は終わります。

（終了 午後 1時05分）

議長（萩原由一 君）

3番 山本隆樹 君。

（「はい、議長。3番。」の声あり）

（3番 山本隆樹 議員 登壇）

3番 山本隆樹 議員

通告に基づき2点の質問をさせていただきます。

1点目、「下高井農林高校の存続について」です。

第1通学区として飯山高校、下高井農林高校の2校の存続が困難な場合は、下高井農林高校を飯山高校の地域キャンパス、分校とすることで1月14日に県教委に意見書が提出されました。各地区で懇談会が開かれましたが、「もう少し時間をかけて議論を尽くすべきだ」との意見が多数を占め、議論が拙速に進んでいると新聞記事でも報道されています。それにもかかわらず、第1次分の締切りに踏み切っています。

旧12通学区の内「1次分」として意見提案書を提出した協議会は4地域のみです。まだ時間的に余裕のある中で議論していくことが、岳北高校の将来像に、さらに深まった意見書になっていったのではないかと思います。

過去に、農業にもつ新しい可能性に着目して、また、通学区域外からも生徒を呼び込めると考え、下高井農林高校に農村型介護福祉科の設置を求めた経過もあります。実現はしていませんが、今こそ農を活かした学びは地方創生の目指す一環にもなります。そういう議論がアイデアもあって、良い意見書の提案にもつながっていくと思っておりました。

協議会からも卒業後に農業実習などを通じて学習を深めたり、新規就農希望者が基礎を学んだりできる「専攻科」を新設し、生産から加工、販売までを学べる施設の充実を求める要望書も添付されているとのこと。話し合いを深めることで県教委が目指す「高校改革～夢に挑戦する学び」としてこれからの子どもたちが生きていく時代、社会そして育てたい力、新たな学び、新たな学校づくりの意見提案が深まり、岳北地域の高校の将来像として、普通科と専門科の2校の存続を要望した方が県教委に伝わったのではないかと思います。なぜ、それほど急いで意見提案書を提出されたのかというのが、一つの問いです。

また、提出された中で、皆からよく聞かれることは、「キャンパス化、分校の意味が解らず曖昧だ」ということです。校章、校歌は残す、同窓会も存続、今の形で存続するよと。であれば今の2校の存続と何ら変わらないのではないですか。

そして、協議会は、キャンパス化した場合、農林高校の具体的な運営等について、県教育委員会と話し合いをして決めていきたいというような見解です。

キャンパス化にしてしっかりと運営しようとするなら、もっと具体的な案があって当然です。その具体的な案を提案するためにも時間の許す限り、村民と岳北の皆さんと議論して意見提案書を作り上げていくのが筋だったのではないのでしょうか。協議会の皆さんとしても、両校残すことが理想だが、生徒数減少の中で、県教委のシナリオどおりに選択をせざるを得なかったのかとも思います。

協議会としてキャンパス化、分校とはどう捉えているか、伺います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

山本議員の「下高井農林高校の存続について」というご質問であります。

将来を考える協議会につきましては、今後、高校の魅力向上と存続に向けて地域の自治体、企業などが継続して取り組むということにしております。そのためには、むしろ将来の在り方を早めに決めて、その中でどういうことができるのか考えていく方が良いのではないかと思います。

キャンパス化については、下高井農林高校が今後とも存続して地域に必要な人材の育成の場となるためには、最善の方法と考えております。ただ、議員もご理解いただいていると思いますが、ただ単に今のまま存続をしてほしいという提言であれば、周辺市町村の意志に関わらず、県教委は実施方針に基づいて、廃校にするのかキャンパス化するのか県教委が判断することになります。それはむしろ無責任ということでもありますので、方向を定めてその中でどういう形で魅力を高めていくのか、周辺市町村で何ができるのかしっかりと協議をしていく、その方が良いと判断をしております。

先ほどありました地域キャンパス化の意味等につきまして、教育長から答弁させます。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

村長の答弁に捕捉いたしまして山本議員の質問にお答えいたします。

まず、「意見提案書」を県に提出した協議会は「4地域のみ」についてであります。県下では、例えば、「旧第8通学区のように域内に8つの市町村があり、8つの高校がある通学区」では具体的な再編対象校には触れないで県に意見提案書を提出した協議会がありました。また、この「協議会」すら組織できない地域があるなど、地域ごとの再編議論の状況に大きな開きがあるのが県下の実情であります。

さて、「下高井農林高校の存続について」は、第一通学区に関わる木島平村民を含む地域住民、また、卒業生の想いは「存続」であることは申し上げるまでもありません。

しかし、ここで言及するまでもなく15年後には、生徒数が「88人」も減り、この第一通学区内では「167人」近くになると予想されております。

そこで、今から「2校存続が困難になった場合、地域の中学生の期待に応えるために、どう学びの場を確保するか」の視点から、協議会で協議・検討を重ねてきた訳であります。

ここで、確認しておきたいことが3つあります。

その1つです。「県に意見提出書」を出したからといって、5、6年後、7、8年後には「下高井農林高校」がなくなる訳ではありません。

2つ目、今と同じように農林高校が存続できるように、今から農林高校の魅力アップに向けて、地域を巻き込んだ組織づくり、広域的に継続した議論をする場の確保を考えていかなければならないのは言うまでもありません。

3つ目、しかし、農林高校の存続に向けて同窓生を含めて、旧第一通学区内の行政・地域の献身的な努力にもかかわらず、将来的に学校規模のさらなる縮小が見込まれ2校の存続が困難となった場合、どうするか、であります。そこで、今後の岳北地域の高校教育のあり方として、協議会で協議・検討してきた結論が「下高井農林高校を飯山高校の地域キャンパスとして、現下高井農林高校の教育施設を活用した、下高井農林高校の地域キャンパス化」であります。

この「地域キャンパス化」を分かりやすく言えば、例えば、カリフォルニア大学のバークレイ校、またはロサンゼルス校というイメージであります。

「分校」という文言は使用せず、名称については、今後、充分地域と協議のうえ決定していくよう「意見・提案書」に盛り込んでおります。

また、岳北地域の新たな高校教育運営についてであります。4つ上げます。

岳北地域の高校間での「課題研究やキャリア教育研修」などの連携を推進していくこと。

2つ目、高校教育を進めるうえで必要な養護教諭や学校司書の配置などの教育環境の確保をすること。

3つ目、3年間の一貫した学びと専攻科新設のための施設整備と人的配置、特にIOT化など近代農林業に対応できる機械等の整備を行うこと。

4つ目、駅から高校までのスクールバスの配備などの通学手段の確保などの「めざす高校教育のあり方を実現するための具体的な提案・要望」を盛り込みました。

また、最後に「今後、魅力ある高校教育推進のために、新たな組織を設置し、協議した結果について 県教育委員会へさらに意見・提案をしていきたい」と強調しております。

意見提案書をして終わりではなく、県教委と地域と密なキャッチボールをしながら、より良い学びを実現していくことが、これからの大事な道のりだと考えております。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

答弁を聞いて、協議会としても農林高校の存続を願っているわけです。存続を願えば、県教委からの選択の中のシナリオからすれば「キャンパス化」しかなかったというようなシナリオで決まったように思います。

そして、協議会としてもそのキャンパスの充実を願い、要望書を提出しております。今、お聞きしたようにいろんな要望書が出ているのも、私が確認しました。

それであれば、なぜ急いで提出しなければいけなかったのか、時間がある中で指摘されているように、「農林高校の魅力度アップ」、「地域を巻き込んだ組織づくり」、「広域的に継続した議論の場を考えていく」と。その議論をして意見書の提出に踏み切った方が良かったのではないのでしょうか。

冒頭の質問で触れたように、議論の場が本当に少なかった。岳北地域の民意、総意としての

意見書が必要だったのではないかと思います。

県の要望どおり、3月までの一次分、要望として取りはかった方が何かメリットがあったのかなと憶測しますが、議論を尽くして結果的にキャンパス化の道に皆で議論した結果、「仕方ないね」という形でキャンパス化の道で落ち着くかもしれません。しかし、中には、廃校せざるまで頑張っただけで単独で挑戦した方がメリットあるよというような意見も出てくると思います。そういう議論の場が、高校の継続、今、言われたすぐいろんな形で議論をしていこうよと言葉が出たように、今、そういうことをやるのが農林高校の永続・存続に向けた一歩にもなるのに、その議論が本当に少なかったと思います。

今の高校のキャンパス化というのを聞いていますと、高校教育を受けるために必要な養護員とか学校司書、普通だと減らされているような人までしっかり人員を配置しよう、その通学方法もしっかり考えよう、近代農業にできる機械等の要望もしようという飯山高校と農林高校の連携も進めていこうという中で、校章とか校歌ということも含めていけば、キャンパス化を充実していこうと思えば思うほど、キャンパス化にしなくてもいいのですよね。逆に、高校としてキャンパス化にしない方が、人が入ってくるような、志願者が増えると思います。

今のキャンパス化というのは、どちらかというとならば、一次の救済措置のような可能性の方が高いように感じてしまいます。地域キャンパス化になって3年経過した時点で生徒数が60人以下の場合が2年連続した場合は、募集を停止する可能性を検討すると謳われています。ということは、キャンパス化にしたら、廃校になることまで、一つのシナリオが描かれているのです。ということは、そのキャンパス化にするため、理想なキャンパス化、あれもしよう、これもしようという形でキャンパス化を充実させようと言っているのと、県教委が言っているのはキャンパス化にするけどその後60人以下が2年続いたら、廃校の検討をなささいということになっているのです。ですから、キャンパス化になったらどちらかといったら廃校に進む道を目指しているような感じ。だから、このシナリオが救済措置のような感じ。それであれば、できる限り在籍生徒が60人以下の状態が2年連続するまでは、もしかしたら専門高校で頑張っていけるような状態を作り上げて、そういうものを提案していった方が方向性として一つの高校らしい目指す学びの場としてふさわしいと思っております。

私が言うのもちょっとおかしいのかもしれませんが、キャンパス化というのは、本当に中途半端な考え方で、何か救済的な考え方のように思うのですが、その見解をお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほど申し上げましたが、地域キャンパスというのは将来的に一番存続していく上で最適な方法だと思います。地域キャンパスになって、その後に60人以下の状態が2年続いた場合には、廃校も検討されるということですが、その大前提として160人以下が2年以上続いた場合には、廃校、または地域キャンパスを検討するとなっておりますので、まず、その段階で引っかかってしまうと。そうなれば、このまま何とかいってほしいという要望だけでは、県はもう実施方針を出しているわけですから、そうすれば、県はその実施方針に基づいて、廃校にするのかキャンパス化するのか、それは生徒数が160人以下、2年間ということでもあります。

キャンパス化の場合には、60人以下ということでもありますので、全く条件が違うわけであ

ります。その辺は十分ご理解いただきたいと思ひますし、それからまた、地域協議会では名称はまだ決まっておひませんが、下高井農林高校の魅力を高めるための取り組みをこれからも協議をしていくと、そして、県の教育委員会にはこれからも協議した結果を提案していきまひすということで、直に県の教育長に手渡しをする際に、文書にも入っておりますが、そういう要望を合せて提言をさせていただきます。おひります。

ですから、これで議論が終わったのではなくて、これからまた議論を進めていくことになりまひすし、それからまた、実施要綱の中身について十分ご理解いただきたいと思ひます。

魅力を高めるていくその後論の中で、救済措置であるとか分校であるとか、そういう表現がむしろ魅力を削ぐということになると思ひます。

名称等についても、これから協議をしていくわけでありまひすが、いかいして下高井農林高校の魅力を高めるていくか、その点について、これからも皆さんと議論をしていきまひすと思ひますので、よろしくおひ願いいたします。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

今のこういう議論が空論になるように、本当に答弁の中から、今から農林高校の魅力度アップに向けて地域を巻き込んだ組織づくりという形で、これから農林高校の永劫存続を向けた組織づくりに動くということて理解しまひました。私もその中の一員として頑張りたひということて、そういう組織づくりとか議論の場を作る、それは、今からと言われているのですが、いつからどういう形で進めていくと考へられているのか教へてください。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほども申し上げまひましたが、これまで進めてまひりました協議会、それをそのまま継続するという形ではなくて、協議会については飯山高校も含めた協議会でありまひすので、下高井高校の魅力を高めるための取り組みについては、これからまた議論をしていきまひすが、できれば、木島平村が中心となってその組織を作っていく、そのようにできればと考へておひります。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

「里山の家木島平の3階の研修宿泊施設の利用について」ということてです。

平成24年、特別養護老人ホーム、今の里山の家木島平の設置にあたり、旧北部小学校の校

舎を無償贈与し、村の補助金3億2,600万を交付しています。その際、特に里山の家木島平の3階の研修宿泊施設は、地域と村内施設、事業所が連携してより良い介護の実現、介護の人材の育成、地域の交流の場として活用できるよう、村として関わっていく場だと言っております。

特に、人材育成については、農林高校や村内の介護事業所と連携し、施設体験や介護職員を講師とした介護技術等の講座を開催し、利用者との交流や共同作業等を通じた園芸福祉活動などの実施を計画していると聞いております。

農林高校の存続の件でも触れましたが、高校生が施設等で研修を通じて介護や福祉のスキルを学び、将来の就業に結びつくような連携を、村が中に入りながら進めていきたいとしています。その後の進捗をお聞きしたい。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

里山の家件の件であります。現在の状況については民生課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

お答えいたします。

下高井農林高校のグリーンデザイン科2年生と里山の家木島平の入所者との今年度の交流につきましては、10月と11月に各1回、民生児童委員、大町区の区民の方、食育の会の皆さんがボランティアとして協力していただき、干し柿づくり交流を、11月に2回、民生児童委員、食育の会の皆さんがボランティアとして協力していただき、切り干し大根づくり交流を、そして、2月に2回、食育の会の皆さんがボランティアとして協力していただき、おやきづくり交流を行っております。

また、このほかに2回ほど介護体験等も行っております。

毎年、このように、下高井農林高校と里山の家木島平の連携、交流が、村が間に入りまして進めておるところであります。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

答弁を聞いていて、当初もくろんでいた質の高い介護力とか地域介護福祉人材を育成する場としての取り組みがどうも薄れているように感じるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

それと、研修場として利用する以外に、状況によっては、福寿苑的な施設、またはサービス付き高齢者住宅などへの活用も考えているというようなことを検討しているということを過去に村長が答弁されていたことを聞いております。

見解を教えてください。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

ご指摘のように、平成27年9月議会におきまして、村長から、今、議員がおっしゃられたような答弁をしておりますが、今現在は、下高井農林高校の生徒と里山の家との交流を中心にいたしまして、グリーンデザイン科の生徒、それからグリーンデザイン科の生徒が3年生になりますと園芸福祉というコースを選択する生徒も出てまいります。そうした生徒との交流も、その後、村としては間に入りまして、里山ではございませんが、続けております。そうしたことによりまして、福祉に少しでも興味を持ってもらっていただける農林高校の生徒が、少しでも多く出ていただけるように村としても取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほど、サービス付き高齢者住宅と出ましたが、これについてはあくまでも村が行うというよりもみゆき会の方で計画をしたいということでありましたが、その後、ご存じのとおり高社の家等の経営があったりして、そちらの方の計画が進んでいないという状況であります。

当初作った目的と整合性を取りながら、利用の方法を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

先ほど言ったように、けっこう期待した大きな里山の家木島平の3階の研修宿泊施設は、利用しようと思うと大きな期待のかかる施設だと思います。そこを、今、言われたような程度の使い方しかしていない、本当にもったいないとしか言葉がないです。

下高井農林高校に農村型福祉科の設置を要望したが、ハードルが高くて断念した経過もあります。しかし、そういう地域が誇れる研修の場をこれから活用できる方法というのはいくらでもあるし、これからそういうことを作り上げていかないと、あの施設は本当にもったいないなと。これからやっていけるのか、取り組めるのか、その辺の活用計画をどう考えているのか、お答えください。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おっしゃる通り、当初、そこに高校生が入寮して、そこで研修をして、資格を得るということでありましたが、その間に、当初目指したホームヘルパー2級というような資格がなくなってしまうこと、それからまた、介護福祉士等の資格取得については、短大とか専門学校でないと取得ができない、そういう資格になってしまったということで、当初の計画から断念したということでもあります。

ただ、現在は、里山の家だけでなく、地域の介護人材が不足しているその中で、あの施設を使って、日本人だけでなく外国人も含めて、多様な人材があの中で介護人材として育成できるように、そんなことを里山の家とも協議をしているという段階です。

ただ、実際にそれを行う里山の家の方がなかなか動けない状況であろうということですが、村としても積極的にその辺を支援していきたいし、仕向けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

以上で、山本隆樹 君の質問は終わります。

（終了 午後1時38分）

議長（萩原由一 君）

9番 江田宏子 さん。

（「はい、議長。9番。」の声あり）
（9番 江田宏子 議員 登壇）

9番 江田宏子 議員

私は通告に基づきまして、3項目の質問をさせていただきます。

まず1項目目は、「子どもたちがいきいき過ごせる環境づくりについて」、3つの観点から、村長と教育長に伺います。

まず、1点目は、文部科学省と厚生労働省の制度として位置づけられている「新・放課後子ども総合プラン」の事業である、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」についてです。

放課後や休日、長期休みは、学校の授業から解放され、のびのび、いきいき、そしてホッとしたい時間であり、子どもたちにとって、まさに“ゴールデンタイム”です。

「放課後を考えることは、子どもの未来を考えること」と言われるほど、放課後の過ごし方は子どもの成長にとって大きな意味があり、村として、児童館や児童センターが無い分このような「子どもたちの気持ちや思い」をサポートする場として、そして、「子育て支援」や「子育て世代の移住者誘致」に向けても、木島平ならではの「放課後や長期休み期間を魅力アップする居場所づくり」を模索していただきたいと感じます。

そこで、児童クラブと放課後子ども教室について、次の見解を伺います。

まず「児童クラブ」についてです。

児童クラブは、主に留守家庭児童の対策として、放課後や長期休みなどに、子どもたちが安心して過ごせる居場所としての役割を果たしていますが、近年、登録者が多く、教室も手狭になってきているようです。

平成30年度事業の「事務事業評価」では、「設備の拡充や安全面の確保」「今後の運営方針や運営面での工夫が必要」という課題も挙げられていますが、課題解決に向け、今後、どのような考えや計画で取り組んでいくのか伺います。

また、併せて、「利用料」と「おやつ」についての見解を伺います。

次に「放課後子ども教室」について4点伺います。

文部科学省は この事業の推進に向け、次のことを謳っています。

それは、「子どもたちの社会性、自主性、創造性など、豊かな人間性を養うこと」そして、「地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流により、『地域コミュニティーの充実を図る』こと」です。

現在、この放課後子ども教室では、算数と英語を行なう「スキルアップ教室」が主な活動になっているように感じますが、教育委員会として考える「めざしたい『子ども教室』や『望ましいと思う放課後の過ごし方』」は、どのようなものか伺います。

また、生涯学習事業として休日等に行なっている「子ども文化王国」や「子どもスポーツ王国」は、様々な体験ができ、非常に良い企画だと思います。

また、放課後実施している「スキー部」も、多くの児童が加入し、夏は学校のグラウンドでトレーニングが行なわれています。

これらの活動も「子ども教室」で位置づけられれば、子ども教室としての幅も広がると感じますが、位置づけることはできないか伺います。

3点目で、放課後子ども教室に対する事務事業評価で、「スキルアップ教室が学習塾的とならないように配慮する必要がある」「不参加児童と学力差がつかないように」という指摘があります。村内や近隣にも、民間で行なわれている塾がありますが、民間の塾との違いについてお伺いします。

また、文科省の指針では、子ども教室について、「対象は全児童」とし、保険料を除き「原則無料」としています。現在行なわれているスキルアップ教室は、学年の枠があったり、利用料を徴収したりしていますが、その整合性についての見解を伺います。

次に、子どもたちがいきいき過ごせる環境づくりの2点目ですけれども、昨年9月の一般質問でも伺った「LGBTの生徒への学校での配慮」について、再度、教育長にお伺いします。

昨年9月、学校において、性同一性障害など、LGBTの生徒がづらい思いをしないための配慮として、様々な場面を想定した対応を求めるという質問をしましたが、教育長の答弁は「現在、そのような子どもは見受けられない。必要な場合は対応する」という主旨の答弁でした。

その後、1月には、信濃毎日新聞でも「女子の制服を着るのが嫌だった」という記事が大きく掲載され、2月に中野市で行なわれた人権の研修会でも、LGBTの生徒への配慮についてお話があり、「人権尊重の村」を掲げる木島平として、やはり、「制服の見直し」などをはじめ、様々なことを想定し、しっかり取り組む必要がある課題だと改めて感じました。再度、現段階での教育長の考えを伺います。

3点目は、妊娠期からの「親育て」についてです。

子どもたちの健全育成には、生まれた時からの家庭環境が大きく影響します。

小児科医により、次のような報告があります。

テレビやスマホを見ながらの授乳や、テレビ・タブレットなどを長時間見せていることにより、乳児や幼児でも、目が合わない・笑わない子どもが増えている。

エアコンの快適な中ばかりで過ごしていることによる、汗がかけない・体温調節ができない子がいる。

インスタント食品やスナック菓子などが手軽に食べられるようになったことによる、子どもの肥満や生活習慣病の増加。

親の生活時間帯に合わせた夜型の生活の増加、そして、近年、特に警鐘が鳴らされているスマホ依存など、挙げればきりが無いほど、便利になったしわ寄せが、子どもの身体を蝕んでいるような状況です。

既に、20年以上前に、「人間になれない子どもたち」という衝撃的なタイトルでの講演や本の発行もあり、生活や遊びの変化による「子どもの身体や体力への影響」「脳の発達の遅れ」の懸念などがメディア等でも取り上げられ、子どもの心身の発達に警鐘が鳴らされていましたが、今や、子育て中の親自身が、ゲーム世代、インスタント食品世代で、よほど意識して子育てしないと、ますます、本来育つべき子どもの心身や脳の発達などへの影響が心配されます。

私自身、子育て学級や乳児検診の時に言われた添加物の話が、未だに頭に残っていますが、妊娠中や子どもが乳幼児期、特に一人目の子育ての時の情報は、親にとって非常に影響力が大きく、妊娠中の「親育て」に力を入れることは非常に有効だと感じます。

スマホ育児の影響、食の影響、あそびの影響、子どもに身につけさせたい最低限のこと、例えば箸の持ち方・ひもの結び方・和式トイレの使い方など、実例も交えながら、繰り返し、積極的に伝える機会を設ける必要性を感じます。

現在、「親育て」の場として、どのような機会に、どのような指導がされ、それぞれ参加率はどの程度でしょうか。また、今後の考えについてお伺いします。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

それでは、江田議員の質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの設備の拡充や安全面、運営方針や運営面での工夫などの課題解決に向けた考えや計画についてであります。現在、放課後児童クラブの利用登録人数は90人、全児童の4割近くが登録をしております。常時利用人数は40人前後となっております。国の運営方針によりますと教室面積基準からすると現在の利用教室は定員50人の規模であります。大分手狭になっていることは確かであります。

また、運営時間が11時間となります長期休み中のスタッフの配置には苦慮しているところが実情ですので、設備の拡充については、現在の使用教室に加えてもう1教室確保できればと考えております。

安全面では、けが予防、感染症予防の健康対策、不審者対策、保護者のニーズの把握、スタッフの資質向上等々、今以上に運営面での向上を図ってまいりたいと考えております。

「利用料」と「おやつ」についてのご質問であります。放課後児童クラブの利用料は月額上限5,000円、一時的な利用の場合は日額300円、夏休み等の長期休みの利用の場合は日額500円としております。

利用料の中には、おやつ代は含まれておりません。昨年12月開催いたしました放課後児童クラブ運営委員会でも、おやつは特になくて良いという保護者の意見が大半でありました。

今後、おやつを提供することになった場合は、長期休み中と同様1日50円の負担をお願いしたいと考えております。

次に、めざしたい「子ども教室」や「望ましい放課後の過ごし方」どのように考えているかのご質問であります。

放課後児童クラブとも連携しながら放課後子ども教室は、放課後、小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習活動・文化芸術活動、体験・交流活動等に加えて、子どもたちに学習機会を提供する取組みができればと、考えております。

次のご質問であります「子ども文化王国」「子どもスポーツ教室」「スキークラブ」は、「子ども教室」の位置づけにならないかという質問であります。

結論から申し上げますと「位置づけはできない」ということで、ご理解をお願いします。

その理由を申し上げますと、生涯学習課事業の「子ども文化王国」「子どもスポーツ教室」は、講師の都合で土曜日の午後になったり、午前になったり、また、日曜日に開催することもあります。ボルダリングなどは、小布施までマイクロバスでの送迎を行っているのもあります。当然ながら施設使用料も発生いたします。

また、小学校では「スキー部」と言っておりますが、冬季の活動を申し上げますと月曜日はお休み、火曜日から金曜日は、放課後はマイクロバスにてスキー場へ行き、練習。また、スキーの大会が近づいてくれば、土曜日・日曜日にも練習メニューに沿って練習をしています。入部費も15,000円から20,000円ほどかかります。また、大会ごとに参加申し込み費用も加わってまいります。

本村では、平成30年度、「放課後子ども教室」の活動に学習支援を正式に加えましたので、運営上「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」に分け、2本立てで運営することといたしました。

「放課後子ども教室」は、別称「スキルアップ教室」として、学習支援を目的とした教室であります。開設時間は、5時から6時までの夕方です。1時間あります。開設日は、登校日のみであります。例えば、火曜日は3・4年の英語、金曜日は5・6年の英語、水・木曜日は5・6年の算数、月・土・日は、なしであります。「おもしろ科学工作教室」は木曜日、また、「童謡と唱歌を歌う会」は木曜日にやっております。「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」「生涯学習課の事業」それぞれの運営面でのメリットがあります。現在、特に支障はなく、スムーズな運営となっているからであります。

以上が理由であります。

次の「スキルアップ教室」と民間塾との違いについてであります。「塾」によっては、指導方針・指導内容・運営方法が個々にありますので、ここでは控えさせていただきます。

「スキルアップ教室」の目的は、先ほど述べたとおりであります。

また、教室では学べない外部講師による「おもしろ科学工作教室」、地域の同好会であります「童謡と唱歌を歌う会」の皆さんとの交流は、やや学習支援とは異なっておりますが、工作への関心及び感性を養う一助となっていると考えております。

次の質問であります、文科省では、子ども教室を全児童対象とし、保険料を除き、原則無料としているが、その整合性はどうか、についてであります。「放課後児童クラブ」に入っていて、「放課後子ども教室」にも来ている場合は、「放課後児童クラブ」の利用料のみとなります。「子ども教室」は、原則無料とされておりますが、「活動内容に応じて実費相当額を徴収する場合は有り」とされおり、若干の保護者負担を求めている自治体もあります。

「放課後子ども教室」つまり「スキルアップ教室」であります。単独の場合は、利用料として「放課後児童クラブ」と同様の額、1回300円を保護者負担としております。また、全国の放課後子ども教室の実情、また、長野県下の実情を調べてみますとそれぞれの市町村によって運営方法や活動内容が様々で、一律ではないということが分かりました。

引き続き、学校でのLGBTの生徒の配慮についてということのご質問にお答えいたします。

昨年9月議会では、小中学校共に「トイレ使用・着替え場所・宿泊等における入浴」につきましては、「性の多様性」の観点からの配慮はしてはおりませんとお答えいたしました。しかし、女子生徒の夏の制服では、スカートでもスラックスでも可、また、通学カバンの縁取りも

現在では男女共に「紺」一色の縁取りでとなっておりますと答弁いたしましたわけであります。

現段階ではLGBTの生徒、またはLGBTと思われる生徒への対応として、制服等の見直しは考えてはおりませんが、この問題に限らず、全ての児童生徒が自信をもって学校生活ができるような配慮をしていくことは、人権教育の面から、教育委員会としても学校としても重要なことは言うまでもありません。

LGBT総合研究所の調査によりますと、およそ10人に1人が「性的少数者」に該当すると言われております。このことも念頭に入れながら、学校・保護者からの相談があった場合には、慎重を期し、かつ差別が助長されないよう十分検討・相談のうえ、対応を考えてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

お答えいたします。

妊娠期からの「親育て」についての民生課が所管しております部分につきまして答弁させていただきます。

妊娠期では、初めて妊娠された方とその配偶者を対象とした「パパママ教室」を開催しております。出産前に2回開催し、参加率は50%で、内容といたしましては、病院の助産師を講師に迎え、妊娠期の過ごし方、妊娠、出産、産後の経過、沐浴の仕方などについて、指導を受けます。また、離乳食や添加物についてのお話もさせていただきます。

2回のうち1回は、同年度に出産した先輩ママにも参加していただき、経験談を話していただいたり、助言をしていただいたり、質問に答えていただいたりしております。

出産後は、乳幼児健診を毎月実施し、参加率は100%で、内容は、育児全般の相談のほか、栄養士による食事相談、歯科衛生士による歯科指導などです。

子ども健康相談も毎月実施し、6件の相談があり、内容は、体重測定、離乳食など子育てについての相談に合わせて、親への支援も行っております。

子育て支援室のおひさま教室が毎月開催され、5組程度参加があり、月1回保健師が出席し、保護者の相談に対応しております。年1回は感染症対応の話などしております。

民生課関係の妊娠、子育てに関しましての教室、検診等は以上のとおりであります。こうした取り組みを通して、生まれてきた子どもたちの健全な成長と、健全な家庭環境が保てるよう取り組みの充実を図ってまいります。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時10分でございます。

（休憩 午後 1時59分）

（再開 午後 2時10分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

9番 江田宏子 議員

それでは、先ほどの質問に引き続きまして、それぞれの点で再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、児童クラブの利用料とおやつについてです。

教育長の答弁では、児童クラブの利用料5,000円というお話がありました。もし、これでおやつをやるということになれば、1日当たりおやつ代として50円というお話もありました。学校がある時の利用料として、5,000円という金額は、近隣に比べて高いと思っております。おやつがないにもかかわらず5,000円というのは、かなり高いと思っております。子育て支援の立場でどう考えるかお伺いしたいと思っております。

そしておやつの位置づけですけれども、おやつというのは子どもの補食、つまり1日の中で子どもの食事プラスαという位置づけになるものです。子どもにとってのおやつという位置づけは重要です。

厚生労働省による「放課後児童クラブ運営指針」の支援内容の中にも、「子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する」ということが示されています。

「保護者が必要ないと言っているから」ということではなく、教育委員会として、子どもの成長に必要なものとしての位置づけで対応が必要ではないかと思っておりますけれども、見解をお伺いします。

それから、「放課後子ども教室」についてです。

別称「スキルアップ教室」として、学習支援を目的とした教室という答弁がありました。

先ほども述べましたように、文科省の謳う目的は、「子どもたちの社会性、自主性、創造性など、豊かな人間性を養うこと」そして「地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流により、『地域コミュニティーの充実を図る』こと」と謳われています。そこから考える私のイメージとしては、地域の方々を巻き込みながら、クラブ活動的に、様々な体験ができるような、まさにゴールデンタイムとしての放課後の過ごし方を提唱しての事業だと考えていました。

ですから、先ほど「こども王国」や「スポーツ王国」等も位置づけできないかと申し上げましたけれども、それを位置付けるということではなく、社会教育登録団体とも連携した企画として、「子ども文化王国」や「子どもスポーツ王国」のような活動を、単発でいいので様々な体験活動を取り入れられないかという意味も込めました。また、「スキー部」についてですけれども、夏にグラウンドでトレーニングを行っていると思っておりますけれども、体験参加ということでの位置づけでも良いのではないかと改めて、質問させていただきました。

何も「放課後子ども教室」が、週何回行うとか、毎週行うとか、そういうものでなくても良いと思っております。単発でいいのでいろいろな活動ができる機会として比較していただければと思います。

教育長の見解をお伺いいたします。

それから、性同一性障害・性別違和等LGBTの生徒への学校対応ということですが、答弁の中にも「10人に1人が該当するという調査がある」というお話がありました。1クラスに1人から2人、該当する生徒がいる可能性があるということだと思います。

実際、カミングアウトした方の話では、学ランを着るのが苦痛だったとか、ブラウスのリボンが結ぶのがつらかったという声もあります。

その方々も、親には言えなかったり、親でさえ、そのような想いをしていることに気付かなかったり、成人して、カミングアウトされてビックリしたという話がほとんどだと思います。

教育長の答弁の中には、学校や保護者から相談があった場合に対応するというお話がありま

したけれども、相談があった場合に対応するのは当然であって、それに先んじて、その子がつらい思いをする前に様々な場面を想定し、配慮することが、人権の村づくりとしての対応ではないかと思えます。

制服の変更についてですけれども、これに限らず、以前も保護者から、中学校の周年事業としてそろそろ制服を変更できないか、変更してはどうかという話があったり、時代に合わせた制服にできないかなどの相談もあつたりしたこともあります。全国的にも性別違和、性同一性障害の対応として、そもそも制服が必要かという議論になっているところもあります。既に全国的に取り組んでいる状況も鑑みて、様々な検討が必要と思えますけれども、それを踏まえて教育長の見解を伺います。

それから、親育てに関して、ですけれども、パパママ教室の参加率は50%、乳幼児検診の参加率は100%ということであれば、乳幼児検診の時を捉えて、指導することは有効だと思います。

また、今は産休の前後もしっかり仕事をされている保護者もいらっしゃいますので、実際子育て教室のようなところになかなか出て行かれないという状況もあると思えます。保育園での保護者向けの研修会をやっても、私が子育てをしていた頃よりはかなり参加率は下がっていると感じます。

また、今の保護者は、紙ベースの長い文章はなかなか読まない世代でもありますし、伝えるためには漫画チックなもので伝えたり、スマートフォンなどSNSを通じたりして、子育てワンポイントを流す「木島平子育てライン」のような取り組みができないかご検討いただければと思えますが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

いくつかの質問がありました。

まず、おやつを補食としてということ、子どもたちにとっても非常に大事ではないかということでもあります。

「放課後児童クラブ」では、おやつの提供というような定義がありますが、実際には小学校1年生・2年生でも早い時には3時半、4時ぐらいには帰ってしまうというようなことも聞いております。

また、おやつを食べてきて夕飯をあまり食べないということもありまして、先ほども申し上げましたように保護者の運営委員会では、そんな面では夏休みは違うと考えますが、普段の日常の授業のある放課後の「放課後子ども教室」、「児童クラブ」においては、おやつは要らないという声が大半だったわけでありまして。

2つ目の「スキルアップ教室」は地域の人との交流、そしてまた体験というようなことがあつたわけでありまして、先ほど申し上げました「童謡と唱歌を歌う会」、これは地域の皆さんが作っている同好会でありまして、メンバーの方は7、8名おられまして、そして音楽室と一緒に2年生ぐらいから、たまには1年生も来て歌を歌ったり、曲に合わせてジェスチャーを入れたり、そのような楽しみをしておりますが、実際にこちらの方で「放課後子ども教室」それから「放課後児童クラブ」ということで、そこに所属をしないで自由に遊びたいというような子どももいるわけでありまして。すべてそちらに当てはめると、またはそこに入れ込むというようなことではなく、もう少し柔軟に考えていかなければいけないかなと思っております。例えば、

横浜市の場合には、放課後すぐに「放課後子ども教室」に入る、それが終わってから放課後児童クラブに行くというような例。または、本村のように「放課後児童クラブ」に行く、また、「放課後子ども教室」に行くというような、先ほど申し上げましたようにいろいろな形態があるわけでありませう。

先ほどのスキー部の校庭で走っているというこれは、スキー部だけではなくして、少し時間のある子どもたちも校長先生と一緒に走っております。当然ながら夏場はトレーニングでありますので、スキー部の子どもたちは、そこで走り、かつ「放課後児童クラブ」に行く子どもたち、そしてまた5時からの「放課後子ども教室」、英語、算数等に行く子どもたち、それぞれに分かれております。

それから、次のLGBTということで、これは統計的には10人に1人ということでありませうので、例えば、小学校で30人いるから3人ぐらいこの教室にいるかというようなことではなく、いわゆる統計的にという意味であります。そんな面では誤解しないような形で子どもたちを見ていかなければいけない。ある学校、またはある人が教室において、このクラスには統計的に言うと2人から3人は、性の多様性に関わる子どもたちがいるという話をしたようなところもあったようでありませうが、子どもたちは非常にびっくりするというようなことも新聞報道でなされておりました。

いずれにしても、前回9月の時にも答弁いたしました、保育園から小学校に入るまでのその辺の関係性、連続性、そしてまた学級担任の先生が日常の子どもたち様子を見て配慮しなくてはならないというようなことが出てくるとお思います。そんなことを考えながら、先ほど申しましたように遅きに逸しないように、そしてまた、かつ人権に配慮した対応をしていくと考えております。

それから、制服の変更についてもそろそろというような話がありましたが、教育委員会にはそういうようなことは聞こえてはきませんが、そういうことも中学校主導で、そしてまた教育委員会も相談に入りながら、どうするかというようなことで決めるのが制服でありますので、変えるのか変えないのか、変えるのであればいつごろかといった大きな課題かと思っております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

乳幼児健診については、出席率は100%ということで、そこを捉えての指導というお話でございました。乳幼児健診は、4か月・7か月・12か月、1歳6か月、2歳児、3歳児というように期間を置いて行っております。

中身につきましては、先ほど申し上げましたとおりのことでありますが、こうした機会を捉えて、3歳児までがきつと食生活なり生活全般にわたって大事な時期かと思うところでありませうが、どの程度民生課サイドで取り組めるかその辺につきましても調査・研究を進めながらより良い方向を目指したいと考えております。

それから、「子育てライン」の件であります、こちらにつきましてもどのようなことが可能なかということも含めまして、調査・研究を進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、再々質問させていただきます。

おやつについては、早く帰る子もいたり、おやつを食べたことで夕飯が食べられない家庭があったりということですが、逆に言えば、おなかが空いてしまって、家に帰って夕飯直前に何か食べてしまって夕飯が食べられないという家庭も無きにしも非ずなので、利用している保護者の状況を聞きながら、随時検討していただければと思います。

それから、料金の見直しについては、答弁ありませんでしたので、再度、検討可能かどうか、答弁いただきたいと思います。

それから、「放課後子ども教室」についてですけれども、どこにも属さないで自由に遊びたい子は、それはそれでとても良いことだと思っています。今、「スキルアップ教室」以外に「童謡と唱歌を歌う会」はやっているということですが、できればいろいろな体験をさせていただきたいということで、「童謡と唱歌を歌う会」はそのまま引き続きやっていただいていいですし、「おもしろ科学教室」も取り入れていただいているということで、そのような形でいろいろな幅を体験できるような活動を広げていただきたいと、そういう企画はできないかということをお願いしたいと思います。

それから、LGBTに関してですけれども、30人だから3人いるとか、そういうことを言っているのではなく、そういう可能性があることも踏まえながら、配慮が必要。実際そういう子がつらい思いをする以前のことでできる配慮が必要ではないかということで、学校とともどんな配慮ができるかということ相談というか検討、協議していただければと思います。

それから、木島平の子ども、ひいては国の将来を担う子どもの育成ですので、村の総合戦略でもある「子育て世代の移住定住の推進」「交流人口の拡大」に、これからの教育委員会の果たす役割はとても大きいと思っています。保育園・学校・家庭など、子育て現場と連携を密にし、目の前の子どもたちや保護者をしっかり見て、いきいき過ごせる環境作り、先進事例となるような取り組みに期待するところです。改めて併せて教育長の意気込みをお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

いくつかありましたが、最初のおやつの件につきましては、先ほどの中で答弁したとおりですが、保護者の中でまだ欲しいというようなことがあれば、まったく出さないというわけではないわけであり、「放課後児童クラブ」の提供内容の中にはおやつという項目がありますので、出さないというわけではありませんが、また保護者の皆さんがぜひ少なくとも良いから飴玉1つでも欲しいなというようなことがあれば、教育委員会で決めるということではなくて、そこに出している保護者の皆さんの要望等を得ながらやっていくというのが筋かなと思います。

それから、放課後のいろいろな企画というようなこともあります。その面も一昨年に江田議員から英語及び算数だけではなくて違う企画ができないかというようなことで、いわゆる学習

支援という形で放課後子ども教室を立ち上げたわけでありますので、先ほど言ったように「おもしろ科学工作」そしてまた「童謡と唱歌を歌う会」の皆さんとの交流を入れて今現在4つやっているわけでありますが、放課後から時間的な問題等々あるわけでありますが、また人、材の確保もありますが、その辺のところも可能かどうかということも考えていきたいと思いません。先ほど、長野県下ということでお話いたしました、やはり一番の課題は人材の不足ということであります。今回、木島平村でも「放課後児童クラブ」の補助員の募集をしたところでありますが、なかなかなくて大変であります。そんなこともあります、検討というか可能なところはまた考えていければと思っております。

それから、LGBTの関係、私も中野市でその話も聞きましたし、新聞紙上でもれいなさんという方の心情を綴った信濃毎日新聞も読みました。大変つらい思いをしている彼女がいたのだなというようなことで、学校もなかなか行けなくて、しかし出会った方の大きな声掛けによって今は進学に向けて頑張っているというような良い方向がありました。そんな面で、先ほど申しましたように常に子どもたちの様子だとかそういうようなものを教育委員会、また、学校と共有しながら進めてまいりたいと思っております。

最後の国の将来を担う子どもたちは、木島平村だけではなくどこのところでも将来は今の宝である子どもたちに地域を守ってもらわなくてはいけないわけでありますので、そんな面でも保育園の「やま保育」をやっておりますが、健やかに、そしてまたふるさと教育を中学でもやっております。そのようなところも力を入れながら、郷土愛と言いますか、その辺のところを培っていければいいと考えております。

児童クラブの料金の見直しであります、児童クラブは上限が5,000円であります。しかし、10日間来れば、そのところは、×(かける)1日の料金となるわけで、例えば、日曜日はやっていないわけであります。ですから、土曜日やっているとということになると、30日のうち25日来たということになりますと、300円×25日ですから、7,500円となるわけでありますが、上限は5,000円とうことであります。料金の見直しは、今ここで見直しますということではなく、見直しが必要かどうかというようなことも、これから検討が必要かなと考えております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、2項目目といたしまして、「学校での新型コロナ対策」について、教育長・村長にお伺いします。

まず、学校の休校に至る経緯についてお伺いします。

2月27日の首相の一斉休校の要請発言により、村でも、小・中学校を3月3日から春休みまで休校としました。また、当初は、小中学校の卒業式について、保護者なしで実施という話もありましたが、保護者の出席については、13日の段階で最終決定になったということをお聞きしています。保護者、特に母親にとっては、子どもの卒業式に出席できないということは、とても切ないことであり、ぜひ出席可能となるよう願うところです。

さて、今回の政府からの休校要請は、全国的に混乱も起きていましたが、「判断は各自治体に任せる」ということとなり、対応も各自治体で異なっています。

感染者が出ていないということで、休校しないところ、児童クラブで受け入れるより、子どもにとっても、家庭にとっても、受け入れ側の体制を鑑みても、学校で預かるのが最良だろうと、学校を開放し、中には保護者の負担軽減や子どもの栄養面から、希望制で給食対応をしたという自治体もあります。

このように、自治体ごとに、目の前の状況を把握した上で判断が分かれた訳ですが、本村では、どのような検討がされたのか。その対応を決定するに至る経緯・判断をお伺いします。

次に、「卒業式への保護者の出席」の件ほか、今後の対応についてです。

卒業式は、中学校が18日、小学校が19日です。

当初、村のイベントの自粛は、当面17日までとなっていましたので、卒業式の日程は、自粛期間外でした。

また、昨日、自粛期間を延長するという話も政府から出されていますが、村のイベント自粛は当面17日までとなっていました。

一般質問の通告書を提出した段階では、「保護者の出席はなし」という判断が下されたため、「感染者の有無など、状況によっては、保護者の出席をやめてもらうこともあり得るという可能性を示唆するにしても、検温・マスク・消毒の徹底を担保し、保護者の賛否の意向も踏まえた中で、再検討する余地はないか」ということで通告書を提出いたしました。

冒頭でも申しあげたとおり、その後、保護者の出席に関する最終決定は13日と変更し、学校や保護者の思いに配慮し、再考いただいたことは高く評価していますが、最初の時点で、保護者の出席をなしにするという判断は早すぎたのではないかと考えています。いかがでしょうか。

また、今後、国内で感染者が増えていく場合、または近隣や村内で感染者が出た場合の春休み及び4月以降の「学校やその他の施設、事業」について、判断基準・対応等を考えておく必要もあると思いますが、現段階で検討されているか、考えをお伺いします。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

それでは、江田議員の質問にお答えいたします。

2月28日、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発令がありました。全国一斉の臨時休業の要請であります。同日、長野県教育員会からも「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業については、各市町村において、具体的な取り組みの検討をお願いします」の通知がありました。

それを受けまして、2月28日同日、本村では「臨時休校対応に係る会議」を開催いたしました。そして、教育委員会の対応案提示し協議。その結果、理事者に「臨時休校に係る対応」について報告をし、決定いたしました。同日午後1時、小中学校へ「臨時休校」決定と保護者への連絡指示。以上が決定までの経緯であります。

判断基準につきましては、勝山 卓議員のところでも質問がありますので、省かせていただきます。

決定事項「卒業式 保護者の出席なし」につきましては、その後、諸々の事情を勘案し、13日金曜日午前中に再検討、明後日に決定することにしましたのでご理解をお願いいたします。

最後の質問にあります「春休み及び4月以降の学校やその他の施設や事業の対応」について

は、刻々と現在変わっている状況であります。現段階においては以下のように考えています。

「卒園式」「入園式」「小中学校の入学式」については、現段階では園児、児童生徒は出席、保護者の出席については「留保」であります。実施日から逆算いたしまして、出席の案内・連絡は時期を見て判断しなければならないと考えております。

また、施設・事業につきましては、3月中の状況判断から、遅きに失さないように対応を考えてまいります。

以上です。

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時55分でございます。

（休憩 午後 2時39分）

（再開 午後 2時55分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの教育長の答弁の中に答弁漏れがありましたので、再度教育長の答弁を求めます。

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

先ほどは大変失礼をいたしました。

江田議員の質問の中に「一斉臨時休業の経緯及び判断を伺う」というところで、経緯につきましては先ほど申したとおりであります。

判断につきまして、これから申し上げます。

判断基準というよりも、判断要因として4つあります。

1つ目ではありますが、あまりにも唐突の要請であったわけではありますが、新型コロナウイルス感染症に対しては、木島平村として、また、学校現場として早期に収束する重要な時期を逸してしまったと後悔をしないためにも危機的意識を持って対応することが重要であると判断したのが1つ目です。

2つ目は、本村にある農林高校では、保護者の参列なしの卒業式という危機感の表れの対応がなされていたこと。

3つ目は、阿部知事の県立高校・県立中学校の臨時休校とした対応があったこと。

4つ目は、ふう太ネットで音声告知放送が1月末から村民への注意・喚起があった。

以上の4点から判断をいたしました。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、再質問させていただきます。

政府からの「一斉休校」の要請後、「各自治体の判断に任せる」という方針も示され、実際に学校によっては休校を解除し、学年ごとに登校という手段をとったりした例もあります。

この3月は、学校にとっても子どもたちにとっても非常に大事な時期であり、特に異動する先生や卒業する子どもたちは、一日も休みたくないくらいの思いだと思います。

やり残した勉強はどうするのかと不安に感じている保護者もいると思いますし、高校受験は終わりましたが子ども、休校中不安だった受験生もいたと思います。

子どもたちの生活や精神衛生上、戸外での活動や身体を動かす活動は、積極的にすべきとの提言も最近出されています。

そこで質問ですけれども、休校中の子どもたちの様子、家庭での生活の様子や昼食の状況などは、どのように把握し、現在どのような状況だと感じていらっしゃるかお伺いします。

それから、一斉休校という手段は取りましたけれども、工夫すればできることがいろいろあると思います。卒業式の保護者の出席の対応も再検討していただいたように、今、全校一斉休校にはなっていますが、工夫次第で可能な対応が取れるのではないかという思いもあります。例えば、これは実際に休校の直前にやった学校、全校で登校する最終日だったので、全校生徒だったと思うのですけれども、戸外での希望生徒による卒業生や異動教員の送り出しをすとか、ふう太ネットで先生方から子どもたちへ呼びかけをすとか、補習的なこともできればより良いと思うのですけれども、それから、春休みまでの休校ということで、春休み中も含めて、学年ごとの短時間登校や曜日別登校などができないか、そういうことも含めて子どもたちの生活や精神面を考えたより良い対応、可能な方法を様々な観点から村独自で考えていただければよいと思いますけれども、教育長の見解をお伺いしたと思います。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

一斉休業の判断は、設置者であります市町村教委に任されております。そんなわけで先ほどの経緯で示したとおりであります。学校として長野県もいわゆる分散登校という形でモデル的なものを作りまして、必要に応じてそういうことも考えられるというようなことも言っております。しかし、昨日の国会答弁の文部科学大臣もしばらく一斉休校というようなことも言っております。分散登校等々、果たして良いのかどうかということも刻々と変わる状況の中で即実施が望ましいというような判断は非常に難しいかなと思っております。

長野県では、3月2日・3日、月・火に約90%以上の小・中学校が高校も含めて臨時休校となりました。一番遅い池田町、安曇野市等々でも2日後の5日までというようなことで、5日でほぼ100%ということになります。

そんな状況であります。家庭学習につきましては、家庭でどのように生活しているかというところではありますが、例えば、中学校では気になる子どもたちに電話をする、そしてまた子どもたちに用事があれば1人でとか2人でとかで学校に来るというようなことでもあります。また、家庭学習も渡してあると聞いております。また、小学校でも教育委員会としては当然ながら学校として気になる子どもたちの声を聞くだけでも担任としては電話をしているかなと思ったわけではありますが、その辺ははっきりと掴むことができませんでしたので小学校長にもそのようなことを早速やるようにという指示を出したわけでもあります。

ふう太ネット等のことではありますが、当初卒業式は保護者を入れないと考えた時は、ふう太ネットに小学校・中学校それぞれ別の日がありますので、親が家庭でも見るができるように、中継及びそれぞれ子ども一人一人が校長先生から卒業証書をもらうのを直にアップして撮ってほしい、そしてそれをDVDまたはブルーレイにして卒業生の保護者全戸に配布をすると

いうことで話はしてあります。

また、離任式につきましては、行内のテレビ放送を使って子どもたちの教室、当日卒業式には、児童生徒も登校しておりますので、教室にいます児童生徒に離任式の先生方がお別れの言葉の話をするというようなことを聞いております。

普通であれば、春休みに登校するという事は、新年度準備で高学年の現在の5年生あたりが登校するという事ではありますが、今年はこの非常事態的なものでありますので、そのところをどのようにするか。ただ、異動する先生もおられますが、そんなところも今後詰めていかなければいけないところかと思っております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

いずれにしても、子どもたち、保護者、学校現場の想いに心を寄せ、その時その時の裁量の判断をしていただくことをお願いしながら次の質問に移らせていただきます。

では、最後に、「村の総合戦略について」村長にお伺いします。

4月からスタートする第2期の地方創生プランである「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、第1期の検証を踏まえ、「いかに、戦略的・横断的に計画を組み立て、またプランの実現に向け、それぞれの部署で“どれだけの熱量で事業に取り組むか”」に、村の行く末がかかっていると言っても過言ではありません。

昨年訪れた視察先や、関係人口・交流人口の拡大等で活性化している地域では、第1期の総合戦略の「策定段階」から、職員による横断的なプロジェクトチームを作って事業を推進するなど、まさに“戦略的に”計画を練って進めていたところも多いように感じています。

そこで伺います。

第1期の「検証に対する見解」、そして、第2期の「ポイント」「力を入れていくこと」「目玉政策」「これからの村がめざす方向を表わす言葉・キャッチコピー」など、村民がひとつの方向に向かうポイントとなるものが求められます。

村長の見解・構想をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、江田議員の「村の総合戦略について」のご質問であります。

正直に申し上げまして、第1期は、どちらかという加速化交付金事業を効率よく進めるための計画が主でありましたが、第2期については具体的な行動としての計画の実効性を高めるため、特に情報発信の充実等が必要と考えております。

それから、まだ具体的にしておりませんが、先ほども申し上げた「気候非常事態宣言」に基づく村の方向、それにまつわる施策等についても盛り込んでいきたいと考えております。

あくまでも、総合戦略につきましては、村の総合振興計画を基に事業を組み立てているということですので、これからの農村に暮らしていく総合振興計画の中身をしっかりと実現していく計画にしていきたいと考えております。

総務課長から捕捉の答弁をさせます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長答弁に捕捉をしまして「村の総合戦略について」の質問にお答えいたします。

第1期総合戦略では、今村長が申し上げたように、地方創生に関する加速化交付金、いわゆる効率の補助でありましたこの交付金をいかに効率よく活用し、人口減少の克服、地方創生に取り組んできました。第1期総合戦略の3つの目標数値のうち、「社会動態数」では目標数値をクリアしました。大幅な転出超過は改善しつつあります。一つの要因としては、地方創生交付金を活用した、移住体験住宅の整備や移住セミナーの開催、空き家バンクの充実、住宅取得に関する補助金など移住定住事業に力を入れてきた効果と考えています。

次に、第2期でありますけれども、これも村長が申し上げました上位計画であります第6次総合振興計画から、人口減少対策に特化し、国が策定をしました総合戦略と第1期の検証を踏まえながら、必要な施策を取りまとめ、具体的な行動として策定する予定であります。

第2期総合戦略の基本目標を「地域資源を活かした産業振興と雇用の創出」「交流人口の拡大と地域を担う多様な人材の育成」「子育て環境の充実と安心安全・健康長寿のまちづくり」に設定しました。人口ビジョンの令和22年に約3,600人、令和42年に約3,000人を維持できるよう、「産業と雇用」「移住定住」「子育て・健康」の観点から総合戦略推進委員の意見を伺いながら、必要な施策を取りまとめ、策定する計画としています。

また、現下の状況の中で計画をしていました委員の皆さんに何う会議が開けない状態です。そういう中でもメールでいただいたり、今取れるいろんな方法を取ったりしながら意見を取りまとめ、次年度に向けて第2期の策定を急いでいるところであります。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、再質問させていただきます。

村長の話の中でも、第2期は具体的な行動としての計画が必要ということがありました。そのとおりだと思います。

それで、関係人口・交流人口拡大や移住者誘致にも力を入れるということですが、今までも力を入れてきた効果が出ているとか、これからも力を入れるということですがけれども、先進事例となるような施策や、村民がこれに力を入れているのだと感ぜられるような文言なり、インパクトのある言葉で伝えることも、村民がひとつにまとまることかなと、そして外への発信力もあるかなと思いますので、その辺りも検討していただければと思います。

そして、外部への発信はもちろんのこと、村内の若い世代も、今はネットでの配信がひじょうに有効だと思っています。

実施計画では令和4年度に村のウェブサイトのリニューアルが計画されていますけれども、現状の見直し・組み直しも早急に必要だと感じています。

見づらい点や直した方がよい点は、職員では気づきづらい点があると思います。前の議会の一般質問でも山浦議員からそのような指摘がありましたけれども、リニューアルする前段として、まず、村民はじめ、客観的な意見を集中的に集約する期間を設け、修正できるところはすぐに修正するようなことをし、リニューアルの更新に向けての参考にしていくことも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

今使っている情報発信のリニューアル、更新についての質問をいただきました。
もともとだと思います。

今まで、今ある施設をどのようにしていくか、職員で検討しながら進めてきました。なかなか職員ではまとまらない意見というのがけっこうあります。それを、ほとんどの皆さんが若い人を中心にメールであるとか、そういうものを利用して意見を言える、また、集まってお話を聞くよりもかえってその方が生の意見を聞けるのではないかと考えております。

そういうことで、いかに意見をいただける方法を考えながらしてまいりたいと考えております。

先ほど、山浦議員の公式ウェブサイトの関係のリニューアルの関係の話をしていただきました。前回の答弁の中で庁内でも責任を持って各担当課で自分の出した情報は更新をしていくという確認をしていくようにしておりますので、その辺については担当課であります総務課情報係で本当にそのようになっているかの確認もしていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

（終了 午後 3時15分）

議長（萩原由一 君）

以上で、本日の日程は終了した。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午後 3時15分）

令和2年3月第1回 木島平村議会定例会
《第3日目 令和2年3月12日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます」）

議長（萩原由一 君）

ただ今の出席議員は、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

4番 芳川修二 君。

（「はい、議長。4番。」の声あり）

（4番 芳川修二 議員 登壇）

4番 芳川修二 議員

それでは、通告に基づきまして5項目にわたって質問を申し上げたいと思います。

まず、最初に「第3セクター木島平観光株式会社への資金の貸し付けについて」ご質問したいと思います。

令和2年1月23日の臨時議会で、商工振興事業として4千万円の資金の貸付けが議決されました。これによりまして木島平観光株式会社に対し4千万円の貸し付けが行われたと思えますけれども、第3セクターに関しましては、村が立ち上げた企業ということで支援することは当然のことと考えておりますが、本来、村は出資分の責任に限られるべきであります。

資金の融資は、金融機関がその役割を担っておりまして、村からの直接融資については、よほどの事情がない限り行われるべきものではないと思います。

今年の雪不足という厳しい状況は十分に理解しておりますけれども、村民の皆さんからの税金を直接投入することは、当然条件的にも厳しさが求められるわけであります。

そこで直接資金を投入せざるをえなくなった事情と今後の返済等の見通しについて答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、芳川議員の「第3セクター木島平観光株式会社への資金の貸し付けについて」のご質問について答弁させていただきます。

記録的な雪不足となりました。そしてまた、昨年10月の台風19号により、宿泊部門やスキー場リフト営業で大きな減収となっております。議員ご指摘については、十分理解しておりますが、1月以降も影響が続き、緊急的支援が必要となったことをご理解いただきたいと思います。更に1月下旬からは新型コロナウイルスの感染拡大の影響で更に大きな打撃となっております。

木島平スキー場のリフト運営は、周辺宿泊施設などが経営を継続し、また村民のスポーツ振興や健康維持などの公的な役割も担っております。しかし、これまでリフト部門は赤字であり、それを、周辺関係者の負担を求めることなく木島平観光㈱の主に宿泊部門で補ってまいりました。そのため、今年度のようにリフトの売り上げが落ち込み、更に災害等で宿泊のキャンセルが多く出るとリフトの赤字分を補いきれなくなる状況になっております。なお、これまで、施設修繕費や指定管理費など村が負担してきた部分もありますが、前年度までの木島平観光の累積の収支は黒字であります。

今年度の資金の貸付経過等については、担当課長から説明させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

芳川議員からご質問のありました、木島平観光株式会社への資金の貸付けについてお答えいたします。

村長の答弁にもあったとおり、記録的な暖冬による雪不足のため、年末からキャンセルが続き、1月以降も期待した降雪がなく、木島平観光株式会社が管理運営する全ての観光施設で、大幅な収入減少となりました。

1月以降も、スキー場来場者数は伸びず、収入が確保できなかったことから、資金不足となり、緊急的な資金調達が必要となり、議員ご指摘のとおり臨時議会で要綱改正を説明させていただき、木島平観光への貸付限度額を増額するための補正予算をお願いしたところでございます。

木島平観光株式会社への貸し付け状況につきましては、以前から年度当初に貸付け、年度末に返済を繰り返していた短期貸付けを、県の指導等もあり平成28年度に長期貸付とした4千万円に今年度貸付けた3千万円で合計7千万円となります。

平成28年度に長期貸付とした分が、令和3年度から償還が始まる状況となっております。

当然ですが、返済が適切に進むよう木島平観光株式会社へ令和2年度の事業計画等から確認していく予定です。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問をさせていただきます。

雪不足でキャンセルが入ったという答弁が主であったと思います。確かに今年の雪不足は、これまでにない厳しい状況だということは十分に把握をしております。

先ほども申し上げましたけれども、観光株式会社への融資につきましては、1月23日に議案として上程されたわけでありまして、少なくともそこに達するまで1月の初旬なりから、きっと貸付融資の検討を始めていたと思うのですけれども、以前から、年末年始に雪がなかったら大変なことになるぞということもあって、グリーンシーズンへの経営のシフトを進めてきたはずであります。

村長が社長であることは、第3セクターの強みをいかに発揮できるかということでもあります

けれども、そうかといって第3セクターは基本的に出資責任に留めるべきだと。そして村としての支援の方法についてけじめをつけないと、村が丸抱えの第3セクターということになってしまうわけでありまして。そのことによって経営に対する緊張感が薄れることが危惧される。これは、誰も考えるとところであるかと思えます。

私が質問した主旨は、貸付けに至るまでの経過について聞きたかったわけでありまして。例えば、資金繰りについて厳しいとしたら、金融機関に相談をしたのか。あるいは、村として債務の保証では済まなかったのか。そういうことを聞きたいわけでありまして。

村民の皆さんの貴重な税金を無利子に近い形で融資をする。ほかの事業者の皆さんも雪不足で大変厳しい状況に追い込まれている中で、緊張感をもって対応しなければ、そういう皆さんに対しても申し訳が立たない。このことを質問しているわけでありまして。

直接融資に至った経過について、改めて答弁を求めたいと思えます。

また、課長から返済が適切に進むように、次年度計画等を確認していくとの答弁がありました。4千万円の融資で乗り切れるのか。年間5億から6億の経営をしている中で、おそらくあつという間に資金繰りに困難な状況に陥ってしまうのではないかと、そんな心配をしているわけでありまして。

答弁にありました新型コロナウイルス。今朝のニュースでパンデミック状態、世界的な大流行に至ったというような報道を耳にしました。そうした状況の中で、本当の厳しさは経済的な問題として、これからどんどん厳しくなっていくのではないかと。どうしたらそれを乗り越えていけるのか、真剣になって、このコロナウイルスに伴う経済不況が予想される中で、抜本的な経営改善計画を立てて、それに向かって社員一丸となってこの苦境を乗り越えていく、そうした心構えと実行に移さない限り、会社の存続は危ぶまれているのではないかと心配をしております。

もし、3セクである木島平観光株式会社が倒産せざるを得ないというような状況になったときに、この地域への経済的な影響は極めて大きいと想像しますし、また、ここに働いていらっしゃる社員の皆さん方、あるいは関係の皆さんが場合によっては路頭に迷ってしまうという心配もされるわけでありまして。

第3セクターへは、村長のあて職、社長ということになるわけでありましてけれども、この社長という意味は極めて重い責任を負っているわけでありまして。その重い責任を果たすためにも、ぜひ、真剣になって経営改善計画の樹立とそれに向けての取組みをお願いしたいと思えます。

答弁をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

芳川議員の再質問であります。苦渋の中で、それでも村の観光を支える木島平観光株式会社を将来とも残してほしいという意味のご質問かと思えます。

先ほど申し上げましたが、木島平観光では、観光のみならずできるだけスキー場に頼らない、春から秋への観光にシフトをしていく取り組みをしているわけではあります。ただ、現実とすれば、やはりスキー場経営が一番大きな収入の柱になっているという状況であります。

ただ、昨年10月に台風災害がありました。それによりまして10月以降、大幅なキャンセルがありまして、社員の皆さんが真剣に頑張っていたわけでありまして、なかなか経営が苦しいということで、前回も申し上げましたが、暮れの手当てについては支給できないとい

うことで苦渋の選択をしたわけであります。そんな中、1月以降、ほぼ順調に予約が入っていたということで、仕入れ等を進めてきたわけでありますが、なかなか雪が降らない。1月中はほとんど雪がなかったという状況でキャンセル等も相次いだ中で、当然民間の金融機関という話もしましたが、1月暮れの支出に間に合わないというのもありまして、急きょ村の予算の中で貸付けをお願いしたという経過があります。

額については、4千万円の増額ということでお認めいただきましたが、実際に執行したのはそのうちの半分の2千万円であります。

ただ、ご存じのとおり、新型コロナウイルスが感染拡大をしているということで、木島平の観光だけではなく、日本中の観光を含めたあらゆる産業で大きな経済的な打撃があるだろうと思います。それを、村だけではなくて国全体がどのように乗り切っていくのか、言ってみれば本当に正念場かなと思います。当然、観光（株）についての返済についてもこれからしっかりと計画を立てなければならぬということは理解をしておりますが、当面、この新型肺炎の終息の目途が立たないとなかなか計画が立たないという状況はご理解いただきたいと思います。ただ、平成28年、29年と返済ではありませんが、木島平観光から村へ一部利益を還元している状況であります。それらを含めてこれまでの4千万円については返済が可能であろうと考えてきたわけでありますが、今、ここまで来るとかなり厳しい状況あると。ただ、そうは言っても観光の柱である木島平観光株式会社を何としても維持しないと、先ほど議員がいわれたとおり、木島平の観光は壊滅的な打撃を受けるだろうと思います。そんなことで、社内の皆さんにも頑張ってもらっている中で手当等が出せないという苦渋の選択をしながら対応してきているということをご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

ただいま答弁をいただきました。

新型コロナウイルスのこれからの経済の影響というのは、非常に大きなものと想像して、世界全体がこの問題について大変な状況で、真剣になって取り組んでいる状態だと思います。

一般村民の声からすると、例えば、木島平観光株式会社、3セクだという中で、本当に必要なかどうかと、そんな意見を耳にすることがあります。もともと3セクとして立ち上げた経過というのは、木島平村がそれまで公営企業でやっていたリフトを民間活力というようなことも含めて、それを受ける第3セクターを設立して、観光全体をしっかりと持ってほしいというような思いで立ち上げたものだと理解をしておりますけれども、そういう中で、何度も申し上げているのですが、村と緊張感を持った一般企業としての、そういう心構え、あるいは取組みが、村民が見てはたして十分に果たされているのかと考えた時に、社長の責任というのは極めて大きいのです。儲かってさえいれば、それほど苦情を言うこともないのかもしれませんが、こういう状況になったときに村民の皆さんは、心配され、いっそのこと無くても良いのではないかとということも耳にするわけであります。無くなったときに、地域への経済的な影響は極めて大きな問題になるという面で、第3セクターというのは、厳しさを持ちながら、真剣に取り組んでいるという姿が、村が出資した村民の会社ということになるわけでありますから、その現場がきちんと村民の目にも、「頑張っているけど今回は大変だね」というような声がかかるような会社にしていかなければならない。それは、やはり村が丸抱えではなく、現場の人たち、真剣にやっていることは十分にわかりますが、その組織立ても含めて、社長の役割というのは極めて大きいと。いったん赤字という数字が出たら、この数字はずっと消えないわけであ

ります。そこに社長としての緊張感、あるいは社員の管理等も含めて、この不況を乗り切っていくためにも、ぜひ真剣になって取組んでもらいたいと思っております。

それについて、どうお考えか再度質問を申し上げたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

緊張感を持ってということではありますが、言われるまでもなくしっかりと真剣に考えていきたいと思っております。

木島平観光の経過については、先ほども話がありましたが、そもそもスキー場経営は公営企業で経営していたわけでありましたが、当時は年々リフトの売り上げが伸びてきたということで、最盛期の村のリフトの売り上げは5億から6億ありました。言ってみれば、そのリフトの売り上げを村ではなくて村民に還元するという意味合いで民間の、3セクですが、株式会社としてリフト経営をしてきたということでもあります。ただ、残念ながらバブルの崩壊後、急激にリフトの経営が悪化したということで、公営企業から木島平観光に移行する際に村のリフト施設を観光(株)に売却をしたわけでありましたが、その中で修繕費等も木島平観光で持ってきたわけがあります。そんな中、平成21年に、リフトの修繕費等がかさんで単年度の赤字が8千万円を超えたというような状況の中で、再度、村がリフトを買い取って今のような上下分離方式になっているということでもあります。ただ、それ以降リフト経営については、なかなか厳しい状況が続いているということについては、先ほど説明させていただいたとおりではありますが、そうは言っても、リフト経営につきましても、観光(株)だけではなくて、その周辺の宿泊施設、それからまた、飲食、物品を納入する皆さん、多くの皆さんが関わっているものであります。村の支出は大きなものになってしまっていて、それについては、大変ご迷惑をおかけしますが、それを無くすことによって失う経済的な損失の方が村の中ではかなり大きいだろうと思っております。

そういう面で、リフト経営はこれからも何とか最大の努力をしながら続けていきたいと考えております。その点については、村民の皆さんにもご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

改めて、社長という立場をいただいておりますので、しっかりと経営の改善に向けて取り組んでいくことを申し上げまして、答弁にさせていただきます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

2点目として「村の観光振興について」ご質問申し上げます。

昨年の6月議会で村政の基本方針を質問した際、答弁として「観光については、スキー場だけに偏らない通年観光を目指している。農村と農業、そして暮らしや文化の魅力を資源とし、更に高社山やカヤの平高原なども改めてその価値を観光資源として磨き上げていく必要がある。」という答弁がありました。

この中で、具体的な内容として「高社山やカヤの平高原の価値を磨き上げる」という内容がありました。今年度もまもなく終わりに近づいている中で、これらの答弁について今年度取り組んできた具体的な内容、進捗状況、今後の見通しについて答弁を求めたいと思います。

また、観光振興にとって、情報発信は極めて重要なことでもあります。ICTの活用等に関してどのように対応しているのか答弁をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

村の観光振興、特に山岳の観光振興ということですが、前段の答弁でも申し上げましたが、スキー場だけに頼る観光では自然災害などで大きな打撃を受ける可能性があります。

さらに少子化や人口減少、レジャーの多様化などこれからもスキー観光は厳しいものと考えております。

そこで、従来から進めている通年観光を一層推進していく必要があるということで、農業や農村景観もそのための資源ではありますが、加えて村には高社山やカヤの平といった貴重な山岳資源があります。

まだ、情報発信が不十分なところもありますが、これからも取組みを強化してまいります。

これまでの取り組みについては、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

ご質問のありました、高社山やカヤの平の今年度の取り組み内容及び進捗状況と今後の見通し、具体的な情報発信等について、村長の答弁に捕捉してお答えします。

高社山やカヤの平高原における取組みは、平成28年度から地方創生交付金を活用し、施設整備とソフト事業を進めてまいりました。

今年度、村が取り組んだ事業についてご説明します。

カヤの平関係では、秋山郷と結ぶシャトル便の運行や高標（たかっぴょ）山登山を実施しましたが、シャトル便については、秋の台風19号以降運航中止となり、秋の紅葉シーズンに運行ができませんでした。高標山登山参加者10名、シャトル便利用者53名と、思うような結果とはなりません。

高社山関係では、高社山を世界に発信する会と連携し、改元記念登山や山の日の高社山フェスティバルを実施するとともに、広域観光として取り組んでいる「千曲川・高社山 SEA TO SUMMIT」を関係者とともに開催し、約1千人を超える人が、高社山を訪れました。

今年度計画した事業はすべて完了しておりますが、すべてが満足な結果となったわけではありません。

カヤの平や高社山など山岳高原観光を一層推進するためには、広域観光をはじめ、さらなる資源の掘り起こしと、それらを案内紹介いただくガイドの方などの人材育成も重要と考えています。

村の観光情報発信については、行政で行うものと観光振興局で行うものになりますが、行政では、雑誌やパンフレット等の紙媒体での各種イベント、行事などの情報発信のほか、姉妹都市調布FMを中心としたラジオ放送、村の公式ウェブサイト、フェイスブックにおいて、行政の行事などの情報発信を行っています。

また、観光振興局では、各種マスコミなどを活用した雑誌等への記事掲載をはじめとし、観光振興局の公式サイト「めぐる木島平」で村の観光のみならず、イベント、出来事など、できるだけ総合的に村の情報発信、案内をしています。

近年、フェイスブックやインスタグラムを中心としたSNSといった会員制の情報サービスを活用した発信に力を入れております。

いずれにしましても、多様な情報発信ができるよう今後務めていきたいと考えております。

今後も関係者の皆様のご意見やご協力をいただきながら、魅力アップや商品開発を進めていきたいと考えていますので、議員の皆様からもご意見ご提案等いただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問を申し上げたいと思います。

今、答弁で様々な取り組みをしてきたと思うようにいかなかった部分もあると思いますが、新たにここで村長の方針として山岳高原観光というようなことを取組んでいるわけでありまして、

私の見解で言いますと、どこにお金落ちるのかと。カヤの平へ行ってどこで消費が生まれるのか、地元にお金落ちるのか。きっと広域的な意味で村の魅力を発信するのだという答弁もいただけると思うのですが、先ほども木島平観光の件で夏場へのシフトというような話を申し上げました。このひとつには、少年サッカーを真剣に取り組んできた経過があります。調布市に拠点を置きますFC東京にお願いをして、Jリーグジュニアのサッカー大会を開いてきた。子どもたちがこの大会に参加することで、ましてや大勢のいくつかのチームが参加するわけですから、そこに一緒になって親も来てもらえれば、宿泊等に経済的な効果が表れるだろうということも取り組んできたわけでありまして。それ以降、拡大もしていないし、残念なことだと私は思っておりますけれども、あるいは、そのサッカーグラウンドの空いた時期に芝の養生も含めて、アーチェリーの大会を誘致した。非常にアーチェリー人口は少ないと言っても、アーチェリーだけで聖地となっている、例えば、静岡県にもそういう場所があるかと思えます。そうした聖地となるような取り組みをこの村が真剣にやっていければ、新たな魅力の掘り起こしとあって、時間をかけているよりも、そもそも観光というのは、産業振興の分野になるわけでありまして、基本的にどこにお金落ちるかを考えながら振興していかないと費用対効果は、非常に寂しいものになっていってしまうのではないかとこのように思います。

ぜひ、今ある施設を活用しながら、例えば、クロスカントリー競技場があるわけでありまして、やはり地域に実際にお金落ちるといった取り組みに方針を転換していくべきだと思います。

それについて、まずは答弁を求めたいと思います。

それと、情報の発信についてであります。

先日、飯山駅の下の情報発信の場所に行ってみました。かなり多くのパンフレットがあり、飯山が多く、野沢も多い。ただ、村の情報というのは、非常に少なかった。配置されたその枠にしか置いてなかった。それも普通の観光パンフレットという格好でありました。この点を見

ても、果たして今真剣に観光という中で、末端までその思いが伝わっているのか、あるいは真剣になって取り組んでいるのか、私にはちょっと疑問に感じたわけであります。

それと、先ほどInstagram、フェイスブック等新たな取り組みをしていると答弁がありましたけれども、そのホームページに情報載せるというのは、アクセスする人たちを待っている。あるいは、フェイスブックもそうです。フェイスブックも会員制とって、忙しい人たちはとてもそんなものを見てられない、付き合ってもらえないようになってきているのが今の実情だと思います。

私は、昨年の議会でも質問いたしましたけれども、「い〜なか交流館」を廃止されたと。それは、情報のワンストップ化を図るためにと村長から答弁がありました。ワンストップというのは、私は大きな間違いだと思っております。ワンストップではなくて、間口を大きく広げて、あるいは交流人口拡大のためにも、攻めの情報発信が必要だと思って、実は「い〜なか交流館」も村の情報発信のために、交流人口を拡大するために始めたものであります。

そして、一番残念なのは、「い〜なか交流館」の会員と言いますか、こちらで把握をしているアドレスの中に月に1・2回ですが、木島平の情報をメールマガジンにして送っていたと。8年かけて入ったり止めたりという人たちもいるわけでありまして、1万人いたわけでありまして。約1万人という会員、言わば企業にとっては顧客名簿。どれほど貴重なものかきつとお分かりになると思いますけれども、それを廃止にした。そのことで最近になって、「最近木島平の情報が届かないね」というような声も耳にしております。

今、情報発信、ネットを通じての環境というのは、極めて重要な部門でありますし、また、進化をしているわけでありまして。前日、担当課に任せているというような課長の答弁がありました。ただ、それでうまくいくのかと。村長としてホームページを見ているのか、チェックを入れているのか。例えば、何とかの行事が載っているのか、若い人たちはそれを見れば皆出てくると一般的には思われている今のご時世であります。ただ、担当課に指示をただけでそれが順調に回っているのか、私は先日見に行ってみましたけれども、残念ながら私が欲しいような情報も載っていなかったり、各課まちまちでありましょう。やはり、そういった責任を、ICTをきちんと活用する、今や別分野としてでも立ち上げないと、全国の市町村、極めて厳しい状況の中で観光等も含めて、あるいは交流人口の拡大も含めて取り組みを進めている中で、「木島平、何をやっているんだ」というようなことになってしまうのではないかと。体制等も含めて情報発信に力を入れる、そのことを真剣に考えてもらいたいと要望し、その考えについての答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

何点かありましたが、最初のご質問、山岳観光でどこにお金が落ちるのかということでありまして、確かに山岳観光だけではなかなか経済的な効果がないと思います。そんなことで、カヤの平と馬曲温泉であるとか、場合によれば周辺の市町村の観光資源であるとかを結び付けてできるだけ長期に滞在してもらって、なおかつ村の宿泊施設等を使ってもらおうというような取り組みをしていきたいと考えております。

先ほど話がありました具体的には大林カップのサッカー大会、それからアーチェリー大会がありますが、これについてもしっかりと継続をしております。村の中で大きなスポーツイベントとして定着をしてきているということについては、感謝申し上げたいと思います。

情報発信につきましては、これから大事だと思います。今、様々なご指摘をいただきましたが、そのようなご指摘も踏まえながらこれからもしっかりとその情報発信の強化に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

それでは、「過疎からの脱却と財政運営について」ご質問したいと思います。

村の人口減少、過疎化の進行は極めて厳しい状況にあると認識していると思っております。

村は平成22年、過疎地域に再指定され、過疎地域自立促進特別措置法の適用地域となった。

この過疎地域自立促進特別措置法は、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について」、木島平村はこの低位にあたると評価をされたわけでありますが、これについて「総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている」とあります。

そうした低位にある木島平村、ここに生まれた子どもたちはどう感じるのでしょうか。やはり、低位よりも普通の街に行きたいとか、そう思うのではないのでしょうか。

この目的の中で、住民福祉の向上、それから雇用の増大、地域格差の是正というのが具体的に目指す方向であると思っております。

この過疎法に該当することによって、財政的な優遇措置を受けられこととなっている。これが一番大きなものだと思います。過疎債を使えるわけでありますが、過疎債というのは、いわゆる村が過疎債という借金をした場合、償還時にその70%が国から交付されると。言わば、過疎脱却のための施策に対して、70%の補助を受けられるというような、極めて財政運営上ありがたい、そういった制度であります。

ただ、法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、地域格差の是正ということにあるわけでありますから、長期的な視点にたつて、過疎債を使えるからと言っても、厳しい財政状況は変わらないものであります。我慢すべきものは我慢をし、村の自立、そのための産業興し、働く場の創出、村の活性化等に重点を置くことが大切であると言えるわけでありませぬ。

令和2年度予算の編成にあたって、当然そのことには配慮されたと思っておりますけれども、過疎脱却に向けた具体的な事業、何処に重点を置いているか答弁を求めたいと思っております。

また、民間の活力、一般村民の皆さんにその責任というか、そういうものを押し付けてもなかなか厳しい今の状況であります。やはり村が原動力となって活性化の仕組みを組み立てていかなければ、過疎からの脱却、村の自立というものは、遠い夢のような話になってしまうわけでありませぬ。ぜひ、そうした現状の人口減少、過疎化の進行を止めるためにどう考えているのか答弁を求めたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長（日碁正博 君）

それでは、「過疎からの脱却と財政運営」についてということですが、平成22年に再指定となりました過疎地域自立促進計画では、これからの農村を生きる、みんなで楽しみをつくりだす村として、計画に沿った施策をこれまで取り組んでまいりました。令和2年度予算においても財源として有利な過疎対策事業債を活用しまして、様々な事業展開を図っております。

本議会に令和2年度予算書として審議をしていただいておりますが、事業実施の上で貴重な財源として有効に活用していきたいと考えております。

どこに重点を置くかというご質問ですが、予算編成にあたり重点施策を職員に示しました。基本目標として「未来と安心を育てる」、「産業と仕事をつくる」、「自然と文化をまもる」、「人と地域をつなげる」の4つの柱を立て、この他にも第6次振興計画後期計画に沿った、特に人口減少対策の実行、次世代につなぐ観光、産業の確立など創意工夫をした施策を展開するための予算編成をしてまいりました。

具体的には、人口増対策として結婚祝い金制度と結婚新生活支援事業を新たに予算化しております。結婚を祝うとともに結婚生活をスタートさせるにあたり、引っ越しなどの支援をするものであります。また、健康で快適な子育て環境は、若い皆さんの移住定住にとって大きな要因であります。その為、ハード面では保育園遊戯室のエアコン設置、ソフト面ではインフルエンザやおたふくかぜ、ロタウイルスなどの予防接種の助成を新規または拡大して行います。

また、教育環境の整備も重要と考えております。そのため、小中学校でのタブレット整備とプログラミング教室の本格実施を行い、放課後子ども教室などの中味を一層充実してまいります。

また、移住定住のため、これまでに引き続き若者の住宅新增築への助成や空き家改修の助成を継続し、新たに旧北部小学校のプール・グラウンド跡地に宅地造成を計画しております。

議員が申されるとおり、地域経済の規模が小さい自治体では、産業振興や起業支援などを自治体が行わなければならない状況ではありますが、財政面では厳しい状況にあります。そのため、ファンドの活用や企業版ふるさと納税など外部からの投資を増やすための工夫をしていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

(「はい。」の声あり)

4番 芳川修二 議員

再質問をさせていただきます。

今の答弁の中で具体的な人口増の対策として、結婚祝い金制度、結婚新生活支援事業を新たに行う、子育て環境の充実のための保育園の遊戯室のエアコン整備、ソフト面では予防接種の助成の充実を図る、あと数点追加でおっしゃいましたけれども、これらの事業が過疎債を有効に活用しているのかと疑問に感じるところであります。

過疎脱却、先ほどから法の目的を申し上げてまいりました。

今の人口減少、どんどん続いている、それで地域経済がどんどん疲弊しているという中であって、通常のこうしたサービスの事業に費用を投入しては、せっかくの過疎債という有利な制度が活用されないと思います。

実際、過疎債を活用するというのは、例えば、10億円ぐらいの事業を始めようと、そういった時に、国の補助制度の半分ぐらいは見てくれる制度がいくらでもあるわけです。例え

ば、耕作放棄地対策、ずっと申し上げておりますが、木島平村にとって農村景観というのは非常にこれからの大事な資源になるわけでありましたが、それを、時間をかけても保全をしていくためにも、耕作放棄地対策というのは非常に重要だと思っております。農林水産省に行って相談をして、何か良い方法はないかというようなことを考えながら、例えば、10億円の事業でも5億円の補助金が付けば、残りの5億円を過疎債で充当するとしたら、その70%が返ってくるわけですから、1億5千万円あれば十分に10億円の仕事ができてしまうわけでありまして。ほかの施設もそうではありますが、そういったことを念頭に置きながら、やはり大事なことに手を付ける。多少時間はかかっても、あるいは大きな補助金等を入れることも含めて考えながら着実に木島平が持続可能な村になるように、そうした施策をスタートしない限り、今回答弁のありましたそういう施策を繰り返していても、この人口減少は止まらないでしょうし、産業とかそういう話も難しいというようなことを言っていますが、実はそうではなくて、雇用の場を作る、産業を起こす、そういうことに本腰を入れない限り、過疎の脱却は夢のまた夢であります。

残念ながら、ビジョンをあまりお示しにならないとても残念な話であります。今、木島平村が何に本当に困っているのか、目先の移住定住というものも決して無駄とは言いませんけれども、例えば、これはたいした補助金も出ないのに、英断をされ国土調査を始めたというような経過があります。何十年もかかるような話を着実に将来そういうことで問題が出るからという英断を下して国土調査を始めたそういう時期でもあるわけでありまして。ましてや今、過疎債という有利な財政措置があるわけでありましてから、大事なことを見据えながら長期的な視点に立ってこの過疎債を運用していかないと実効は表れてこない。

令和2年度の予算について、私の正直な感想は、大丈夫かなというような思いを持ちました。過疎債を一般財源のようにそのまま充当していると起債制限比率は、言うまでもないと思えますけれども、将来借金もできなくなる。せっかく有利な過疎債という制度があっても起債制限比率によって限度額というものがあるわけでありましてから、それが使えなくなってしまうのは、法の目的である過疎地域の自立は全く難しい話になってしまうのではないかと思います。

令和2年度予算、先ほど申し上げましたが、いわゆる過疎債、村の過疎を活用した借金でありますけれども、これが3億円予算に入れてあります。それから基金繰入金は、貯金を取り崩した額であります。これが5億円。村税収入が4億円に満たない村であります。過疎に指定されたから財政的な優遇措置を受けられるから裕福になったというのは全く間違いであります。

ちょっと古い話を申し上げますが、過疎地域に指定されていない時期が10年あったわけがあります。この時、当時の村長あるいは財政担当等も含めてねじり鉢巻きで無い袖は振れないと、予算を絞ったと。村民の皆さんには申し訳ないが後年度に送ってくれという話をしながらしのいでいた時期があります。また、基金が減少する中でそういう苦労をしながら基金を積み立ててきたという時代があったわけでありまして。申し上げましたけれども、現在も税収が増えているわけではありませぬし、人口は減少しているわけでありましてから、極めて厳しい状況にあるということ認識しながら、やはり持続可能な村のためにやるべきことはしっかりと過疎債を充当しながら、大きな見通しを持ちながら、予算編成にあたっていただきたい。

例えば、村民の皆さんに分かりやすいように説明しますと、1億円借金をして、7千万円がのちの償還時に国から交付されると。言わば3千万円を村が負担すれば良いと考えがちであります。その3千万円は極めて大きな額だと認識してもらわないと困ると思えます。1万円の3千倍ですから、家1軒が建つ、そういった1億円の投資に対して、村として3千万円を後年度負担に持ち込むというようなことでもありますから、この過疎債の充当にあたっては、そういったことを含めて真剣に考えた財政運営をしていかないと、先々非常に困った状況になると思えます。ぜひ、そういうことを考慮して、これからも財政運営に厳しく当たっていただきたいと思えます。

議長（萩原由一 君）

会議の途中であります、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分をお願いいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時10分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました人口増対策につきましては、必ずしも過疎債を活用しただけではなく、そのほかの分も含めているわけであります。

過疎からの脱却ということで、人口増対策をどう進めていくかに関連する予算の中身についてご説明を申しあげました。

おっしゃるとおり、過疎債につきましては、7割が国の交付税措置をされるということで、過疎に苦しむ自治体にとっては有利な制度であります、ご指摘のとおり借金であります。返済はしなければならないということでありまして、村では現在でも起債制限比率がかなり高い状況であります。これ以上安易に過疎債、そのほかの起債も含めてですが、借り入れをすることによって起債制限比率が一定の基準を超えると、新たな借り入れができなくなるということも考えられますので、そういうことにならないように財政運営上しっかりと注意をしながら予算編成をしてきたところであります。それについては、今後ともそのつもりで、その辺をしっかりと利用しながら予算編成にあたっていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

過疎の対応については、慎重に将来を見据えた中で計画的に運用されるよう改めてお願いしたいと思いますが、産業起こしが難しいというような話がありました。ところが、振り返ってみますと、先ほど話題にしました木島平観光についても、当時、村が中心になって3セクを立ち上げた。それを中心にしながら今のパノラマランドを取得して、雇用を生み出してきたというような経過があります。今、こうした状況の中で若干厳しい部分もあるわけでありますが、やはり時の首長として、そういったところに思考を巡らせて、産業起こしもいろいろな方法があると思います。民間をただ支援するのではなくて、村が中心になって、その原動力となってやるべきだと私は思っております。例えば、「わが村は美しく運動」について触れてみたいと思いますけれども、当時、当然過疎が使えなかった財政の厳しい時期でありました。当時の高山村政は、村中、ふるさと塾の先生を連れて講演を開き、そして集落ごとにソフト事業、目標を持たせて、皆で力を合わせてやろうというような事業を展開してきた時期があります。例えば、

その際立ったものとして、内山の龍興寺清水や蓮寺あるいは稲荷のそば打ちなど。ずっと歴史が引き続きながら、原大沢の福寿草。一番はしりになったのは、馬曲のやまぶき街道。中町においても花樽通り。そのように、これは大変なお金をかけていたわけではなくて、村の精神的な支援も含めて、あるいは若干の費用も含めて体制を作ること、で村の人たちはこの住んでいる村を良くしたいという思いを持った人たちが大勢いるわけであります。補助金を作ってお金を出すという話ではなくて、私が申し上げた村の原動力ということは、村の人たちはこの村を良くしたいという思いを持った人たちがいっぱいいるわけでありますから、そういう面を、あるいは情報の支援も含めてこれから取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

待ちの姿勢でただ待っていて、そういう活力が出てくるか。例えば、やまぶき街道も当時、もうお亡くなりになられましたけども、芳川さんが埼玉県の越生までぜひ連れて行ってほしいということで、私も同行した時期がありました。また、やまぶき街道を平沢まで巻き込もうというような話も含めて、村民の皆さんの活力も大事にしながら、また、その刺激をしながら活力を生み出すような村づくりをしていかないと、毎年、ただ継続的な事業を計画的にやっているだけと。これでは、過疎脱却は実現をしないわけであります。

ここで村長という立場にあられたわけでありますから、そういった意味で、どうやったら村の人たちが元気になるのか、そのためにどういう支援をしたら良いのか。先日、わせだいらの前会長が私のところに訪ねてきました。彼は、原大沢の集落支援と言いますか、原大沢と交流を持った1人でありました。「村の人たちが良くしてくれたから、ぜひまた来たい。今IT関係の仕事をしているけども、いつかこちらに事務所を開きたい」というような話もありました。

村の資源と考えますと、この景観や田園風景等もありますけれど、そこに住んでいる人たち、いかにそういう人たちと心を打ち解けて、良い村だからまた来たいというようなことが聞こえるような、そういう組み立てをしてみるべきではないか。糠千の人たちは、金沢大学まで出かけたししながら、様々な勉強あるいはそういう活力の蓄積もしてきたはずであります。そういうことを、多少時間をかけても村の皆さんの活力の掘り起こしを、過疎脱却のためにもずくを出してやってもらいたいと思います。

今、シルバー人材センターには、木島平村で74人が登録をされていると聞きました。この人たちは働く気があるけれど、企業で継続しては働ける場所がない。登録をしてでも仕事をしたいという人たちがいっぱいいるわけであります。そういう力を寄せ集めて産業化につなげることができないのか。例えば、干し柿でも商品にして、それを販売したらというようなことを研究しながら精力的に取り組んでいただける。やはり村が原動力にならないと人は動かないということだと思います。可能性は0ではない、まだ十分な力がこの村にはあるはずであります。そうした視点を持って人材等の掘り起こし、あるいは活力がどこにあるのか、どうやったら活力が生まれるのかということを実践になって取り組んでもらいたい。過疎対策ということも含めた中であえて申し上げました。ぜひ、取り組んでいただくよう、このことについて答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

ご指摘のとおり、集落であったり、地区それぞれの取り組みであったりがこの村の活気をもたらすということは、ご指摘のとおりだと思います。総合振興計画の中でも集落ごとの目標等が出ております。それらを再確認する中で村として支援できる体制を整えていきたいと思いま

す。

先ほどありました、わせだいらの学生であります、私が思っているのと同じ学生だと思えますが、村の中で活躍できるように村でも応援したいので、ぜひ頑張ってくれないかというような話をしております。

その他、いろいろありました内容については、お金をかけずにもできることがあるのではないかと考えております。そんな視点も大事にしながらこれからしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

次の質問に移りたいと思っております。

令和2年度予算で、社会福祉協議会施設建設補助金が1億100万円ということで計上されました。全協を通じていろいろな説明をされたわけですが、多くの村民の皆さん、PR不足という部分もあるのでしょうか、大方が理解をされていない、ただ、社会福祉協議会というのは支部の役員をそれぞれ区から推薦をいただいて、そういう中で運営している組織であります。行政とは若干違うのですが、そういう中で今回デイサービスセンターの改修という計画があるわけがあります。あまり知られていないそれについても、行政として、あるいは社協としての説明が必要であると思っております。

この建設を問う、良いか悪いかの話ではなくて、村として補助金を出す以上、この1億円をどう算定されたのか、答弁を求めたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、「社会福祉協議会施設建設補助について」ということですが、将来予測によりますと2025年、団塊の世代の皆さんが全て後期高齢者になると。そして、木島平村ではその後2040年ごろまで後期高齢者の数が高い水準で推移します。そのため、村の社会福祉協議会が運営しているデイサービスセンターは高齢化が進む村にとって快適な老後や介護負担を軽減するためには欠くことのできない施設と考えております。言わば、公的な役割を持つ社会福祉協議会は将来とも継続して村内で多様な福祉のニーズに対応していくことが求められている組織であります。その安定的な経営と事業は、村民福祉につながるものであることから補助することにいたしました。

その経過については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

民生課長（竹原雄一 君）

お答えいたします。

社会福祉協議会が、令和2年度に建設を予定している新デイサービスセンターにつきましては、村は、今議会でその建設費を補助するための予算1億円を計上しております。現在のデイサービスセンターは、30年ほど前に建設し、ボイラーや水回りの経年劣化が進み、フロアが細長く、使い勝手が悪いと、平成27年から改修について検討を進めてきました。ここに来て、建設計画が具体化し、令和2年度に建設工事に着手することとなりました。

村内の通所介護利用者は、90名ほどになりますが、そのほぼ全員が、このデイサービスセンターを利用されております。

このように村にとりましては、欠くことのできない介護施設となっております。

社会福祉協議会では、建設費用の財源として、施設整備積立金等の積立金を予定されておりますが、村にとっては、申し上げましたように欠くことのできない施設であることと、その後の施設改修計画もあるため、積立金の大半を費やして、このデイサービスセンターを建設する社会福祉協議会の将来にわたる経営安定を考えた時に、村からの補助は、1億円が妥当だと判断いたしました。

なお、中野市内に特別養護老人ホーム「高社の家」を建設した社会福祉法人みゆき福祉会に対し、北信広域連合は運営していた特別養護老人ホーム「高社寮」の後継施設的な位置づけとなるような条件を付して行政が地域のセーフティーネット、安心を提供する仕組みであります。それをしっかりと守っていくという目的で7千万円の補助金を民間であるみゆき福祉会に支出しております。

これと同様に、村といたしましても地域の安心を提供する仕組み、セーフティーネットをしっかりと守っていくという目的でデイサービスセンターの建設補助を考えております。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

(「はい。」の声あり)

4番 芳川修二 議員

今、答弁をいただきました。

私が質問しているのは、1億100万円の算定の根拠を質問しているわけでありまして。ただ1億かかるから1割だとか、5億かかるから半分だとか、そのような算定した根拠を聞いているわけでありまして。例えば、国の補助事業を受けた時に会計検査員が来て、細かくチェックをする。国の税金ですから当然のことですが、同じように村の税金を支出するときに、その根拠たるものをきちんと決めないで、ただ1億円を掴みでやるというような話では、全くずさんな財政管理だと捉えられても仕方がないのではないかと。

実際のデイサービスセンターの改修にいくらかかって、どういうことを勘案して1億円になったのかを知りたいということで質問したわけでありまして。

社協の必要性、あるいは今果たしている役割について、質問の答弁のとおりだと私も理解しておりますけれども、村が財政的に支援をするときに、村民の皆さんの税金ですから、それに説明できるような根拠であってほしいと思うわけでありまして。

再度、質問を申し上げます。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

1億円ということではありますが、今回計画をされているデイサービスセンターにつきましては、事業費が2億円と想定をしております。その半分ということで、半額を村が補助することではありますが、先ほども議論がありましたその財源については、過疎債を活用することです。そうしますと、実質的に村の一般財源での負担分は3千万円ということになります。その辺、村の財政状況等も考えながら、そしてまた、施設の建設の額、規模等も考慮しながら出した金額ということでご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

今、答弁をいただきましたが、先ほど指摘したように過疎を充当する、村の財政にとってはありがたいことだと思いますけれど、やはり節約等も考えながらきちんとした予算管理をしていかないと、いわゆる過疎債という補助金的なものが70%来るといって、2億円の事業でもいいやというような話をしていたのでは、村の財政が非常に心配であります。そのこと、今後の中においてしっかり施設の在り方、長期的な利用の仕方、そういうことをチェックしながら予算の範囲内で適切に管理をしていただきたいと思います。やはり村民の皆さんにきちんと説明できるものであってもらいたい。社会福祉協議会に出すのだからあとは任せたではなくて、社会福祉協議会自体もいろいろと難しい部分もあるでしょう。事務的にそういうこともあると思います。ぜひ、その辺をサポート等も踏まえながら、村民の皆さんに説明できる予算管理をしていただきたいと思います。と要望いたします。

答弁をお願いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

ご指摘のとおりあります。社会福祉協議会は村にとって大事な施設でありますので、その経営についてもしっかりと村も支援をしていきたいと考えておりますが、今回、先ほど申し上げました村の一般財源については、3千万円ということになります。これも、村にとっては大きな支出となるわけではありますが、一方これまで村では社会福祉協議会に様々な委託料であったり補助であったり、支出をしてまいりましたが、1億円の補助の中については、言ってみればこれから村が社会福祉協議会に支出する分についてもしっかりと見直しをして村の財源の確保を図っていくという条件を付けながら補助をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

それでは、「下高井農林高校の存続について」ということでご質問申し上げます。

昨日、山本議員からも「下高井農林高校の存続について」という質問がありました。

山本議員に限らず、私も同じ思いを持っておりまして、重複する部分がございますけれども、あえて質問をさせていただきます。

下高井農林高校の存続につきましては、生徒数の減少という現状を考慮すると通学区内だけでは解決できないと申し上げてきました。県内外からの生徒の就学が必要だと。これではなければ生徒数を確保できないと思っております。

協議会の結論としても存続を願うことは共通の課題となった。ただ、県立高校ということで、要望を上げることはもちろんであります。それだけで何とかなるといったことではないと思います。なんといっても地域が主体的に動きを始めない限り、この問題は解決できないと思います。魅力ある高校づくりです。

そこで、広域的な議論が巻き起こったことを機会に、魅力ある高校づくりをどうするか、地域を巻き込んだ検討組織を立ち上げる必要がある。昨日の答弁では同感だというお話がありました。

その中心は地元である木島平村が中心となって、近隣市町村、同窓会等に声をかけながら、今の議論が持ち上がったその熱が冷めないうちに早急に取り組む必要があると思います。

あえて村長として取り組むつもりはあるか答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

「下高井農林高校の存続について」ということではありますが、下高井農林高校が魅力ある高校として存続し、地域発展の中核となるよう、早期に教育関係者だけでなく、産業界にも声をかけ取り組んでいきたいと考えております。

昨日の答弁の中でも申し上げましたが、下高井農林高校につきましては、地元である木島平村が中核となってその取り組みをしていきたいと考えております。

なお、新年度、村の予算では、飯山高校も含めて、地域の高校生が行う活動への助成を新規に計上しております。この活用について、まずは高校と協議をしていきたいと考えております。

細部については、昨日と重複する部分がありますが、教育長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

村長答弁に捕捉いたしまして、芳川議員の質問にお答えいたします。

「岳北地域の高校の将来像を考える協議会」は、昨年3月18日に立ち上げ、計8回の協議会では協議・検討を重ね、第一通学区内4か所では「地域懇談会」を開催してまいりました。

1月14日、「岳北地域における高校教育のありかたについて」、「意見・提案」を長野県教育委員会に提出したところであります。

岳北地域の新たな高校教育運営につきましては、昨日もお話をいたしました、「課題研究やキャリア教育研修」、また、養護教諭や学校司書の配置、また、スクールバスの配備など「めざす高校教育のあり方を実現するための具体的な提案・要望」を盛り込みました。

その中で、最後に「今後、魅力ある高校教育推進のために、新たな組織を設置し、協議した結果について長野県教育委員会へ意見・提案をしていきたい」といたしました。

第8回の協議会においても「岳北地域の2校の発展について県に提言できるような広域的な組織づくりを検討し、継続した議論の場が必要である」ということが確認されております。

農林高校の存続および魅力アップに向けて、特に本村においては、地域を巻き込んで組織づくりを早めに検討していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問を申し上げたいと思います。

昨日の山本議員の質問に対して、村長は「キャンパス化が最善の方法」と答弁されたと思います。もし、私の聞き違いだったら修正をお願いしたいと思います。

これまで、この広域的な協議会に出席していたのは、村長、教育長、村の農業者の青年の3人です。少なくとも、この議会の中でも、私と山本議員、それからそのほかの皆さんも、納得している人たちは少ないのではないかと思います。

そこで、村長ですから住民の意見を代表してその協議会に出ているはずですが、議会にもあまり情報が伝わってこなかった。広域的な説明会をするからという話はあったのですが、先日、県教委に上げた方針も具体的には私どもも見えていない状況であります。

昨日、山本議員が話しましたようにまだまだ納得している状況ではない、あるいは早すぎるのではないかという指摘もありました。私も全く同感であります。

今、県立の高校だから要望を上げるという話がありました。下高井農林高校は、いわゆる地域高であります。「下高井」とついているとおり、この地域が主体的に立ち上げた農業高校であります。それが今、県立の学校になっておりますけれども、やはり自分たちの農業高校である、何とかしなければという思いを、ここに住む私たちはしっかりと考えないといけないのではないかと思います。

村長として、独断ではない、いろんな意見を聞いたという状況があったとすれば、答弁をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

再質問にお答えいたします。

議会でも、決定をする前に「地域キャンパス」ということについては、ご説明申し上げたと思います。その考えに賛同いただけない方もいらっしゃるというのは、ご意見のとおりであります。私の考えでは、昨日も申し上げましたが、このままでは、県、それから県教育委員会の判断で廃校なり地域キャンパス化なり統合なり、いろんな判断を県がしていくのだろうと。それには、関係市町村の住民等がしっかりと意見を出して、何が最善か、その選択の中で地域キャンパスが一番良いのだろうということを選択して県に提言したということでもあります。早いという話もありますが、昨日も申し上げましたが、対応していくには、早めに対応していくためには、一定程度将来の方針を定めた方が検討する際に良いのだろうと思います。例えば、全国募集できないかというような意見もありますが、県の教育委員会では全国募集はいつでもできますと、その代わりにその周辺の受け入れ態勢ができていくかどうか。できていない中で全国募集はできますが、受け入れは無理ではないかというような答えも聞いております。そういう意味で考えると、早めに体制を整えていく必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

経過について、すでに出されていると思いますけれど、そうは言っても、県教委の方針ですべてが決まるというわけではないと思います。先ほど言った下高井農林高校を残すために、たとえ生徒が減っても何とか地域でバックアップするから、あるいは県政を動かすこともやっではあるのではないかと思いますから、県教委の筋書き通りに、それを守ろうというようなことも、政治的な力も必要ですけれど、それだけで進んでは良いものではないと思っております。

そこで、やはり大事なのは、先ほども申し上げましたように、これから下高井農林高校を魅力ある高校にするのだと。実は、このキャンパス化、あるいは分校化という話が出た時に、今の進学を考えている中学生はどう考えるか。場合によっては将来キャンパス化する高校は避けようとか、雑談の中でもそんな話が出てきた経過がありました。このキャンパス化、分校化で進んでしまったら大変なことになってしまうと。だから、急いで魅力ある高校を作るのだという発信をしてもらいたいと思うわけであります。

協議会の中で、教育長たちのメンバーが全国の先進的な取り組みをしている高校を視察したというような話がありました。やはり真剣に取り組んでいる高校の先進事例は、全国にはいくつもあるわけであります。私も北海道の留寿都（るすつ）にまいりました。そこは、定時制の高校でしたが園芸福祉科を設置して、札幌までスクールバスを出して生徒を迎えに行っている。非常に人気があるとの当時の話でした。そういった真剣な地域の取り組みが魅力ある高校を作り、また志願者を増加させる要因になるはずでありますから、早急にこうした魅力ある高校づくりの取り組みをしていただきたいと思いますし、強く要望をし、村長の意思表示をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日躰正博 君）

再々質問であります。議員もご理解いただいたと思いますが、今すぐに地域キャンパスということではありません。できるだけ早めにその対策をとるということは、言ってみれば地域キャンパス化になることを逆に延ばす対策になるのだらうと思います。今の状況ができるだけ長く続くためには、地域が一丸となってしっかりとその体制を整えていく、そのためには、ある程度方向を定めて、そしてまた、言ってみれば人口減少であっても、高校が賑やかな高校になる、そういう魅力ある高校に一日も早く取り組みを進めていくことをご理解いただきながら、私もそのつもりで取り組んでまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原由一 君）

以上で、芳川修二 君の質問は終わります。

（終了 午前 11時48分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。
再開は午後1時でお願いします。

（休憩 午前 11時48分）

（再開 午後 1時00分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 勝山 卓 君。

（「はい、議長。6番。」の声あり）

（6番 勝山 卓 議員 登壇）

6番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして2点の質問に入らせていただきたいと思います。

最初の質問であります、「新型コロナウイルス感染症対策について」伺います。

世界保健機構WHOは11日、新型コロナウイルスの流行は、パンデミック、世界的な大流行になったとの見解を表明したわけであり。世界は今まさに新型コロナショック状態にあると思っておりますが、国内の新型コロナウイルスの感染症患者数は依然として増加傾向にあり、歯止めがかかっていないという状況であります。

3月9日、政府の感染症対策本部の専門家会議は国内の状況について、「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえている」との認識を示しました。また、政府は感染拡大を防ぐため、大規模イベントなどの自粛要請を19日頃まで継続を求めているという状況であります。

すべての感染状況は見えないため、長期的に再流行の恐れもあるとし、依然として警戒は緩められないとしているわけであり。

こうした日々刻々と状況が変化する中でありまして、3月2日の一般質問通告時と状況は大きく変わっている点もあると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、2月25日政府は、新型コロナウイルスによる肺炎が国内でさらに拡大する事態に備え、新型肺炎基本方針を、県では25日対応方針を決定し、村では27日「新型コロナウイルス感染症予防対策本部」を設置したわけであります。その中で「新型コロナウイルス感染症に係る村主催のイベント・行事等の開催基準」を決定されているということであります。

28日には政府は、感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要だということで、ここ1、2週間が極めて重要な時期である、何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請をしたわけであります。

これを受けて、同日、長野県教育委員会は、各市町村教育委員会に対して、一斉休業について具体的取り組みの検討について通知しております。

休校になることを想定していなかった多くの学校は、突然の異例の要請に教育現場は困惑と混乱したと思いますが、その対応について伺いたいと思います。

また、感染は長野県内にも広がったわけでありますが、刻々と状況が変化する中で、今後の感染状況を見守りながら、これからの新型肺炎対策についてお伺いしたいと思います。

まず、村のこれまでの取り組み経過、それから対策について伺いたいと思います。

来村者から発症が確認された場合の対応だとか、今回の感染症拡大から見た村としての課題、また、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

それから、小・中学校の臨時休校の判断については、昨日の江田議員の質問がありましたので、その内容は確認いたしました。

3番目でありますが、一斉臨時休園の要請のない保育園、学童保育等の対応について伺いたいと思います。

小学校よりも感染リスクが高いという中での対策について、どうなのかお伺いをしたいと思います。

4点目でありますが、政府は10日に対策本部で、第2弾となる緊急支援対策を決定し、公表されていますが、日々刻々と違うわけであります。政府の緊急支援対策について、今、どんな状況であるのか、お伺いしたいと思います。

5点目でありますが、深刻な景気悪化の危機感が広がっているわけでありますが、当村についても経済活動に当然停滞感があると思います。その中で観光事業への影響等についてお伺いしたいと思います。

以上5点、お願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、「新型コロナウイルス感染症対策について」でありますが、今、議員も申されたとおり、事態は刻一刻と変化をしているという中であります。そんなことで、今取り組んでいる内容がすぐに変わってくる、そんなことも考えられるわけでありますが、ご質問にありました内容について、それぞれの担当課長から答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長（竹原雄一 君）

1 番目の村のこれまでの取り組み経過と、これからの対策を伺うということの、その関連の1 番、2 番を含めまして答弁申し上げます。

まず、これまでの経過でございますが、1 月 2 3 日、村公式ウェブサイトへ予防啓発、情報記事の掲載をいたしまして、以降、内容は随時更新しております。

1 月 2 9 日、音声告知放送、ふう太ネットにて予防啓発、情報提供を始めました。以降、内容は随時更新しております。

2 月 1 5 日には、予防啓発、情報提供のチラシの村内隣組回覧を各区長にお願いしましたところであります。

2 月 2 7 日、先ほど議員からもございましたように、予防対策本部を村に設置いたしました。その中で、村主催のイベント・行事等の開催基準を決定いたしました。予防対策本部設置と開催基準についての記事を、村公式ウェブサイトに掲載し、また、予防啓発、情報提供のチラシの全戸配布を区長さんをお願いしたところでございます。

2 月 2 8 日には、予防対策本部設置と村主催のイベント・行事等の開催基準について音声告知放送を始めております。以降、内容を随時更新しながら行っております。

このほかに、国及び県からの指示、情報などを常に確認し、村として適切な対応等準備を進めているところでございます。

それから、来村者の発症が確認された場合などの対応についてでございますが、発症を感染と捉えた場合でございますが、感染しているか否かにつきましては、保健所によります検査の要否の判断を経て、検査を要すると保健所が判断された場合には、県指定の検査所でのウイルス検査によって判断されることとなります。

従いまして、来村者が、自覚症状がおありになる場合には、保健所に相談していただき、以降、保健所の指示に従っていただくこととなります。

村も保健所の指導を仰ぎながら村としての対応をしていくこととなります。

2 番目でございますが、今回の感染症拡大から見えた村としての課題と、今後の対応について、でございますが、特に備蓄品でございます。感染症対策の村の備蓄品について、現在の備蓄品でありますマスク、防護マスク、防護服の備蓄数量が適正であるかの検証、それからアルコール消毒液、アルコール除菌ティッシュ、非接触型体温計など、新たな備蓄品として加えなければならない品目の選定と適正な備蓄数量の検討が課題としてとらえておるところでございます。

また、村民の皆様には、感染症予防対策として、常日頃から手洗い、アルコール消毒などを習慣化していただくことを改めて周知徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり)
(教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長（小林 弘 君）

それでは、休校要請のあった小・中学校の臨時休校の判断ということで、昨日とも少し関わるわけですが、そのところ及び休園要請のない保育園の対応についてというご質問にお答えいたします。

2月28日、文部科学省からの全国一斉の臨時休業の要請がありまして、また、長野県教育委員会からの一斉臨時休業についての具体的な取り組みの検討の通知を受け、本村では「臨時休校対応に係る会議」を開催いたしました。

その結果、3月3日火曜日から小学校は3月16日月曜日まで、中学校は、3月17日火曜日まで「臨時休校」といたしました。

判断基準で一番大きな理由であります、あまりにも唐突の要請でありまして、新型コロナウイルス感染症に対しては、村としても、また学校現場としても「早期に収束する重要な時期を逸してしまった」と後悔をしないがためにも、「危機的意識」を持って対応することが大事であると判断して、臨時休校といたしました。

また、臨時休校に伴う共働きや子育て世代への対応と園児・児童生徒の居場所の確保を配慮いたしまして、保育園は通常通りの保育を行う、また、放課後児童クラブは、臨時休校中は午前8時から午後6時まで、卒業式以降は平常通りの午前7時半から午後6時半まで行う。また、本年度、放課後児童クラブに登録をしていない児童については、急遽、新たに利用者の希望を募りました。結果であります、希望者は0でありました。

また、予防策としては、保育園の予防策は、インフルエンザ対応と全く同じであります。検温、うがい、手洗い、そこに新たに換気をしっかりとやってほしい、このところを付け加えたところであります。

放課後児童クラブでは、朝家庭で検温し、入室時に室長に報告、そして、うがい、手洗い、マスクの着用。また、利用する児童が多くなった場合には、通常の教室とランチルーム、いわゆる2つの教室で活動するということを決めてあります。また、換気の徹底、おやつは出さない、そば作り体験の行事が入っておりましたが、これは中止などの対策を取りまして、学習環境の衛生面には鋭意取り組んでおります。

以上です。

議長（萩原由一 君）

山寄子育て支援課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（子育て支援課長「山寄真澄 君」登壇）

子育て支援課長（山寄真澄 君）

4の政府の支援対策事業について、勝山議員のご質問に現時点の内容について、お答えいたします。

政府の学校の臨時休業に伴って生じる課題となりますが、このことについては、先ほど議員からも話がありましたが、日々新たな支援策が出されておまして、特に国からの3月10日通知の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策案、対応策第2弾により政府支援の内容が示されています。

主なものとして、保護者の休暇取得支援については、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等による影響を受ける労働者を支援するため、年次有給休暇と別に労働者を有給で休ませる企業に対する助成制度であります。支給額は休暇中に支払った賃金総額、日額上限8,330円、適用日は令和2年2月27日から3月31日の間に取得した休暇とされています。

また、3月10日の通知であります、委託を受けて個人で仕事をする影響を受ける労働者に対するものについて、一定の要件をたす方に対し、日額4,100円の助成ということになっております。

個人向け緊急小口資金の特例というのがありまして、生活福祉資金貸付の特例を設けるということでもあります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象に一時的な資金が必要な方、主に休業された方ということではありますが、緊急小口資金で10万円以内貸付け、特に小学校等の休業を受けた世帯等へは緊急小口資金20万円以内の貸付け、その貸付けにつきまして据え置き期間、償還期間の延長が図られています。生活の立て直しに必要な方、主に失業者に対し、総合支援資金無利子貸付というような内容であります。

放課後児童クラブ等の体制強化ということでもあります、放課後児童健全育成事業に対する追加財政措置という名前で学校の一斉休業に伴い、放課後児童クラブを午前中から運営する場合、支援の単位を新たに設けて運営する場合に、財政措置を行うということでもあります。本村の児童クラブに関係するものにつきましては、小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合、1日当たり1万2000円、さらに開所にあたって人材確保等を要する費用を補助するという1日当たり2万円、1日当たり計3万2000円の運営補助となっております。この財政措置によりまして、保護者から負担を求めず、国庫負担割合を10分の10として追加で補助するという予定とされています。

考え方としましては、追加的に発生する経費は国費で補助するということになっております。

村では、休校初日の3月3日から児童クラブを午前8時から午後6時まで運営しております、この補助金を取り入れたいと考えております。

学校給食休止への対応についてであります。

学校給食休止に伴う保護者への負担軽減への対応であります。

臨時休校中の学校給食費、これは食材費に係るものでありますが、返還等を行い、保護者の負担とならないよう学校設置者が保護者に学校給食費を返還するために要した費用等に対し国の補助を行うこととされております。対象経費については、学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に関わる経費及びその処分に要した費用を対象としておりまして、補助率は対象経費の4分の3となっております。

村では食材のキャンセルにつきましては、間に合いまして、廃棄物はありません。臨時休校の初日から春休みまでの10日間になりますが、その給食費については欠食としまして、保護者に返金を予定しております。

その他であります、保育所におけるマスク購入等の感染拡大防止対策であります。新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられる子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体せっけん、うがい薬等の購入費を、1施設50万円を上限に国負担10分の10で補助する支援制度が設けられております。

おひさま保育園のような公立公営保育園も対象となっております、村でも申請を行おうと考えております。

なお、発注が年度内であれば納品が翌年度になっても良いとされております。

細かいことで申し訳ないのですが、施設等の職員向けに洗濯することで再利用可能な布製マスクの配布というのがあります。児童クラブにおきましては、放課後児童クラブに従事する職員、常勤、非常勤、ボランティア等を問わずと書いてあるのですが、あと、事務職員や他施設から応援勤務する職員を含む1人1枚配布ということでもあります。

保育園も対象となっております、配布対象はパート職員も含め、保育所で雇用している方、保育所内で働いている方すべてということになっております。

再利用可能な布製マスクの配布支援について、村では県に要望を上げております。

まだまだ不明な点がありますが、村としては、国・県が行う支援策を活用しながら、必要があれば村独自の支援策を行いたいと考えております。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

ご質問のありました、観光事業への影響についてお答えします。

記録的な雪不足の影響も大きい状況ですが、新型コロナウイルスの影響についてご説明させていただきます。

木島平観光株式会社で本年度から本格的に取り組んでいるインバウンド関係事業では、1月下旬からのすべての予約がキャンセルとなりました。また2月下旬以降のすべてのスキー大会が中止となっております。

観光振興局で調査し、回答のあった施設の合計で、2月22日にかから1か月間、先ほど申し上げたインバウンド関係のキャンセルを含めた合計は、3千泊以上となっております。これらのキャンセルや影響は、リフト売り上げや村内消費にも直接影響し、観光事業全体に大きな影響が出ております。

村全体での推計金額としては、宿泊、リフト関連で少なくとも3,800万円以上と考えています。このほか、スキーレンタルやスキー学校、スキー場以外も含めた飲食の落ち込みなど影響はかなり大きなものと考えられますし、今後もさらに拡大すると考えています。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

すでにご承知のとおりであります。学校保健安全法、感染症予防について、第20条には臨時休業という項目があるわけでありましたが、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」となっているわけでありまして。

つまり、小学校・中学校が臨時休業を決める権限は、学校の設置者「村教育委員会」にあるわけでありまして。昨日もそうでありましたが、今日の教育長の説明を聞いておりますと県教育委員会からの通知内容には、いくばくかの疑問点を感じるころがあります。臨時休業という判断をしていく中で、「自治」という観点からどういうお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから、2番目でありまして、感染症予防の物資の備蓄ということでお願いしたいと思います。村の「地域防災計画」の中で保健衛生、感染症予防活動ということが載せられているわけでありまして、その中で主な活動ということで、平時から感染症予防対策用の資材機材の整備ということ、それから感染症予防対策について、災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備、機材の確保を図るという文面があるわけでありまして、その点について、お聞きしたいと思います。

ただ今、民生課長から話がありましたマスク等々については、備蓄があるということでありまして、どの程度あって、また、今回のこの感染症対策の中でマスクが不足していたというよ

うなこともあるわけではありますが、これらについての放出と言いますか、それをされてきたのかどうか。それから、アルコールだとか、そういった消毒については、備蓄の中には入っていないということではありますが、そういう中で手当を今までしてきたのかどうかという点があります。適正な備蓄量の検討が課題という言葉が使われているのですが、常にそのことについて検討がされていて、常に行動を起こしているべきではないかなと思うわけではありますが、その辺についてお願いしたいと思います。

それから、村としてこの経済支援対策について、何か検討している点がありましたらお願いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

それでは、木島平村の「自治」として、どのように臨時休業を捉えているかということになります。

今回は、先ほども申しましたように危機的な管理ということ、そしてまた、子どもたちの人権及び命を守るというようなこと、遅きに失しないような措置を早めにとることが大きな原因でありました。こういうような休業の決断をするという場合につきましては、他の県におきましても、「自治」として休校をしないという県も8県、約400校あったわけでありました。

木島平村としても、当然ながら3月2日月曜日からの休校要請となったわけではありますが、とても子どもたちのこと、そしてまた、学校現場の混乱ということで、2日月曜日の朝からの休校は大変なことであるということで、1日先延ばしをしまして、火曜日から休校というようにとったわけでありました。村の教育委員会としても「自治」として大事に考えているわけではありますが、やはりそこで他の市町村教委に倣ってやったわけではなく、また、木島平村は感染症が出ていないというようなことで延ばすというような強い意識を持つことはありませんでした。

以上です。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

まず、村の備蓄品につきましては、でございますが、マスクにつきましては、今のところ3千枚強でございます。それから、防塵マスクにつきましては、460枚、防護服につきましては、200着ということで、数量については、このとおりでございます。

マスクを放出したのかということでございますが、他へ融通するようなことは、今のところしておりません。

それから、この消耗品につきましては、2009年の新型インフルエンザの際におそらく備蓄したものだと考えておるところではありますが、こうした今回の新型コロナウイルスの関係でこうした備蓄品につきましては、改めてどの程度の備蓄が必要なのかというようなことも再度

検討しなくてはいけないということで、先ほど答弁申し上げましたので、具体的な検討につきましては、これからしたいと考えているところであります。

それから、村としての取り組みでございますが、後手後手に回らず早めに手を打つというのがこうした状況の中では大切なことかなと考えておりますが、それはどういう対策を取ればそうなるのかということも含めまして、今後検討を進めたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

再質問をいただきました経済関係の支援対策についてでございますが、現在、村では寡雪対策として雪不足から始まった利子保証等を行っております。先般、県の保証関係もコロナウィルスでも適用になるという形になっておりまして、村も融資関係のものについては、今後コロナウィルスの影響についても対応できるように整備を進めたいと考えております。

また、厚生労働省から出ている雇用調整助成金そのものについては、具体的な内容がまだ見えませんが、今後もいろんな助成金、国を中心として出てくるかと思えます。現場担当としましては、国の支援策を注視しながら、関係者の皆様のご意見をお聞きし、村としてできる対策を早期に検討していきたいと思えます。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、再々質問をお願いしたいと思います。マスクの手当てができないということで、学校も4月になると入学式等々がこれから始まっていくのだらうなと思えますが、そうした中で子どもたちの感染予防について、子どもたちのマスクがないという状況にもなるかと思えます。そうした時に、村のマスク等について手当をしたらどうかなと感じるわけですが、その辺の考えについてお聞きをしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

当然、その点についても検討したわけですが、枚数からいってもすべてに行き渡る数ではないということ、それからまた、併せて村内の医療機関の備蓄の状況についても調査をいたしました。今のところ足りているという状況だと思えますが、こういう状況がいつまで続くかわからない。今、医療機関もマスク、消毒薬が手に入らないという状況が続いておりますので、もし、そういう事態になれば、村の備蓄を優先的に出すのは、医療機関と考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、次の質問に入りたいと思いますが、「持続可能な村づくり」ということでお伺いをしたいと思います。

令和2年度につきましては、村の新たなステージに向けた後期の第6次総合振興計画、それから第2期の地方創生総合戦略の初年度であるわけであります。

「村民生活の向上と安心して暮らし続けることが出来る村づくり」には、これからは人口減少や少子高齢化社会に直面し、村の課題や行先を見据えた必要な手立てを村民一人ひとりが当事者だとした意識を持ちながら、共に地域の未来を考え、地域の課題を解決していく、そのプロセスを自分たちで考え実践することが重要なと思います。

限られた財政の中で、村民の持続可能な行政サービスの提供には、長期的、構造的な課題への取り組みと、財源確保による持続可能な財政運営が必要なわけであります。「静かなる危機」と呼ばれる人口減少は、地域社会の活力低下、それから疲弊を招く最大の脅威でもあるわけであります。中でも本村につきましては、少子化が加速的に進んでいるのではないかと懸念をしているわけであります。にぎやかな持続可能な むら創生 となるよう対策についてお伺いしていきたいと思います。

村の将来へのキーワードは「持続可能性」だと思います。「持続可能性」な村づくりに向けて、村一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

そこで、まち・ひと・しごと創生事業の関係についてであります。2020年度から5年間、村の将来計画となる第2期の地方創生総合戦略が始まるということでありまして、戦略策定過程で地域の実情に応じた対策を盛り込むには、村民の主体的な話し合いが問われるということでありまして、今後のスケジュールと戦略の次期基本方針についてお伺いしたいと思います。

その中で、第1期地方創生の中で大きな変化があったのかどうかをお伺いしたいと思います。

新たな第2期に向けては、確実に成果が上げられる新たな政策の見直しが必要だと思っております。

それから、2点目であります。補助金、交付金ありきの事業選択ということではなく、必要な事業にその補助、交付金事業を導入するということが本来の地方創生に結びつくものだと考えるわけでありまして、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

3点目であります。村の基幹産業、農業と観光の発展が地方創生の原動力になると思っております。そこで、産業振興対策についてお伺いしたいと思います。

新規事業参入の後押し支援についてお伺いしたいと思います。

それから、持続可能な農業政策ということをお伺いしたいと思います。今、スマート農業推進というようなことで話題になっておりますが、今まで経験や勘で仕事等をしてきている場面があるわけでありまして、それがデータを基にした農業だとか省力化に結び付くというようなことでもあります。過剰投資という課題等もあるわけでありまして、その辺の関係、それからブランド事業等々について、農業政策についてお伺いしたいと思います。

それから、村の観光基本計画と言いますか、観光地域づくりへの取り組みということで、今回の創生事業には載っていないような感じがするわけでありまして、村内に金の落ちる市場を作

る意味でも、住民一体となった産業連携をした魅力ある観光地域づくりを進めるのだということで、進んできたわけでありますが、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

それから、4点目であります。移住定住対策であります。

第1期については、地方移住が柱になっていたということでありますし、第2期については、地方移住の裾野を広げるということで関係人口の創出が狙いとなっているという話が聞こえてくるわけでありますが、関係人口の拡大対策をどう進めていくのか、そして木島平モデルの受入れ態勢であります。そうしたことが掲げられているかどうかについてお伺いしたいと思います。

それから、技術革新が進んでいるわけであり。政策的に取り組む必要があるのだらうなと思います。今は、情報化社会ということでありますが、超スマート社会に移っていくということでありまして、1年の遅れ、2年の遅れが将来として大きな村としての損出になると考えるわけであり。そういった意味の中で、技術革新についての政策の取り組みの考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、公共施設等の総合管理計画関係についてお伺いしたいと思います。

これまで想像もしなかった大きな社会環境の変化、この変化に対応した自治体経営が求められているということ。これまで継続されてきた行政サービスをどのように維持していくのか、また、見直しをしていくのか、自治体経営に求められる大きな課題だと思。います。

平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」が公表されたわけであり。維持管理をす。るために多額の財政負担が明らかとなり、急激な人口減少が進む中で、財政運営や関連質問を何度かさせていただいたわけであり。また、他の議員からも幾度となく質問出されてお。りました。議会としても個別の案件ではありましたが、要望等を出してきた経過があり。ます。

そうした中で、一向に個別計画が示されることなく今日に至っていると思。います。

村長の積極的な行政改革を望むわけであり。ますが、改めてこの件についてお考えをお聞。きたいと思。います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

「持続可能な村づくり」ということで様々なお質問をいただきましたが、それぞれ、人口増対策だったり、移住定住対策だったり、それらについては、これまでの議員方の答弁の中で答えてまいりましたが、個々の質問について、それぞれの担当課長から答弁させます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

それでは、「持続可能な村づくり」という面で、主に総合戦略と公共施設の管理計画についてお答えさせていただきます。

総合戦略は様々な分野の方から構成する「総合戦略推進委員会」において、毎年検証を行っていただいております。年間で、中間と年度末、それぞれ委員の皆さんに直接ご意見をいただ

いております。第2期総合戦略策定においても、当委員会で、第1期の検証をもとに、検討し、現在策定を行っているところでございますけれども、今月上旬と下旬に策定委員会を計画いたしました。委員の皆さんから直接意見をいただくということで計画をしておりましたが、現下の事情によりまして会議が開催できない状況であります。そのため、書面によって今、直接ご意見をいただくということで、何件かの意見が上がってきております。そういうものを対象に、中の修正、それから検証等を踏まえながら、できるだけ早く委員さんに直接集まっていたら、会議を開く段取りがつき次第、計画したいと考えております。

第2期の総合戦略では、上位計画であります第6次総合振興計画から、人口減少対策に特化をしまして、国の策定した総合戦略の第1期の検証を踏まえながら、必要な施策を取りまとめ、策定する予定であります。

また、第2期総合戦略の基本目標を「地域資源を活かした産業振興と雇用の創出」「交流人口の拡大と地域を担う多様な人材の育成」「子育て環境の充実と安心安全・健康長寿のまちづくり」に設定し、人口ビジョンの令和22年に約3,600人、令和42年に約3,000人を維持できるよう、「産業と雇用」「移住定住」「子育て・健康」の観点から必要な施策を取りまとめ、策定しているところであります。

質問にありました技術革新の取り組みでありますけれども、特に情報インフラの整備が必要と考えています。

次に、公共施設等の総合管理計画でありますけれども、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政面では依然として厳しい状況であります。

これまでも質問に対してお答えをしてきましたが、それぞれの施設ごと、いわゆる個別計画ですけれども、更新であるとか、縮小であるとか、または廃止についても2年度中に計画するというお答えをしてきました。

大きな社会環境の変化ということで、今年の冬の寡雪もあり、また、村の財政事情にも厳しい状況となるため、施設ごとの見直しを行う上でも一層の厳しさが増してくると考えております。そのため施設の廃止や売却も含めて検討していくことが必要であると考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

ご質問のありました産業振興対策についてお答えします。

新規参入の後押し支援についてですが、継続事業として、特産品開発の支援や創業支援を継続していきます。各種支援事業と連携しながら新規参入の方、創業支援を希望される方を積極的に支援していきたいと考えています。

持続可能な農業政策については、ブランド事業などを継続強化していくとともに、新規就農者の確保、担い手育成も継続していきます。農業施設設備等の導入や改修についても、国の補助制度が円滑に活用できるよう支援していく考えです。スマート農業の推進については、中山間地域での推進は大変難しい面もございますが、農業者やJAと共に連携し取り組んでいきたいと考えています。

また、観光地域づくりについては、老朽化が進む観光施設の維持管理等を適切に進めるため、施設ごとに、廃止売却も含め今後の方針決定と施設管理計画の策定を進めます。観光地域づくりに関しては、観光振興局が中心となり、地域の農林業や商工業と連携した事業展開を推進したいと考えています。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、移住定住対策についてということであります。

まず、関係人口の拡大対策についてということでもありますけれども、総合戦略の中では、移住定住対策については、「交流人口の拡大と地域を担う多様な人材の育成」を基本目標として進めることとしております。

まず、関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもなく、特定の地域に継続的に多様な形で関わりを持つ人のことで、人口減少や高齢化となった地域の担い手になることが期待され、国でも始めた取り組みの一つでもあります。

こういった関係人口の拡大は、移住に縛られることなく、都市住民と地方の住民が一緒にふるさつをつくる「協働」が基礎になっているともいわれています。一方的な利益ではなく「いい関係」が続いた結果、地域活性化や移住につながっていくものとしております。

このような取り組みの一つとして、村では東京農業大学や早稲田大学の学生が研修で村を訪れたことをきっかけに、農業者や宿泊業者など、村民とつながりを持ち、継続的に村を訪れ、農作業やイベントの手伝いをしながら関係を築き、時には担い手の一部となっている例があります。

村としても、今後もこのような取り組みを継続し、また、新たな取り組みも模索しながら、村に関心を持っていただく機会を作り進めていきたいと考えております。

次に、木島平モデルについてですが、木島平モデルといった形では現在行ってはおりませんが、住居や村での仕事をイメージしやすい形で、例などを示しながら実状を伝え、生活上の不安事項の解消を図るよう情報提供に努めております。

併せて、子育て環境のPRを図ると共に、各区長さんをはじめとし、地域に溶け込めるよう橋渡しに努め、先輩移住者の皆さんによる移住定住促進協議会の皆さんの紹介などにより、先輩の経験を参考にさせていただきながら、早く村の生活になじめるよう、定期的に顔出しや声掛けなどフォローに努めております。

移住者のライフスタイルは、多種多様であります。村での生活の流れや移住後の生活の流れなど各生活の恣意ごとにどのような支援が受けられるか、また、どのような生活ができるかなどのイメージができるようなものを今後作っていきたくと考えております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思っておりますが、その前に第1期総合戦略の中で大きな変化があったかという点、それから、交付金なり補助事業取り入れの考え方について、お答えをいただいておりますので、そこを改めてお願いしたいと思います。

再質問の関係であります。人生100年という時代になってきて、定年が60歳から65歳といった中で、40年なり30年の現役から新たな第2の人生に入ることが多くなってきて

いると思います。

農業を維持可能な産業にしていくためには、一つは小さい農業、小農といわれていますが、そこへの取り組み、それから今言いました高齢者等の出番のある多様な農業構造を作ることが重要ではないかなと思っています。その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

それから、移住の関係であります。移住を考えている皆さんのニーズを知ることも一つの手かなと思うわけですが、今、いろいろな情報を聞いていると、若者世代の価値観が多様化してきているということでもあります。その中で質問したのが、話のあった住居、仕事、その支援体制、それが若者のその地域にいたい、要望している点だと言われたりもしているわけがあります。そこでその質問をしたわけですが、そういう体制をこれから取り組んでいただきたいなあと考えておりますので、改めてお願いしたいと思います。

それから、観光振興局ができて、観光の地域づくりを行う法人に対してDMOの申請をしていくということで進んできていたわけですが、現状はどのような状況で申請しているのかどうかお伺いしたい。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

総合戦略の中の第1期と第2期のものについての質問であります。

まず、昨日の質問についての答弁の中にも、お答えさせていただきましたが、第1期はどちらかという補助事業であります加速化交付金を効率よく使って村の事業を進めるというものが、計画の主なものでありました。

2期に向かっては、継続するようなそういう加速化交付金の採択そのものができなくなったという状況でありますので、今度は具体的な行動として補助事業に頼らず、補助事業に特化せずというものが必要だと考えております。いわゆる具体的な計画、実行性のある計画をいかに作っていき、そういうものを第2期に持っていき、そういうことが1期と2期の大きな違い、大きな取り組みの違いが出てくると思っております。

特に第2期では、継続するような加速化交付金が採択になるのが難しい状況でありますので、今度は、補助事業に持っていけるとすればどういう事業があるのか、また、補助事業として取り組めないものについては、村としてどのように工夫をしながら取り組んでいくのか、そういうものについての計画を作成するように進めています。

1期と2期の主な改正点、違う点については、以上のとおりです。

持続可能な村づくりということで、総合戦略第1期の中で、地方創生について大きな変化があったのかという質問についてお答えいたします。

一番大きな変化というのは、社会人口の増ということが考えられます。いろんな事業を、加速化交付金を使って取り組んできた成果と考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

再質問いただきました農業の従事者確保に関するご質問でございます。

ご指摘のとおり、農業従事者については、小規模農家、高齢農家、各種多様な農業者構造が必要と考えております。

現在、村で言う新規就農者、担い手としては、中心的な大規模農家もしくは青年農家だけではなく定年退職された方、それから高齢の方も含めて、農業従事者、新規就農者と考えてございます。

ご指摘のとおり、今後についても、当然従事者を確保する上で各種世代を超えた農業者の確保を進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、再質問にお答えいたします。

まず、移住定住対策で木島平モデルの中で仕事ですとか、住居のモデルを作って紹介をしていったらということではありますが、先ほども移住者のライフスタイルには非常に多種多様であるということではありますけれども、木島平に来たらこんなことができるだとか、こんな仕事があるということで、ハローワークと連携を図りながらできるだけわかりやすい形でモデルという形で示していけたらと考えております。

それともう1点、観光地域づくりの件で、観光振興局のDMOの関係でありますけれども、登録については今のところ行っておりません。観光振興局については、単一の市町村で行う地域DMOとなっております、補助金等の関係があり、そういう話もありましたが、現在のところDMOの申請は行っておりません。

以上です。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

まず、観光振興局の設立にあたっては、最終的にはDMOを目指すのだということであったわけでありまして、やっていないということではありますが、今後どうするのかということでもあります。

木島平の観光基本計画も31年度で終わって、新たな時期を迎えるわけでありまして、特にこの点について、振興計画を作る、作らないということが言われていないわけでありまして、この辺の計画についてどうされるのかお聞きをしたい。

2点目、DMOについては、今後どうしていくのか。

それと、もう1点。観光基本計画をどうしていくのか。

その2点をお願いします。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業企画室長「湯本寿男 君」登壇)

産業企画室長（湯本寿男 君）

DMO登録につきましては、設立前、検討段階の時に国の方の補助制度がありまして、そういった話でも進めていたのですけれども、現在、その補助金がなくなりましたので、そういった制度の状況を見ながら今後検討していきたいと考えております。

それと、観光基本計画の件でございますけれども、平成31年度で最初の期限が切れます。今、見直しをかけているところで、時期的には早急にというお話をさせていただきますが、また、第2期と言いますか、次の見直しの後の計画のお示しはしていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

(終了 午後 2時04分)

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、2時15分をお願いします。

(休憩 午後 2時04分)

(再開 午後 2時15分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

丸山邦久 君。

(「はい、議長。5番。」の声あり)

(5番 丸山邦久 議員 登壇)

5番 丸山邦久 議員

それでは3点質問をさせていただきます。

1点目、19号台風が残した教訓についてであります。

12月議会の一般質問において、顕現化した問題点について議論を深め、今後の災害時に活かしていくことを目的に質問させていただきます。

答弁者の村長はどの避難所に避難するかは本人の選択であり、避難指示の段階でどこに避難したか把握することが重要と考えたと答弁した。理屈はその通りです。間違っていない。でも頭の中で私がシミュレーションしてみましたが、かなり難しいなと思ったのであります。避難勧告から避難指示に切り替わるということは、レベルがどんどん上がっていつているわけで、いろんな問題が出てくる。その中でさらにどこに避難しているか把握する。これは現実的にできるのかなど。極めて困難だなと私は考えます。まずは事前に緊急時にどこに避難するか対象住民と決めておく必要があるのではないかと。

また避難勧告の対象とされた住民に直接会って話をお聞きしました。お一方は「午前1時ごろ役場の職員2名が来て避難してくれと言われました。突然のことだったので着のみ着のまま農村交流館に避難した。」この方は少々体の不自由な方でありました。また、お一方は「午前1時ごろ消防団員2名から避難するように言われたのですが、深夜であったし何の準備もして

なかったので避難をあきらめた。」と答えている。また、もう一方は「体が不自由なので広い避難所に行くことは無理があると考えて避難できなかった。」と答えています。しかも一様に避難勧告をもっと早く出してほしいと言っていました。体の不自由な人は村で活用していないバス・トイレ付きの宿泊施設に事前に避難してもらうことを考えてはいかがかなと私は思うわけでありす。暗くなると避難に伴う危険も飛躍的に増大します。避難勧告・避難指示をもっと早く出すにはどうしたら良いと考えているか。村から提出された「台風19号 災害対応時系列表」を見ると、これがまた悩ましいのでありますが、立ヶ花の河川水位が最高になってから樽川橋が最高になるまで4時間しかたっていない。ある水害に詳しい人から聞いたところ、松代の河川敷に水が溜まってから飯山に来るまで10時間かかると聞きました。参考にする河川水位の基準をもっと上流に求めたら良いのではないかなと思うわけでありす。

2点目としまして「飯山市との災害時における避難所等施設利用に関する協定書」について、木島地区の2,096人のうち何人が木島平に避難したいと考えているか、飯山市に毎年調査してもらったらどうか。何人来るかわからないから木島平側が不安なわけですよ。何人来るか予め分かっていたら手の打ちようもあると私は思うわけです。また飯山市の災害対策としても実際木島平の避難所にどれだけ職員を派遣したら良いのかとかそういう対応が必要なわけであり、ぜひこれは実施していくように交渉していただきたいと考えているわけでありす。村の理事者のお考えをお聞きします。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

ご指摘の通り台風19号につきましては村のみならず周辺、全国に大きな被害をもたらした訳であります。ご質問の中にも有りましたが、村では当日、午前中に避難、体の不自由な方については避難所を開設しましたとお知らせしたわけでありす。それ以外にも色々な対策が必要だったのではないかとのご指摘であります。

大規模災害が頻発している状況の中で台風19号につきましては、村では主に河川の氾濫でありました。ただ豪雨の際には土砂災害等の大きな被害をもたらすということでありす。そのため様々な災害に備える必要がありますので、その対応について担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

丸山議員の台風19号が残した教訓ということでありす。今回の災害の教訓、かなり大きなもの、かなり数多くのものであったと私自身感じております。

今回は河川の氾濫による対象地域が限られていたため、1軒1軒を職員・消防団員が伺って話をした。やっぱり効率が悪いと感じております。そのため区ごとではなくて、災害の種類や規模に応じて、区の中のどの世帯が一次避難区域か、また二次避難区域かというような区域の指定を予め区と協議して決めてはどうかと考えております。

今回の行動は対象地域が限られていたので、状況をしっかり伝える行動をとったということ

をご理解いただきたいと思ひます。

村では要援護者の避難施設として保健センターと望岳荘を指定しています。避難勧告等を発令する前に事前の調整や準備が必要であります。また、体の不自由な方を安全に避難していただく避難所として、村の施設、特に2階、3階を指定する場合にはエレベーターが完備している施設が当然必要でありまして、この役場庁舎もその一つと考えています。

避難準備情報や避難勧告は、不安を感じている個人の行動を優先するものですが、実際に避難をするか、村の避難所に避難するか、また親戚があればそちらのほうに避難するのかについては、先に述べた一次避難勧告をする地域の方から、その考え、要望を聞くことも必要と考えています。

飯山市木島についても同様に、木島地区でも村内に避難する地区とそれから飯山市城南中学校に避難する地区を分けています。実際にどれくらいの人数が村の避難所を希望しているかについては、調査が必要だと思ひます。また、避難勧告前に事前の準備や人員の配置、情報手段の確保などについても協定の中に取り組んでいきたいと考えております。

樽川水位の状況をどこで判断するのかということでもありますけれども、これまでも立ヶ花の河川水位のみを判断基準としてきたものではなくて、今後も上流地域の水位も併せて判断してまいります。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

再質問をさせていただきます。

まず村長をお願いします。

ただいま村長から、あまり当事者感覚のない他人事のような答弁を伺いました。もう一回避難された人たちの言葉を読みます。先ほどに付け加えて、状況をもう少し詳しく言ひます。お一方は、水害に大変慣れていらっしやって、水が来るのにどれくらいかかるという話はその方に聞いたわけでありまして、自分の意志で非難はされなかった。次の方は体の不自由な方で、午前1時ごろ役場の職員2名が来て、避難してくれと言われたが、本当に突然のことだったので、着の身着のまま逃げた。また次の方は、午前1時ごろ消防団員2名から避難するよう言われたが、何の準備もしてなかったのを逃げることを諦めた。この方は非常に怖い思いをしたので次回は避難所に行きたいと考えているとおっしゃっています。最後の方ですが体が不自由なので広い避難所に行くことは無理がある、要は広い体育館にポツンと置かれたのでは困るということを考えて避難しなかったわけでありまして。事前にどういふ対応をするかをお伝えしていれば、この方は避難したのではないか。そしてさらに言えば、この最後の方は近所のちょっと高いところにある家に避難をされています。午後10時ごろの話だそうです。そこに連れて行ったのは、残念ながら村の職員ではありません。最初に私が言った水害慣れをしている健常者の方がお連れしたそうでありまして。把握されていましてでしょうか。この言葉を聞いて、村長、何か今回の対応がどうだったか、少しは感じることはありませんか。前回、12月の一般質問で、私は飯山市に比べて3時間15分遅れたことについてお聞きしました。その時に村長は、状況判断の差だと答えられました。確かに状況判断の差です。でも、この状況判断の差で対象住民はひょっとしたら命を失ったかもしれないのですよ。生きるも死ぬも、そちらの状況判断の差で決まる場合もあったわけですね。今回、たまたま水が出なかった。でも、危なかったですね。ここに避難してくださいと言ひに行った消防団員、村の職員、かなり危険な状況に合せている。何か反省する点はないのか。改善する点はないのか。まずそこを村長にお聞き

したい。

武田総務課長に次にお伺いします。私はいろいろな人と仕事をし、ある人と仕事をするときには非常に簡単に事が進んだ。ある人と仕事をした時には、こんな簡単な仕事は何でこんなに手間取るのかということもありました。どこに差があったのか。考えてみると、この仕事をやるに当たって、どういう課題が出てくるか察知して、先に課題をつぶしていた人と仕事をしたときは、本当に楽だった。逆に言うと、これをやっておいてくれと言ったことをやってない人もいました。始めてみたら、次々とクレームは来るは、問題は起こるは、なんでこんな仕事があんな大変なのか。今回の村の対応は、私は仕事ができる人がやったような仕事のやり方ではなかったと思います。今回は、何日も前から、雨が降るぞ、雨が降るぞと言っていました。そこで、考えられる対策を打ってなかった。課題となるべきところを潰していなかった。ここは大きな反省をしていかないと、次にまた同じことが起こる。去年あったから今年起こらないということはたぶん無いでしょう。ひょっとしたら、また今年も同じようなことが起こる。ぜひそこをお考えいただきたい。

もう一つは、明るいうちに避難できるように、過去の災害を検証して、できればマニュアル化を検討していただきたい。状況判断を人の判断に頼っていると取り返しのつかないことも起こる可能性もあります。消防団員が二次災害にあったり、村の職員が危険な目にあったりしないように、ぜひご検討いただきたいなと思います。

先ほども、申し上げたとおり、飯山市への要望は、飯山市にとっても必要な調査であるなど私も思っております。ぜひとも調査をしていただいて、毎年木島平に、今年の木島地区のこれだけの人が、何かあったら逃げるよと報告をしていただけるように、ぜひ交渉をしていただきたいと思います。その点について、お考えをお述べください。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

言ってみれば、災害対策への心構えだと思いますが、多くの皆さんにご心配をおかけしたということであれば、その点はお詫び申し上げたいと思いますが、いずれにしても、前回19号台風で様々な経験をさせていただきました。その中で得た教訓をしっかりと活かして行って、村民の皆さんが安心してというよりも、災害の中では不安はあるとは思いますが、不安が少しでも小さくなるように、最善を尽くしてまいりたいと思います。

どういう気持ちかと言われれば、被害が無かったから良いというわけではなくて、事前にか、しっかりと村民の皆さんの生命財産を守るための活動、行動をしっかりと取らなくてはならないと改めて肝に銘じたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

再質問にお答えをいたします。

今回の災害は、河川の氾濫による災害でありました。当然、事前から雨が降っている。予測

ができた、言うとおりであります。こういう場合は、どういうものが発生する恐れがある、どういうものによって、どの地域が影響を受ける、事前に把握し、対応の準備をすることが当然必要だと改めて感じています。その点については、もちろん今年あったから来年ないわけではなく、過去に2年続けてあったことが、2回続いています。そういうことも含めて準備を進めていきたいと考えています。

それから、飯山市との話でありますけども、遠い所ではありませんので、川を1本挟んでの、こちらと向こうの自治体の話です。災害だけではなく、いろいろなところで顔を合わせる担当者等もいますので、なるべく話を進める機会を多く取って、話を進めていきたいと考えております。一つは、木島地区の中で、意向調査という考え方でありますけども、そういうものをどういう段階でどのように聞く機会を作るか、その方法についても飯山市職員と直接お話をしながら進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

質問ではありませんが、意見を述べさせていただきます。

まず、村長。経営の神様、松下幸之助、言わずと知れたパナソニックの創業者です。こう言われております。「反省する者は成功する。」言い換えれば「反省なき者に成功はない」です。ぜひこのことを肝に銘じて、今後村政にあたっていただきたいと思えます。

次に武田課長。この件については、私も首を突っ込んだ問題でありますので、協定づくり、マニュアル作りにできる協力はさせていただきたいなと思っております。ぜひ、この村のために頑張ってくださいなと思えます。

市との交渉、見るからにそんなに交渉はお上手ではないのかなという気がしてしまうのですが、私も交渉に関しては武田課長の二桁以上の経験はあるつもりでおります。決して苦手ではありませんので、もしご協力できる場所があれば、させていただきたいなと思っております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは2点目の質問をいたします。

この冬は今までにない雪不足であります。この夏は深刻な田の水不足が危惧されますが、村としてはどういう対策を考えてられるか、お答えをお願いいたします。」

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

夏場の渇水対策ということですが、これらについては、私自身も心配しておりますし、様々な皆さんから心配の声が上がっているということは承知をしております。昨年も、その前の年も渇水の年であったということで、昨年、渇水対策協議会を立ち上げたわけでありまして、渇水期に2回会議を行いまして、昨年暮れには翌年以降渇水があった場合には、どういう対応をすれば良いのか、そのための会議を行っております。そしてまた、今月中に、会議を行う予定ではありましたが、様々な事情で延期になっております。早期に開催をしたいと考えておりますが、その中で具体的にどのような対策を考えていくのか担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

丸山議員から質問のありました渇水対策についてご説明いたします。

この冬の雪不足により、ご指摘のとおり、春以降の水不足が予想されます。水に関しては、それぞれ管理者や利用者があり、村として対応できる対策には限界があります。それぞれの水路を管理する方や利用する方が相談しながら、限られた水資源を有効かつ効率的に活用いただくよう協力をお願いしていきたいと考えています。渇水時には各管理団体の皆さんと相談しながら、村としてできる支援を検討していきたいと考えています。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それではまず、丸山産業課長にお伺いします。

村としてできる支援、具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

その次に村長にお伺いします。行政で普通にやってできないことを可能にするのが政治ではないですか。村長は政治家ですよね。普通にやってできないことは、村長の政治力、人間力を使って困っている人を救う。それが村長の政治家としての使命ではないかと思うのですが、村長のお考えをお聞かせください。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

それでは再質問いただきました具体的な対策についてご説明いたします。

現時点、村として可能な対策については、渇水対策本部を設置して、渇水対策事業補助要綱に基づき、土地改良区や水利組合等で農業用水を確保する団体に、農業用水を確保するために使用した電気料や燃料等の補助でございます。

補助率は2分の1となっており、補助金の上限は10万円です。なお、これ以外の対策等については、関係団体の皆様が実施される対策費用の一部について、さらに相談を進めながら検

討をした上で取れる対策は取っていきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

水利権について限界があると申し上げたのは、水利権そのものについての扱いであります。慣行水利権については、ご存じだと思いますが、法律の及ばない水利権者の既得権であります。それを調整するというには、本当に難しい。法律の及ばない慣行水利権であります。ですから、抜本的に解決するとすれば、水利権を調整した上で、例えば、ため池を作るとか考えられますが、それらについては水を利用する皆さん、そしてまた、その元となっている、利用している皆さんですね、それからまた、それによって水利が確保できている皆さんの意見の調整が必要だろうと思いますが、そのことも含めてこれから対応していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

村にお願いしたいのは、先ほど言ったように、仕事のできる人のような、考えられる課題、問題点を最初につぶして、出来ることを先に考えておく。水が足りなくなってから慌てるのではなくて、水が足りなくなる前にできることを整理して、十分対策を取っておいていただきたい。そう要望したいと思います。長期的視点に立って、この村の農業用水の確実な確保を目指して立案実施をお願いして質問を終わります。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは3点目の質問をいたします。

昨年、議員研修旅行で訪問した徳島県神山町で、講師の隅田さんが、我々よりも少し前に阿部長野県知事が来られたと話をしておられました。今年の新年の県知事の挨拶に、信州ITバレー構想を具体化すると書いてあります。このままでは本村は乗り遅れることを危惧しますが、村長のお考えはどうか。また、12月議会で、多額の費用がかかると山本議員に答弁していますが、多額の費用とは実際にいくらですか。その点についてお答えをお願いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日躰正博 君）

はい、それではICTインフラについてのご質問であります。一層これから加速度する高度情報化社会に向けて、ICT環境の整備は重要と考えております。その中で、NTTの光回線は大事だろうと思っておりますが、NTTでは従来、独自に、独自にというのは村がですが、独自にケーブルを設置した村では、新たな光ケーブルの設置ができないということでありましたが、現在も引き続き設置していただくように要望をしております。そしてまた、今現在、その点についてNTTと協議をしている状況であります。ご質問の具体的な中身については担当課長から答弁をさせます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしまして、ICTインフラについての丸山議員の質問にお答えをいたします。

信州ITバレー構想については、首都圏、中京圏、北越地域と長野県の地理的メリットを生かして、高速大容量、高ギガの通信環境整備を見通しつつデジタル社会を担うIT人材、IT産業を創出しようとするものであります。村でも小中学校へ本年度、電子黒板やタブレットを導入し、また令和2年から小学校で義務化されるプログラミング教育は、先駆けて本年度から取り組んでいます。村としても将来のIT人材育成のため、児童生徒の学習環境を整えております。

村内のインターネットの通信速度については、12月議会の定例会でも申し上げましたが、現在の契約では、200メガまで提供できるようになっております。NTTでは、最高1ギガを用意しております。動画を見る程度であれば、現状の村のものでも問題ないかと考えています。インターネットは混雑をする時間帯があり、一時的に遅いと感じられる場合があります。一般的にはパソコンのインターネット回線速度が200メガ出ているのであれば、たいしてのことは快適にこなせる状況と言われておりますが、集中する時間帯が重なった場合については、若干遅いという感覚になる状況であります。

村内の光回線によるインターネットを仮に1ギガ対応とした場合、実質的には、今の設備で対応可能となりますが、現状32軒が1グループの光ケーブルを利用しておりますので、仮に32軒がすべて1ギガとなった場合には、そのグループ全体の通信速度が遅くなる状態が発生します。サテライトオフィスなどを設けて働き方改革を実践している多くの企業もあります。当然、村としても企業誘致による雇用創出、それから人材確保による地域の活性化に繋がることが期待できますので、積極的に取り組む必要があると考えます。その場合のインターネット環境でありますけれども、企業によってはメールによるデータのやり取りなどインターネット速度をあまり求めない企業もあります。サテライトオフィスといっても企業によって求める速度が違ふと考えます。オフィスとなる物件や住む場所など空き家等を活用したハード面の地域対策や地域とのコミュニケーションなど生活面のサポートなど、トータル的なケアも含め、移住対策と合わせて進めていく必要があると考えています。

今後5G（ファイブ・ジー）など新たな情報環境が広がってくるためにも、村も積極的に検討を進めていく必要があると考えています。

12月議会で多額の費用がかかると村長が答弁したのについては、現状の光回線をさらに

高速化し環境を整える時の費用ということで、平成29年にふう太ネットのケーブル更新に合わせて、NTTのケーブルを施設した場合にかかるとして見積もられた額はおよそ1億2千から1億5千万円であります。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは再質問をさせていただきます。

学童児童に対する学習環境の整備については、とても良い方向に進んでいるなと思います。今後とも、その状況で維持していただければいいなと思います。

質問の1点目です。積極的に取り組む必要があると考える。積極的に検討を進めていく必要があると考えている。2回おっしゃっています。積極的に取り組むと積極的に取り組む必用があると考えているのはどこか違いがあるのでしょうか。もしこれが同義語であるとするれば、積極的に取り組む、できればもうお考えであろうと思うのですが、いつまでにやるか。納期を聞かせてください。

2点目、企業誘致は強力なセールスポイントが必要であります。わが村の情報インフラは、セールスポイントと言えないのではないかなと思います。また、空き家対策と移住対策と合わせて考えるとありますが、企業誘致と空き家対策・移住対策、それぞれ別の問題として考える必要があると私は思います。日本中に空き家はあふれているわけでありまして、これセールスポイントになりえないです。併せて考えるということは問題点を複雑にするだけで、どうして誘致できなかったかという明確な問題点を洗い出すことには私は繋がらないと思います。

企業誘致は企業誘致で魅力ある企業誘致の政策を作っていく、空き家対策は空き家対策、移住対策は移住対策でそれぞれに魅力的な対策を考えていく必要があると私は思います。他の市町村より遅れた情報インフラでは、木島平にサテライトオフィスを作ろうという企業は、たぶん出てこないだろうなと思います。本当に企業誘致を行う意思はあるかどうかお聞かせください。

3点目、去年徳島県神山町に研修に行った経験から言えば、神山町に勝っているセールスポイントは木島平にいくつかありました。劣っているのは情報インフラとあまりにも生真面目な村民気質ぐらいです。ぜひ情報インフラを神山町に負けないものに早急にしていただきたいが村長の考えをお聞かせ下さい。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

言葉の使い方、積極的にというか、村としてもぜひ、情報インフラの整備は必要だと考えておりますし、そしてまた、その活用もさらに必要なことだと考えているということでご理解いただきたいと思いますが、空き家対策、それから移住対策、それから企業誘致とかサテライトオフィス、それらを一緒にというよりもそれぞれ個別にということではありますが、当然個別にも考えていきますが、村の空き家も言ってみれば村の資源と考えることもできます。それらを有効に使うことも必要だと思います。

それから、情報インフラ整備ということではありますが、これについては先ほど申し上げましたがNTTに光ケーブルの敷設をお願いしているという状況であります。これまで可能性がなかったと思いますが、全く可能性がない状況でもなくなってきた、可能性が出てきたと私は思っておりますので、ぜひその方向で一層進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

再々質問をします。

併せて今、どのくらいの時期に実現したいかという点については答えがもれているので、再々質問でお答えください。

私、ずっと木島平村を見てきたわけですが、運悪くとんでもないやぶ医者にかかった不幸ながん患者に思えてならないのです。最初に、木島平村が不治の病にかかったな、侵されたなど、私が思ったのは、池の平に55億円を投じてシューネスベルクほかの施設を造ったときです。企業ならあの時点で余命3年というところだったなと思います。しかし、企業よりも地方自治体の方の経営環境が良かったのか、加えて時の理事者、村職員の努力もあって、進行は極めて遅かった。前村長の荒っぽい治療を受けてもなお、ぎりぎりステージ2に引っかかっていたかなと私は思っています。

しかし、日臺村長に代わってから、痛いのならモルヒネを打って、しばらく様子を見ましようという経過観察処置的な状態が5年も続いています。村民が日臺村長を村長に選んだ時、こんな状態を望んで村長に選んだわけでは、私はないと。村の課題を根本的に解決してほしいと願って、日臺村長を村長に選んだと思っております。

今の状態は、手の施しようのない、ステージ4になってきているのではないかなと、私は危惧しているわけでありまして、がんの治療には外科手術、放射線治療、抗がん剤投与、免疫力を高めたり体力を増進したり、大体4つに分かれると思うのですが、外科手術と言うのは悪い部分を取ってしまうわけですね。放射線、抗がん剤、問題となっているがん細胞をたたいて減らすか死滅させるか、ともに苦痛を伴ったり、痛みも伴ったり、苦しみを伴う手術であります。

日臺村長は、こういうことが全く苦手のように私には見えます。これと比べて情報インフラの充実というのは、お金はかかるけど痛みは伴わない。村長の比較的得意な分野かなと思います。

令和2年度の予算を審査させていただきましたが、本村もいよいよホスピスの入院になったのかなと思うような感じがいたしました。相も変わらず、痛いところにモルヒネを打って、経過観察をしましよ的感じが大きいするわけであります。モルヒネの財源は何かといえば、その多くを辺地債や過疎債に頼っている。3割負担は有利でとても良い、だけど何か昔を思い出してしまったのです。昔というか日本の歴史を学んだ時に室町時代の応仁の乱の前後にあった徳政令、徳政令に似ているなという気がしてしょうがない。徳政令は1割5分払えば踏み倒してよい。

議長（萩原由一 君）

丸山議員に申し上げます。質問の趣旨と違っているので正してください。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

徳政令に似ているわけでありまして、この徳政令がなくなったときにその庶民がどうなったか。お金が借りられなくなって、逆に非常に困ったわけですよ。この辺地債もいつまであるかわからない。こういう使い方をしていけばそのうちなくなってしまうのではないかと私は思っています。どうかこの有利なものがあるうち、早めに手を打たれて情報インフラの整備に取り組んでいただきたいと願っておりますが、お考えはいかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

ご質問の趣旨がそれまして、情報インフラはいつかということだと思いますが、先ほども申し上げたとおり、村ではなくてNTTでインフラ整備をしていただく、一番大事な根幹になる光ケーブルであります。それについて、村ではなくてNTTにぜひやってほしいとお願いしているわけでありまして。できるだけ早くということ、できれば今年中には目途をつけたいと思いますが、あくまでもやるのはNTTであります。村の立場でいつまでと申し上げるとは出来ないと思います。

そしてまた、様々なご意見をいただきましたが、それぞれ時代によって、言ってみれば村が高度成長している、そしてまた、一時はリゾート構想等国全体が盛り上がっている時代でありましたが、現時点ではそういう状況ではないと、むしろ縮小というか、なかなか投資的な経費が確保できない。そういう状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

以上で丸山邦久君の質問を終わります。

（終了 午後 3時00分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、3時10分をお願いします。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時10分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 勝山 正 君。

（「はい、議長。8番。」の声あり）
（8番 勝山 正 議員 登壇）

8番 勝山 正 議員

それでは、通告に基づきまして2項目につきまして質問させていただきたいと思っております。

まず、最初に「広域交通網と運転免許証自主返納に対する助成について」であります。

65歳以上の免許保有者数につきましては、高齢人口が増えている日本社会の中で、県内に

においても年々増加しておるところであります。2018年には42万人を超えるまでになっております。県全体の保有者はそのとおりですけど、148万人と推定されております。

また、先日の新聞報道によりますと、2019年、県内の75歳以上の方による自主返納件数につきましては、18年に比べますと、1,146件増え、7,300件を超える件数となりました。この件数につきましては、調査開始以降最多になっているということでもあります。

また、過失の最も重い第一当事者となった死亡事故も多発していることも現況ではあります。

交通事情の悪い山間地が多い長野県においては、田畑、耕作地に行くときや、買い物や通院・受診の移動手段としての必需品なための「クルマ」の存在は欠かせないものになっております。

また、生活の移動手段だけでなく、趣味やレジャーなどを楽しませてくれるものでもあります。

昨今の高齢者運転による交通事故を見ますと、アクセルとブレーキを踏み間違えてしまったなどと多く報道されております。また、一言には言えませんが、運転操作の遅れやミスなどの「操作不適」などの原因より重大な事故も指摘もされております。私自身は、この大きな事故につきましては、村内で起きたということは聞いておりませんが、国全体においては、右左折の際の合図の遅れや、速度超過、夕暮れ時の無灯火、横断歩道付近での徐行をしないなどの状況が多々見受けられるということでもあります。これにつきましては、自動車を運転する者全員が気をつけなければならないことは、当たり前のことでもあります。

全国的にも今申し上げました事故が多発しているからと言って、運転免許証の返納を推進するものではありません。自主返納をしても安心して生活ができる環境整備、交通手段の確保を村として構築する事が必要と考えております。前段でも述べましたが、「クルマ」は移動手段として欠かせないものであります。

また、村内に限らず近隣への交通網の状況は、医療機関への受診、買い物、通勤、通学、観光などの広域的な公共交通の果たす役割は多大なものがあると思います。

それにつきまして、村内の交通手段はどうでしょうか。

デマンドやシャトル便の利用者状況、利用者数・利用率のために工夫点や課題等は何があるのか。

2つ目として、広域、中野市以北において、交通連絡網の確立に向けた課題、対策はあるのでしょうか。一定区間の相互乗り入れ、要するに自治体間同士の利用であります。

公共交通機関はあるのですが、そこまでの移動手段、また、自治体をまたぐ場合などがあげられるかと思えます。

村内における高齢者の移動手段として多々見られる電動シニアカーについて、助成制度の確立に向けての考えはあるのかどうか。

あくまでも、高齢者の免許証の返納目的ではなく、返納した場合の村内移動手段がないと生活ができません。電動シニアカーでの移動は必要と考える購入の助成はあるのかどうか。県や自治体によって違いはあると思いますが、介護保険の対象になると聞いているところもあるようであります。それについて、本村での対応はどのようなのでしょうか。

また、政府がサポカー補助金の交付を決定したとしておりますが、村としての補助対応は、どう考えておりますか。

2点目として、通院、通学買い物等だけでなく、いろいろな目的を持って交通機関を利用している地域の皆さんが、何不自由なく移動できる交通手段の確立が必要であります。本村だけの問題ではなく、近隣市町村も含めた広域の問題でもあると考えます。交通事情の悪い地域や安全安心な交通手段の確保として県、国に対し働きが必要と思いますが、村としての考えや対応・取組みはあるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日碁正博 君」登壇)

村長（日碁正博 君）

「広域交通網と運転免許証自主返納に対する助成について」ということでありますが、高齢や障がいによって免許を持っていない方、あるいは子どもや、免許返納者など、いわゆる交通弱者と言われる方々が、車がなくても不自由なく安心して生活ができる地域を作るということは、村だけではなく、全国各地の悲願でもあります。

村としましても、これまで、近隣市町村とともに、国や県に対しまして様々な広域的な公共交通網の確立を求めてまいりました。

デマンドやシャトル便の利用状況、広域的な公共交通網の現在の状況、免許返納者に対する助成制度などのご質問につきましては、それぞれ担当課長から答弁させます。

議長（萩原由一 君）

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長（土屋伸二郎 君）

村長の答弁に捕捉いたしまして、「デマンド交通やシャトル便の利用者状況等について」、「広域交通連絡網の確立について」、それから「広域交通に対する本村の考えと、国や県に対する働きかけについて」以上の3点についてお答えいたします。

まず、はじめに、「デマンド交通やシャトル便の利用者状況」ですが、デマンド交通は、今年度で14年目となります。ここ6年間は、年々利用率も上がりまして、今年度の実績は、昨年の同時期、2月末でございますが、昨年の同時期に比べ22%の1,267人増の7,005人となっております。

また、シャトル便は、今年度5年目となります。この5年間で、利用率も上がり、今年度の実績は、昨年の同時期2月末に比べ10%、238人増の2,664人となっております。

徐々に増加する利用率につきましては、時刻表や便数の改正、運賃助成制度の導入、高齢による自動車運転免許の返納、学生の利用者の増加等が、要因としてあげられると思います。

村としましても、利用者や地域住民、ドライバーのご意見をお聞きしながら、利用しやすい時間設定等の改善を行ってまいります。

次に、「広域交通連絡網の確立について」お答えいたします。

勝山議員ご質問のとおり、通院・通学・買い物等で、近隣市町村へ自由に行き来できる広域の公共交通網を確立するためには、市町村の枠を超えた広域的な連携と民間の交通事業者の協力、そして「広域公共交通網形成計画」の策定が必要となってきます。

しかしながら、市町村によって広域公共交通に対する期待度も異なり、また、民間の交通事業者への配慮、広域公共交通網形成計画の策定、それから広域交通の運営事業費の財源確保といった、いくつかの課題を克服する必要があります。

近隣市町村と連携を密にして、こうした課題を一つひとつ克服し、広域公共交通網の確立に向けて努力してまいります。

次に、「広域交通に対する本村の考えと、国や県に対する働きかけについて」お答えいたします。

通院や通学、買い物等、移動手段を車に頼っている本村にとって、運転免許証を自主返納さ

れた方、あるいは交通弱者と言われる方々が安心して生活ができる環境を整備することが必要であると考えております。

これまで、国土交通省北陸信越運輸局、長野県、北信広域連合、民間の交通事業者、北信6市町村で構成する、「地域公共交通研究会」を開催してまいりました。今年度の実績は、年に4回おこなっております。

この「地域公共交通研究会」を通じて、国や県に対しまして、実効性のある広域交通網形成計画の策定や、公共交通の運営にあたっての財政支援などを強く要望してまいります。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

電動シニアカーの購入助成、それからサポカー補助金の関係につきましてお答えいたします。

野県警の公式ウェブサイトにも県内77市町村の自動車運転免許自主返納者に対する支援施策が公表されていますが、その中で電動シニアカーの購入補助を行っているのは、下伊那郡の売木村のみでありました。補助の条件は、65歳以上の方で運転免許証自主返納、村民税非課税などという条件が付されております。

この件につきましては、近隣、県内の状況等を注視しながら、調査、研究を進めてまいりたいと考えます。

介護保険の対象になるかにつきましては、制度としては、介護度が要介護2以上、または軽度、要介護1以下でも、主治医や介護支援専門員等の判断や市町村が特に認める場合は、特例給付として電動シニアカーのレンタルが対応可能となっております。しかしながら、要介護2以上の方がこれを運転されるのは、現実的にはなかなか難しいと考えておるところであります。

軽度者の特例給付も含めまして、本村での介護保険適用での実績はございません。

サポカー補助金につきましては、先日、経済産業省から発表された内容では、今月9日から補助金の申請受付が開始されました。65歳以上の方で登録車では、普通車10万円、軽自動車7万円などの補助となるところであります。これに補助を上乗せする市町村は、現時点では、少数でありますので、近隣、県内の状況等を注視しながら、これも調査、研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

再質問をお願いします。

1点目につきましては、再質問というより、取り組んでほしいという要望であります。

まず、1点目の要望につきましては、先ほども話が出ました広域交通網の関係であります。

広域で、それぞれの皆さんが移動するというところであります。人の動きにつきましては、地域を変えることと思っております。

自治体間の利用につきましては、広域だからこそできることであり、活性化にもつながることです。

すでに、こういう広域間での利用されている自治体も見受けられております。できれば、こういうことの手段を広域間の交通網を確立していかないと、この地区全体が潤わないと感じておりますので、確立に向けさらに取り組んでほしいということをお願いしたいと思っております。

もう1点は、再質問という形の中で、電動シニアカーについて、でございます。電動シニアカーにつきましては、すべての方は対象になるとは言えませんが、要介護度2以上の方の操作は確かに、今、課長が申されたとおり、現実には難しい部分があると思っております。しかし、これに認定されない方で自主返納された方もおるわけでありまして。こういう方たちの移動手段を考えると、全員とは言わないけれど、希望者への対応も考慮すべきではないのかと思っております。

制度に該当された以外の方は対象にならないということであれば、村としての独自の方策も考えるべきと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

また、サポカーにつきましてもそうですし、今のシニアカーの問題につきましてもそうなのですが、近隣・県内の状況を注視しながら調査・研究を進めたいという答弁もありましたけれど、他の状況を注視するのではなく、当村が他の自治体より先行して、逆に言えば他の見本となるようなことを進めることも必要と考えます。

このことに関しての考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

電動シニアカーとサポカーの関係であります。介護保険の関係と自主返納という部分で若干その辺のところはどのように切り分けるといえるか、そういう部分もありますので、介護保険の問題と自主返納の問題につきましては、若干考えていかななくてはいけない部分があるかなと思っております。

それから、先ほど申し上げましたようにまだ売木村のみがシニアカーの補助を行っているだけということでもありますので、その辺どうして他の市町村がそれに取り組まないのか、他の市町村はおそらく高齢者がそうしたシニアカーに乗るのは同じだと思いますが、そうした状況でありながらなかなか進んでいないのは、どういう理由があるのか、その辺も含めまして調査・研究を進めていきたいと思っております。

サポカー補助金につきましても、電動シニアカーに比べれば、若干もう少し補助する自治体は多いかと感じているところでもあります。こちらにつきましても国の制度がこれで新車、それから後付け、すべて3月9日から補助がスタートいたしました。これで、その辺がどの程度不足と言いますか、そういう部分があるのか、他の市町村に先んじてということでもあります。なかなか先んずることができない部分もありまして、状況を見極めたり、その市町村の考え方を見極めたりしながら、村としても調査・研究を進めるといっていい形にしたいと考えております。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

8番 勝山 正 議員

再々質問ということでお願いします。

今の課長の答弁は、そのとおりだと思います。ただ、免許の自主返納が叫ばれている中で、地域間の移動に関しては、非常に移動手段がないわけです。家族がいて車に乗せていってもらおうとか、そういう方が家にいれば良いのですが、なかなかそういう手段を持ってない方もいるということもあります。したがって、返納した方であっても、そういうシニアカーを使うことによって、買い物に行くにしても利用できますし、そういうことを考えますとやっぱりこういう補助制度を対応としてしっかりとやっていかなくてはいけないのではないかと思っております。シニアカーにつきましては、シニアカーという言葉がいいのかどうかわかりませんが、そういう移動手段のことを考える中で言えば、電動のシニアカーがひとつの補助対象になるのかなと思っておりますので、そこについてももう一度お考えを聞かせてください。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

今議会で審議をお願いしています中に、免許返納者に対します補助と言いますか、助成制度としてデマンド交通を利用させていただき、また、免許自主返納者、それから有効期間を持って返納された方を対象としたデマンド交通を使っていただくための助成を、今回、予算の審議をお願いし、要綱も作っておるところであります。

令和2年度については、こうした返納者に対して、デマンド交通を利用させていただくという形で進めようとしておるところでありまして、それでも不備があるのかなのか、その辺も見極めながら、電動シニアカーに対する助成につきましては、引き続き調査・研究を進めたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

8番 勝山 正 議員

ありがとうございました。

いずれにしても、予算に計上されていることは分かっておりますけれど、やはりそのことも含めまして、内容を精査しながら、しっかりとそういう方々のサポートができるようお願いしたいと思っております。

それでは、2点目のことについてお願いしたいと思います。

「集落支援員について」ということであります。

地域おこし協力隊員の前段のことを申し上げますけれど、地域おこし協力隊につきましては、多い時に本村には十数名の隊員が活動されておりました。

地域に移住し、地域ブランドや生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着により地域力の維持、強化を図るとされてきました。

現在、当村には何人かの方が定住されております。中には、うれしいことに村内の方と結婚された方、また、再度協力していただける方もいらっしゃいます。

しかしながら、多くの隊員につきましては、起業・定住せず、それぞれの目的に沿った事業に取り組むためにこの地域を去って行かれたのが多々あると思います。

昨年、議員研修視察で訪れました岡山県西粟倉村のカルチャースクールでは、西粟倉村が村として支援する起業支援プログラムであります。村からのサポートや共に挑戦する仲間の協力を得ながら、自分の想いを起点とした事業を立ち上げ、最大3年間で事業を立ち上げる、つまり起業の自立を目指すものであります。この制度につきましては、1年目は起業家としての成熟度を測る更新審査、起業家としての成熟度、事業への想いや周囲との関係性が育っているか、自立見通しを立てられているか等を行い、それぞれ審査した起業家は西粟倉村認定支援事業者としてさらに2年間、村のサポートが得られるという事業であります。これらの支援事業につきましては、地域おこし協力体制を活用しているということであり、3年後には一起業者として自立しているというのが、視察に行った時の話でございました。

近年では、地域おこし協力隊の隊員の募集をしているが応募がないとしてきております。この新年度においては1名の方が隊員として任用されるということではありますが、いずれにしましても見通しが立っていないというのが現状であろうかと思えます。

以前、地域おこし協力隊任期終了後には、任期がない集落支援制度、地域によっては3年もしくは1年という任期はありますけれど、その支援制度を活用してはどうかという提案をした経過がございます。

集落支援員は地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して集落の巡回・状況把握等を実施などとされております。

集落点検や話し合いを通じて必要と認められる施策として、7項目ほど上げましたけれども、1点目としまして、デマンド交通のなどの地域交通の確保。

2点目として、都市から地方への移住、交流の推進。

3点目、特産品を生かした地域おこし。

4点目、農山漁村教育交流。

5点目、高齢者見守りサービスの実施。

6点目、伝統文化の継承。

7点目は、集落の自主的活動への支援などがあります。

若干、これにつきましては、地域おこし協力隊と被る部分は多々あるかと思えます。

その中で、村民の皆さんから聞かれるのが、「集落支援員って何なのか」。これは、協力隊と同じような話であります。

「あの人も集落支援員なの」とか「いつどのようにして支援員になったの」という声も聞かれます。協力隊同様、所管課での活動、行動内容などは知らない、わからないという言葉であります。

活動内容につきましては、村民に知らせてはどうか、また、どういうことをやっているかということを知らせたらどうかということでもあります。このことにつきましても、前にも協力隊の活動についても、同じことを言ってきた経過がございます。基本的には村民のために活動している皆さんが、何をしているのかわからないという声が聞こえてくると、真剣にやっている人がかわいそうな気がしてなりません。そういうことを含めると、行動そのものはやっぱり皆に知ってもらうこと、また、逆に言えば、皆から知ってもらうことによって、逆に支援も受けるということも必要かと思えます。そういうことで、活動内容を村民へ知らせたらどうかと思っております。

また、それに伴いまして、現在の集落支援制度を活用して採用した方は業務的にどのような活動、業務を行っているのでしょうか。

2点目として、採用にあたっての募集要項、公募なのか・時期・採用人数・採用職種。また、

村内外の任用者はどのぐらいいるのかということでございます。

集落支援員制度につきましては、村外の方でも採用は可能であるということでもあります。

協力隊につきましては、村内というよりは、地区外、これは指定されたところだと思えますけれど、地区外のところからの任用という形になろうかと思えます。

また、支援員の方との定期的なミーティングが行われているかということでもあります。このミーティングというのはやはり必要なことでありまして、活動そのものが1人、2人で活動をしていますと、心配になることは当然でありますので、このことを含めながら協力隊同様サポートしていかなければ、1人になってしまうということありますので、そこら辺についての定期的なミーティングが行われているか、実際に3点と言いますけど、その活動内容を含めると4点のことについてお答えをお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、勝山議員の「集落支援員について」ということではありますが、一部、集落支援員の活動については、昨日の土屋議員の質問にもお答えしておりますが、集落支援員制度は地域の実情を把握した人材が職員や地域と連携して集落振興の活動を行うこととしており、国はそのための財政支援を自治体に行うとなっております。

現在、村内で7人の方が集落支援員として活動しております。質問にありますように、高齢者見守りサービスの実施と併せて健康づくり事業に2人、特産品を生かした地域おこし事業に2人、観光振興事業に2人、地域おこし協力隊の活動を継承し、集落の自主活動への支援事業に1人ということで、合計7人です。

業務の内容については、必ずしも誰でもできるというものではないため、公募はしていません。

現員の内、飯山市から2名、栄村から1名、村民が4名です。

それぞれの方は個人で活動しているのではなく、役場や団体の組織の一員として活動しております。業務上の必要なミーティングは随時行っておりますが、集落支援員同士の定期的な集まりはありません。

議員ご指摘のとおり、それぞれ集落支援員がどんな役割を持って、どういう活動をしているのか、ふう太ネット等でも広報していきたいと考えます。

それぞれの活動状況については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

民生課所管の集落支援員について、お答えいたします。

まず、どんな業務を行っているか。

地域の維持と活性化を目的に、村内各集落の集会所で行われております介護予防教室「いきいき広場」の運営を行っています。

社協正規職員と組んで行っております。

採用にあたっての募集、それから村外の任用者数であります、業務を委託しております村の社会福祉協議会で従事することになりますので、職員は村社協の方で探しております。

村集落支援員設置要綱の規定に基づいて、採用しております。

任用者数は、2人です。お2人とも村外の方です。

ミーティングの関係であります、定期的には行っていません。必要に応じて、集落支援員及び村社協担当者と打合せを行っております。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

それでは、私の方から産業分野についてお答えいたします。

現在、5人の集落支援員が産業分野で活動をしていただいています。

まず、観光振興業務で1名、それと観光振興分野で1名が活動しております。

また、1月まで地域おこし協力隊で活動していた1名を2月から集落支援員としています。協力隊時代に活動してきた経験を活かして、今後はさらに地域に入り込み、地域と行政、地域と外とを結び関係人口拡大などの取り組みを期待しているところであります。

また、遊休荒廃農地の有効活用のため行っているそばの生産振興と村内産そばの振興のため農業振興公社で2名活動をしています。

いずれにしましても、村の設置要綱、また、打ち合わせ等については、随時行っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

8番 勝山 正 議員

それぞれの課から、内容的なことをお聞きしました。それと、前段で村民に知らせたらどうかという話の中では、村長答弁にありましたように、ふう太等広報を通じて村民に知らせていくということでもあります。その点についてはしっかりとやっていただければと思います。

それでは、今までの答弁の中でありましたように、この制度を利用した財源の確保とはいったい何なのかということでもあります。

地域の実態を把握し、人材が職員や地域と連携して集落振興の活動を行うため、国はこの財政支援を自治体に行うとされておりますけれど、その成果は出ているのでありましようか。その結果どのようになっているかという点。

それと、今、民生課長おっしゃったとおり、民生課では採用しているけど、実質的な活動の場は社協だということでもあります。これは、基本的に出向という形でとられているのか、そういう形での採用というのは可能なのかということを確認したいと思います。

それと一番きになったのは、業務の内容が誰でもできるものではないので公募はしないとありますけど、採用にあたっての、できないということではなくて、今の答弁を聞きますと専門的なものではなくてはだめだよと言っているのかなと思っております。

こういうことを、採用するには任用するにあたりまして即戦力であり、専門的なことであれば、なおさら公募をして、大勢の方の中からその部分に該当する方を募集するのが大前提ではないかと私は思います。

こういう公募的なことと言えば、ひとつの例として、何年か前に視察に行きました鳥取県日南町では、地域づくり協議会が進める安心・安全なまちづくりの基本となる集落の維持・再生と地域の活性化を図るために、地域のサポート役として集落支援員を町内から募集して採用しております。研究会でのスキルアップを図りながら、まちづくり協議会などと連携しまして、地域活性化のための事業推進や各種取り組みの活動支援や安心・安全な地域の維持・再生の支援を行っているということでもあります。こういうことでもありますので、基本的にはやはり地元を知っている人になるのが普通でありますし、そういうように公にこの地域から募集をかけて採用しているというのが先ほども話しましたように、誰もができるようなものではないのであれば、即戦力であるということであれば、やはり大勢の方が応募することによって、そこで選択肢が生まれてくると。1人だけというのはあり得ないと思っております。そこら辺について、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、もう1点としまして、業務的なミーティングは随時行われているということですが、一番は、先ほども話しましたが、支援員同士のミーティングというのは非常に大事なと思います。業務以外の問題、要するに支援員同士が今どういう状況でこの支援員となってこの村で活動しているのかというのが大事だと私は思っておりますので、その悩み等については、その在籍している部署での困りごとなどを相談できない部分も多々あるかと思っておりますので、こういうことは、やはり集落の後のお互いの支援につながると私は思います。

そこら辺については、どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

募集していないというのは現時点での内容の話をしたわけではありますが、先ほど議員から話があったような形でこれからの村づくり、集落の振興に必要な人材を集める意味で公募するというのも十分これから検討する必要があるだろうと思います。

それからまた、採用の方法については、それぞれ要綱等載っておりますので、実施しておりますので、問題ないと思いますが、ミーティング、全体的な集まりについては、様々な分野で活躍をさせていただいておりますので、どんな形で集まってミーティングすれば良いのか、それについては、また、これから検討させていただきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

集落支援員の関係は、村で委嘱をしておりますので、村が社会福祉協議会に委託している事業であります介護予防教室「いきいき広場」を運営していただいているということでもありますので、問題はないものと解しております。

それから、この2人は、各集落を隈なく回ってもらっておりますので、まさに集落の皆様を元気にするという点では、まさにその設置要綱どおりだと解しておるところであります。
以上でございます。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

8番 勝山 正 議員

確かに言われるとおりです。基本的には、この地域のことを皆さんにしっかりやっていただくというのは、大前提でやっていらっしゃるということは、非常によくわかります。ただ、先ほども言っていますように、どういうことをやっているのかを皆が知らないと本当に苦勞している方が浮かばれないというような現状がありますので、そういうことを含めながら、やはりミーティングのことをしっかりとお互い同士でやってほしいかなと再度願うところであります。やはり、やらないと、答弁の中にもありますように、地域や集落の維持につながるようになっていかないと私は考えます。

そういうことでありますので、積極的にその支援員同士でミーティングをしながら、この村に対してのそれぞれの意見を聞かせてもらいながら、より良い村づくりに取り組んでほしいという気持ちでありますので、そこら辺について、村長にお願いしたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほども申し上げましたが、それぞれの部署でのミーティングというか、打合せはもちろん現在でもやっておりますし、重要と思っておりますが、また、集落支援同士のつながりについてもこれからどういう形で持てば良いのか検討させていただきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

以上で、勝山 正 君の質問は終わります。

（終了 午後 3時 5分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。
再開は、4時05分でございます。

（休憩 午後 3時 5分）

（再開 午後 4時 05分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 山崎栄喜 君。

(「はい、議長。1番。」の声あり)

(1番 山崎栄喜 議員 登壇)

1番 山崎栄喜 議員

通告に基づき、3項目について質問します。

最初に、ホテルシュエネスベルクについて質問します。

今議会に上程されました議案第18号令和元年度木島平村観光施設特別会計補正予算(第2号)に、ホテルシュエネスベルク浴場用ろ過装置更新工事費として2,001万6千円が、また、議案第29号令和2年度観光施設特別会計予算にエアコン設置工事費ほかで1,384万5千円が、2か年合計で3,386万1千円が計上されております。

さらに、第6次総合振興計画実施計画書では、令和3年度から令和5年度までの3か年間に、ホテル1階と2階の畳入れ替え、食事会場カーペット張り替え、広間畳入れ替え、更衣室工事、ボイラー更新、外装塗装工事、冷暖房機器更新が計画されており、3か年の総額は6,249万5千円となります。つまり、今年度予定している浴場用ろ過装置から令和5年度までに計画されている工事等の総額は9,635万6千円となり、一億円近くにも上ります。

一方、村は3年前の平成29年3月に木島平村公共施設等総合管理計画を作り、この計画の中に当然ホテルシュエネスベルクについての記述がありますが、その中の今後の方針中、施設サービス提供のあり方などを踏まえた今後の整備方針についてという項目に、「ホテルシュエネスベルクは現状の施設利用率が極めて低い状況にあるため、今後公共施設及び誘客施設として必要性を整理します。」とあります。

そこで、次の点について村長に伺います。

1点目、昨年6月定例議会で私が行った「村の施設、関係団体等の今後について」の一般質問の答弁で、村長は「現在ある全ての公共施設を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は、今後40年間で約192億4千万円、1年あたり約4億8千万円と試算され、今後の財政運営上、全てを更新することは困難ということであります。同規模で更新するもの、縮小するもの、廃止するものを選択しなければなりません。個別ごとの維持管理計画を作る予定であります。」と答弁されました。そして、その計画は令和2年、つまり今年作るという答弁がありました。その計画ができ、方針が決まる前に多額の費用をかけて修繕を行うのはいかがなものか。

2点目、過去5年間のホテルの利用状況、利用率はどのくらいか。年度別にお願いします。

3点目、公共施設等総合管理計画に、今後公共施設及び誘客施設として必要性を整理しますとありますが、それはどういうことか。

4点目、ホテルを購入したいという話があると耳にしましたが、それは事実か。事実なら、この際施設を改修するよりも売ったらどうか。また、その場合に補助金や交付金、起債などの返還が必要となるものがあるか。

5点目、大金をかけて修繕して将来の見通しはどうか。効果が見込めるのであればその根拠は何か。

6点目、施設を廃止することも選択肢の一つではないでしょうか。

以上、答弁願います。

議長(萩原由一 君)

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、山崎議員の「ホテルシューネスベルク」についてのご質問であります。

ご質問にありましたシューネスベルクに関する質問ですが、当施設につきましては建設から25年以上が経過し、これまでも多くの修繕費をかけながら維持をしてきたわけであります。

議員からもご指摘のとおり、利用実績等について少ない状況が続いておりますので、今後多額の修繕費等かけながら維持していくことは、村にとっても大きな課題であります。売却という話も実際にはありますが、まだ具体的になっておりません。仮に売却の交渉をするにしても現在の雪不足の状況、それから新型コロナウイルス状況等で条件が不利になっているなか、施設が利用できない、そしてお客も付いていない状況であれば、売却交渉はほぼ不可能というかかなり不利になると思います。それと併せて廃止ということも選択肢の一つになりますが、いずれにしてもそれは今の時点ではないと考えております。スキー場、それからシューネスベルクの今後の経営それから廃止等については、スキー場やこれからやまびこの丘公園の運営など村に本当に大きな影響出ると思います。ただ、村としては他の施設同様に廃止や売却も含めて今後の方針を決定していく考えであります。修繕計画や利用状況等のご質問については担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

山崎議員からご質問ありました、ホテルシューネスベルクについて村長の答弁に補足してお答えいたします。

1点目の修繕の実施についてですが、現在計画している主な修繕工事については浴場ろ過装置の更新と、客室のエアコン設備の更新でございます。両設備ともこれまで修繕を実施してきましたが、大きく耐用年数が経過しており、エアコンは修繕が困難な故障が発生しているとともに、ろ過装置については、この冬大きな故障により修繕ができない状況になっております。

先ほども村長の話にありました通り、今後の方針を決定するまではこれからも一定期間は必要であり、その間については営業継続すべきと考え、修繕実施をすべきと判断いたしました。

次に、過去5年間の利用状況等について申し上げます。

平成27年度が利用者数3,385人、収入実績が2,692万6千円でございます。

平成28年度利用者数4,202人、収入実績3,314万9千円でございます。

平成29年度利用者数が4,175人、収入実績3,146万2千円です。

平成30年度利用者数4,591人、収入実績3,413万5千円でございます。

令和元年度については、先ほど来、新型コロナウイルス等の状況もありまして、現時点の見込みとしては、利用者数3,400人、収入実績約2,700万円程度と想定しております。ただこれについては3月以降、かなりキャンセルがすべてキャンセルとなっている部分もありますので、若干数字は変動してくるかと思っております。

現在の営業形態については、夏と冬のトップシーズンのみ営業しております。利用者数収入実績も少ない状況ですが、毎年ご利用いただいている団体のお客様が中心となっております。

3点目の公共施設等総合管理計画についてですが、ホテルシューネスベルクは、先ほど述べたとおり利用実績が少ない状況が続いております。公共施設等総合管理計画に「今後公共施設及び誘客施設としての必要性を整理する」というのは、個別施設計画において、廃止及び売却も含めて検討していくことと考えています。

4点目の施設の売却等に伴う補助金等の返還についてですが、シューネスベルクについては

当時、地域総合整備事業債を財源に建設されています。すでに起債償還は完了しており、起債の返還等はないと考えています。

5点目の将来の見通しと効果についてですが、先ほども説明させていただきましたが、利用実績等が少ない状況で、多額の修繕費をホテル営業だけで回収することは困難と考えています。村としてもできる限り必要最低限と考えていますが、今後の方針を決定するまでは、施設が営業できる状態で維持管理を続けなければならないと考えています。

修繕を実施せず営業を中止した場合、年間、約1,500人、4,000泊以上のほとんどがなくなり、冬のリフト売上や夏のテニスコート利用料にも影響が出ると考えております。シューネスベルク関係のホテル、リフト、テニスコートの売り上げとして、年間概算で約4千万円以上の減収となると考えられます。ホテルの営業や、単年度のリフト売上等で修繕費の回収は困難ですが、村全体の観光営業として施設の修繕を実施して、営業を継続しながら今後の方針の検討を進めることが現時点で最善と考えています。

6点目の施設の廃止についてですが、他の質問でも説明させていただいたとおり、廃止及び売却も含めて、今後検討していく考えです。いずれにしても、維持管理及び営業を継続しながら、早期に方針決定できるよう検討を進めていきたいと考えていますので、ぜひご理解をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい、議長。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

1点目、ホテルを営業している期間は、現状7月から9月までの3か月間と12月から3月までの4か月間であり、年間では7か月間になりますが、ただいま答弁がありました利用状況の中で一番利用者数が多かった平成30年度でも、営業した7か月間の稼働率は23%であり、年間になると13%しかありません。非常に低い稼働率となっています。

また、指定管理をしている木島平観光株式会社の平成30年度決算は130万円を超える赤字決算であります。

村長から、「廃止や売却を含め今後の方針を決定していく考え」との答弁がありましたが、私も基本的には賛同するものであります。私は、仮に廃止をした場合の取り壊し費用を考慮すると、安くても売却する方向で進めていただきたいと思います。

念のためお尋ねしますが、予算のとおりろ過装置とエアコン設置、この修繕を行った場合に、それをもし売却した場合ですが、今回の修繕分3,300万円掛かりますが、これはどのくらいの価値として残るのか答弁願いたいと思います。

2点目に、産業課長から営業を中止した場合の減収について答弁がありましたが、営業中止という話しは、議会全員協議会や予算決算常任委員会では全く説明がありませんでしたので、現在は、お聴きするだけに留めておきたいと思います。

ただ、予算決算常任委員会審査のときに、お風呂のお湯の色が変わっているという話がありましたが、これについては、希望者には馬曲温泉あるいはパノラマランドのお風呂を利用できるようにすれば、一つの魅力アップという形につながるのではないかと思います、伺います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

村長（日墓正博 君）

山崎議員の再質問にお答えします。

売却の方針については最善の方法かなと思っておりますが、それについて、令和2年度に価格の見積もりをしていきたいと考えております。台帳上の残存価格は出ておりますが、実際には機械の耐用年数が過ぎている部分等ありますので、正確な残存価格が出てこないという状況でありますので、早めにその価値を出していきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げた通り、過去例がないので、仮にという話ではありますが、例えば、売却のベースとなる額が例えば5千万円とした場合に、そこに今回3千万円を修繕費としてかけた結果として、5千万円が8千万円で売却できるかということは難しいかなと思っております。ただ、営業が継続できる、そしてなおかつ客が付いているそういう建物であれば、ベースの金額はある程度提示はできると思っておりますが、それができない、お客も付いていないそれから営業が継続できないという状況であれば、場合によればベースは、ゼロかどうかはわかりませんが、かなり下がってくるのだらうと思っております。逆に言えば、この後、修繕費が掛かるということであれば、マイナスということも考えられる、そんなこともある訳であります。ただ、残念ながら今回こういうコロナ騒動がありまして話し合いが持てないという状況でありますので、その点についてはご理解いただきたいと思っております。

そしてまた、どの程度の影響があるかということで、先ほど担当課長からありましたが、今実際に夏場の予約については約2千泊入っております。その中には、先ほど答弁でもありましたが、大林カップ、サッカーの子どもたちの大会であります。これについては、村内で約1千泊であります。それをそれぞれ村内の宿泊施設に配宿していると。シューネスベルクにつきましては、その中核になっている東京調布市に拠点のあるFC東京の大会の拠点になっている訳であります。そこが使えないとなると、かなり大きな影響が出てくるだらうと思っておりますし、その他、中には、5泊6日で合唱の合宿を入れているところもあります。これについては、5泊6日をどこかに振り替えるというのは、たぶん無理だと思いますが、加えて、あそこは合唱ができるそういう条件もあるということで予約をさせていただいているのかなと思っております。1年位前であれば、まだ対応もできるかと思っておりますが、もう今年の夏でありますので、それらをすべて対応するとはかなり難しいだらうと思っておりますし、むしろ、村の観光においても大きなイメージダウンにつながる可能性のあることはぜひご理解いただきたいと思っております。

お風呂が使えない場合の対応であります。たぶん皆さんの宿を選ぶ際にその宿のお風呂が使えないと、それを承知して了解してとは、なかなか難しいのではないかと思います。実際には、テニスの合宿だったり、先ほど申し上げたサッカーの合宿だったりします。予想するにしてもタイムラグがある、お風呂に入りたいときになかなか入れないということであれば、それは、もしそういう形で受け入れるとすれば、かなりサービスの悪い状況での対応になりますし、むしろ良いイメージを損なうことになるかなと、そういう条件であれば違うところへとなるのかと思っております。いずれにしても、夏だけでなく、冬もすでに予約が入っている状況であります。先ほどからも申し上げておりますとおり、令和2年には、その方針を出していきたいということで何回か答弁をさせていただいておりますので、本件については是非ご理解いただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい、議長。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

シューネスベルクを中止しないで、先ほど申し上げましたが、馬曲温泉やパノラマランド利用、これについては利用者の皆さんにはご不便をおかけすることにはなる訳ではございますが、違った魅力もあるわけでございます。

また、お客がすべて逃げるような答弁のようでございますが、私はパノラマランド、すべて空いているわけではございません。それは承知しているところでございますが、開いている日ももちろんあると思いますし、民間の宿泊施設もあるわけでございます。そちらへ誘導するのも一つの手ではなかろうかと思っておるわけでありまして。その方が民間にとっても良いことになるのではないかと考えるわけでありまして。

村の金ならかけて回収できなくてもしょうがない。それは村長のおっしゃることも引き留めということの中では十分理解できるのですが、先ほど申し上げたようなことで工夫しながら何とか次の策の前段ということで対応できれば一番ありがたいと思うわけでありまして。

廃止や売却を考えている施設の修繕を行うということは、ムダ金に終わってしまうのではないかと思うわけでありまして。

今後ますます厳しさを増すであろう財政状況を考えると、今の修繕の財源としては基金を取り崩して充てるということでございまして、村の貯金を使うわけでございますが、令和2年度末の村の基金残高でございますが、今の予定では、来年度末には4億6,795万円減ると見込まれているわけでございます。そんな中で村民の理解が得られないのではないかと私は思うわけでございます。修繕は中止するべきだと私は思いますが、答弁をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

馬曲温泉、それからパノラマの温泉ということでありまして、それは当然そういうことではありますが、パノラマにしてもシューネスにしても、それぞれ馬曲温泉等の案内をしているわけでありまして。当然、自分のところにもお風呂があっても馬曲温泉の魅力を知らいただくために、案内をしているということでありまして。

それからまた、配宿がという話でありまして、先ほど申し上げましたとおり大きなサッカーの大会については、もうすでに村内のあちこちの宿泊施設に4か所か5か所、配宿をして、これ以上受入ができないことも考えられると思いますし、それからまた先ほど申し上げた合唱についても2団体入っておりますが、それらについては、あの環境であるから受け入れできるという状況であります。そのことはぜひご理解いただきたいと思っております。

それからまた、話はちょっと逸れるかもしれませんが、今、スキー場のリフトの売り上げは、午前中も話にありましたが、スキー場のリフトの売り上げが何で減ってきているか、一般的な傾向とすれば、いつも申し上げているとおり、少子化、それから高齢化、人口減少、そしてまた、レジャーの多様化というのが、スキー場が苦戦している原因だと思っておりますが、村については、もうひとつ、もっと厳しい状況があると思っております。それは、バブルの時代というか、昭和60年代の後半から平成の前期と言いますか、ちょっと数字については定かではありませんが、その頃、村内の宿泊のキャパ、宿泊能力は確か7,000泊以上あったと思っております。それが、バブルがはじけた後、2008年の村内の宿泊キャパは約4,600であります。そして、現在の宿泊のキャパは3,600ほどであります。言ってみると最盛期に比べるとキャパが半分以下に落ちていると、それぞれその宿の皆さんが真剣に努力をしてお客を呼び込んでくれているおかげでリフトの売り上げが保てるわけでありまして、その宿泊数そのものが減ってきているという事実があります。そこに加えてシューネスベルクについては、宿泊キャパ90であります。できるだけ経営を継続しながら、売却なりをしていかないとリフト営業についても支障が出てくるだろうと思っております。そのことも含めてご理解いただきたいと思っております。

それからまた、先ほど申し上げました売却についても、私とすれば売却の際に、今回かける修繕費も含めて、残存価値があるということであれば、有利な条件で持っていければ、先ほど申し上げましたとおり、3,000万円かけたから3,000万円価値が増えるというわけではありませんが、ベースの金額も含めてその修繕費が回収できるような形で持っていればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

2番目の質問、「ふるさと納税について」質問します。

多くの方が地方で生まれ、その自治体から教育や医療等様々な住民サービスを受けて育ちますが、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税金を得ますが、生まれ育った自治体には税金が入りません。

ふるさと納税制度は、今は都会に住んでいても、自分を育てくれたふるさとに、自分の意志でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかという論議から生まれた制度であります。

自分が生まれ育ったふるさとや応援したい市町村に納税し、返礼品を受け取れる仕組みで、木島平村のように自主財源の乏しい市町村にとっては大変ありがたい制度であります。

うまく活用することによって税金が増え、村内の農産物や特産品の消費が増え、地域の活性化にもつながると思います。

先日、ある地方紙に2019年度ふるさと納税寄付額の見通しの記事が掲載されました。これによると長野県を含む県内の状況は18年度より増える自治体が31自治体、ほぼ同額が18自治体、減るが28自治体、わからないが1自治体となっていて、残念ながら本村は減る自治体に含まれています。

そして、今議会に上程されました議案第15号令和元年度木島平村一般会計補正予算第9号では、寄付金500万円の減額を見込んでいます。

木島平村の返礼品を見ると、お米やお酒が中心となっていて魅力に欠けるのではないかと思います。また、宣伝も足りないのではないかと思います。

そこで、次の点について提言し答弁を求めます。

1点目、今議会初日の村長行政報告で、新規返戻金を募り15品目を追加したと報告がありました。これは寄付金が減少するため見直しを行ったものと評価する半面、本村にはスキー場や温泉、宿泊施設もありますが、スキーリフト券や入湯券、宿泊券は返礼品に入っていません。なぜでしょうか。幅広く返礼品に加えることができないかお尋ねします。

2点目、成人式や還暦の同窓会等の集まりの機会にPRを行ってはどうか。

3点目、役場窓口やファームス木島平、観光交流センター、ホテルパノラマランド木島平、馬曲温泉などの公共施設にチラシや申込書を置いてあるかお尋ねします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日躰正博 君）

ふるさと納税のご質問についてお答えしていきたいと思います。

平成20年度から制度化されまして、本村では平成26年から、村内事業者の皆さんのご協力を得ながら取り組み進めてまいりました。

この間、多くの皆様にご寄付をいただき、村づくりのためにご寄付いただいたことに、深く感謝を申し上げます。

その中、減少の見込みということではありますが、一部の記事では、今回災害を受けたところが、かなりふるさと納税が増えているという話もあります。ふるさと納税がしっかりと地域の活性化のために役立つように、そしてまた、そのために都市の皆さんにご理解をいただき、そんな取り組みをさらにPRしていきたいと思います。

ご質問の内容については、担当室長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、いくつかご提言いただいたものも含めましてご回答させていただきます。

ふるさと納税につきましては、全国の市町村や地域で納税額の獲得合戦の様相を呈し、様々な返礼品が全国各地で乱立をしてきております。

このような状況に対して公平性を保とうと、返礼率割合の設定や換金性のある商品券、金券及び電子機器などについては、返礼品から除外するよう国からの指導がありました。

しかし、それらに合致しない返礼品が後を絶たないため、平成31年4月1日付けで、総務省が返礼品等の費用の額の算定の方法や返礼品等の基準等を明確化する基準などを定め全国の自治体に通知しております。

この基準に定める返礼品等では、大きくは3つ定めておりまして、自治体の区域内で生産されたものであること。

2つ目に自治体の区域内で返礼品等原材料の主要な部分が生産されていること。

3つ目、自治体の区域内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち、主要な部分が行われているもの等が規程をされました。

村では、従来通りの基準とこの基準に基づき返礼品の設定を行ってきたところです。

まず、最初のご質問の、リフト券や入湯券、宿泊券は返礼品にできないか、ということであります。

こちらにつきましては、ご提案のとおり、スキーリフト券や宿泊券についても、早急に返礼品となるよう、また、引き続き多様な返礼品づくりに努め、村内経済に寄与できるよう進めてまいりたいと思います。

次にPRの関係であります。

ふるさと納税用のポータルサイト以外でのPRについてですが、今までは、ふるさと応援団木島平会や北信州木島平交流クラブの皆さんに対してチラシを送付し、寄付の協力依頼をしてきたところであります。

現在、成人式や還暦等の同窓会での配布や村内各施設への配置は行っておりませんでした。ご提案の件も含め、あらゆる機会を通じてできるだけ多くの方々の目に触れられるよう、村内の各施設へのチラシの配置も含めて進めてまいりたいと思います。

今後、村や村内での起業や事業拡大に企業版ふるさと納税を活用するなど、財源確保、また、地域経済の活性化につなげるため制度を拡充してまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 山崎栄喜 議員

ふるさと納税については、近隣の市町村等では私が申し上げたような点について対応しているわけですので、参考にしてぜひ頑張ってくださいと思います。

3 番目の質問、「中学生を対象とした模擬議会の開催について」質問します。

野沢温泉村では、今年2月に中学校3年生が模擬議会を開催しました。また、山ノ内町でも小学校6年生がこども議会を開催しました。

次代を担う子どもたちが、村の課題を見つけ、その解決策について村に提言を行うということは、子どもたちが村と村政に関心を持ち、村の実態と村政を理解し、村を良くし、ふるさとに愛着を育む大変有意義な機会になると思います。

そこで、本村でも中学生を対象に模擬議会を開催してはどうかと思いますが、村長と教育長の見解を伺います。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、山崎議員の中学生を対象とした模擬議会というご質問にお答えいたします。

村では平成29年9月に小学校6年生が「村議会の仕組みや流れを学ぶこと、ふるさと木島平村の村政に興味・関心をもつこと」を目的に“議会体験学習”を実施いたしました。模擬議会開催の意義につきましては、山崎議員が言われるとおりであります。

今回の質問につきましては、中学生による模擬議会ということでもありますので、その実現に向けて教育長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

村長答弁に捕捉して、山崎議員の質問にお答えいたします。

現在、中学校の総合的な学習の中で「未来塾」として、「ふるさと木島平を発信していくわたしたち」をテーマに、「アートデザインクラブ」「英語で木島平村を発信しよう」「私の身近な地区づくり」などいくつかの講座を開設し活動をしてまいりました。

このような生徒の活動をとおして、「模擬議会」での提案等を意識して、さらに「ふるさと学習」を深化し、中学校社会科の「地方自治」との学習と関連させ、中学生らしい感性、また、中学生の眼から見た提案・改革案を「議会という場」で、行政を動かしてみたいという動きが出てくることを期待したいと考えております。

それには、テーマを持ち、そのための現地調査・基礎資料作りが大事な足がかりとなります。単なる提案に留まらず、説得力のある提案となっていくと思います。

このような過程を経た、ある程度「実現可能性のある提案」を望みたいと考えております。

ただ、「模擬議会」開催のためには、時間的な確保のために中学校の1年間の教育課程に位置づけが必要となり、学校側との話し合いが重要となりますので、令和2年度に開催できるとは断定できません。しかし、いずれにしましても、「模擬議会」実現に向け学校側にも働きかけていきたいと考えております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

以上で、山崎栄喜 君の質問は終わります。

（終了 午後 4時46分）

議長（萩原由一 君）

以上で、本日の日程は終了した。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午後 4時46分）

令和2年3月第1回 木島平村議会定例会
《第4日目3月13日 午後3時30分 開議》

議長（萩原由一 君）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

ただ今の出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第9号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の件から、日程第31、議案第39号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件まで、以上、条例案件6件、予算案件19件、事件案件6件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」の部分については、省略させていただきますのでご了承願います。

本案については、先に各委員会に付託してありますので、順次、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第9号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。

議案第10号、木島平村税条例の一部改正について。

議案第37号、木島平村クロスカントリー競技場の指定管理者の指定について。

議案第38号、木島平村過疎自立促進計画の変更について。

議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

審査の結果、いずれも原案可決であります。

審査の過程で次のとおり意見がまとまりましたので報告します。

サッカー場とクロスカントリー競技場の指定管理者が、別組織となった。共用部分もあり、管理に齟齬（そご）が生じないように、連携を密にし、利用者に影響の無いよう指導されたい。

過疎自立促進計画、辺地整備計画の変更があるが、限りある財源の中で、公共施設の取捨選択は必至である。個別施設計画の策定には、村の将来ビジョンをしっかりと見据えた上で検討を行い、判断の先送りにより必要以上の予算を費やすことのないよう、早期に具体案を示されたい。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 勝山 正 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第14号、木島平村公営企業条例の一部改正について。
いか、「木島平村」につきましては、省略させていただきます。
議案第34号、観光施設等の指定管理者の指定について。
議案第35号、観光交流センターの指定管理者の指定について。
議案第36号、内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定について。
審査の結果につきましては、すべて原案どおり可決であります。
なお、審査の過程において次のとおり審査意見がまとまりましたので報告します。
指定管理施設が適正に管理されるよう努められたい。
以上であります。

議長（萩原由一 君）

次に、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（予算決算常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

予算決算常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第11号、木島平村下水道条例の一部改正について。

議案第12号、木島平村公社簡易水道条例の一部改正について。

議案第13号、木島平村水道条例の一部改正について。

3議案、審査の結果原案可決であります。

議案第15号、令和元年度木島平村一般会計補正予算第9号について。

この議案につきましては、別紙のとおり修正可決であります。3枚めくっていただいたところに理由書を付けてあります。

議案第15号、令和元年度木島平村一般会計補正予算第9号に対する予算決算常任委員会修正案。

修正要旨、商工費に計上された木島平村観光施設特別会計への繰出金を減額し、関連財源の減額をする。

修正理由、令和元年度から5年間のシューネスベルクに係る修繕費の見込額が9,635万6千円と高額になる。個別施設管理計画の策定を待って、設備投資を検討されたいため。

以降、予算修正の内容を示してありますのでご覧いただきたいと思います。

続きまして、議案第16号、令和元年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算第3号について。

議案第17号、令和元年度木島平村介護保険特別会計補正予算第4号について。

いずれも原案可決であります。

議案第18号、令和元年度木島平村観光施設特別会計補正予算第2号について。別紙のとおり修正可決であります。

先ほどの次のページからになりますが、議案第18号令和元年度木島平村観光施設特別会計補正予算第2号に対する予算決算常任委員会修正案。

修正の要旨、シューネスベルクの浴場用ろ過装置の更新事業費を減額し、一般会計繰入金の減額をする。

修正理由、令和元年度から5年間のシューネスベルクに係る修繕費の見込額が9,635万6千円と高額になると予想される。個別施設管理計画の策定を待って、設備投資を検討されたいため。

内容については、下記のとおりであります。

続きまして、議案第19号、令和元年度木島平村下水道特別会計補正予算第3号について。

議案第20号、令和元年度木島平村公社簡易水道特別会計補正予算第2号について。

議案第21号、令和元年度木島平村水道事業会計補正予算第4号について。

いずれも原案可決であります。

議案第22号、令和2年度木島平村一般会計予算について。これにつきましては、別紙のとおり修正可決であります。

先ほどの次のページをご覧くださいと思います。

議案第22号令和2年度木島平村一般会計予算に対する予算決算常任委員会修正案であります。

修正要旨、商工費に計上された商工振興費のうち、一般財団法人木島平村観光振興局補助金を令和元年度と同額に減額し、木島平村観光施設特別会計への繰出金及び関連財源を減額する。

修正理由、観光振興局の在り方について、令和元年12月議会定例会の予算決算常任委員会審査意見にあるとおり、組織目的に沿った進展が見られず、組織の運営努力を促したい。併せて、令和元年度から5年間のシューネスベルクに係る修繕費の見込額ということで、これについては補正予算の修正と同様の理由であります。内容については、以下記載のとおりであります。

続きまして、議案第23号、令和2年度木島平村情報通信特別会計予算について。

以降「令和2年木島平村」を省略します。

議案第24号、学校給食特別会計予算について。

議案第25号、奨学資金貸付事業特別会計予算について。

議案第26号、後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第27号、国民健康保険特別会計予算について。

議案第28号、介護保険特別会計予算について。

以上、原案可決であります。

議案第29号、令和2年度木島平村観光施設特別会計予算について。別紙のとおり修正可決であります。

これにつきましては、最後のところになりますが、議案第29号令和2年度木島平村観光施設特別会計予算に対する予算決算常任委員会修正案。

修正要旨、シューネスベルクのエアコン設置工事費を減額し、一般会計繰入金を減額する。

修正理由につきましても、補正予算と同様であります。個別施設計画の策定を待って設備投資をされたい。

以上であります。内容については、下段記載のとおりであります。

続きまして、議案第30号、令和2年度木島平村下水道特別会計予算について。

以下「令和2年度木島平村」は省略をさせていただきます。

議案第31号、農業集落排水事業特別会計予算について。

議案第32号、高社簡易水道特別会計予算について。

議案第33号、水道事業会計予算について。

いずれも原案可決であります。

審議の過程で次のとおり意見がまとまりましたので報告します。

職員研修について、職場全体の意識や資質の向上が図られるよう、より多くの職員が参加しやすい場での研修の機会を増やされたい。

集落支援員制度にかかる職員の採用が各課に及んでいるが、他組織、社協・農業振興公社・観光振興局に配置される職員の労務管理について、明確な契約をされ、適正な管理に努められたい。

公共施設の指定管理の更新が行われているが、指定管理制度の本旨に立ち返り、管理費の削減に努められたい。

ファームス木島平の自動ドア設置、観光交流センターの塀の撤去など、執行にあたっては、その必要性を十分検討されたい。

雪国である本村において住宅団地の造成が予定されているが、隣接する桜ヶ丘団地及び御殿団地の反省点を踏まえ、区画等について慎重に対応されたい。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（4番 芳川修二 議員 挙手）

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（4番 芳川修二 議員 登壇）

4番 芳川修二 議員

私は、令和2年度一般会計予算に関する反対討論ということで、申し上げたいと思います。

その理由につきまして、村は人口減少と地域経済の活力の低下が著しく、このままでは持続不可能、将来は消滅の危機に瀕しているといっても過言ではないと思います。

平成22年に過疎地域に指定をされたことから過疎債という償還時に70%が国から交付される財政的な優遇措置を受けているが、村の税収は、4億円に満たない状況であり、さらに人口減少は加速することが予想されています。令和2年度には、国勢調査が行われまして、この調査結果を基に、主要財源である地方交付税が算定されることになり減収になることは目に見えているわけであります。

いくら有利であっても起債であります、すなわち借金は、後年度へ負担を先送りすることになり変わりがなく、過疎債の活用と財政運営には、厳しい姿勢を持って、長期的な視点に立って臨むべきものと考えます。

長期的な視点とは、過疎からの脱却という大きな目標を据え、地域経済の活性化とふるさとに誇りを持てる村づくりを進め、人口減少を食い止める施策を展開することであると考えます。

今議会に上程されました令和元年度の補正予算において、3,600万円という減額が提案されました。それぞれ事情はあるにしても、税金を無駄にしているといっても過言ではないと感じました。

令和2年度の予算について審議をする中で、村づくりの長期的なビジョンが見えないと同時に、観光施策として取り組もうとしております山岳高原を振興するということでありますけれども、地域への経済効果が見込めないのではないかと感じました。観光行政に関しては、観光

振興局という組織を立ち上げ、これに丸投げしてしまっているようにも感じたわけであります。

また予算の内容について、過疎債を3億円ほど予定しておりますけれども、真に地域経済の活性化につながるか、また人口減少の抜本的な歯止めになるか疑問が残るところであります。

さらに集落支援員については7名という多くを配置しておりますが、公募しないで採用したということであった。これは行政運営上あり得ないことであり、ずさんな行政運営と言わざるを得ないわけであります。

厳しい財政事情の中、限られた財源を有効に使うべく、取り組む事業の実効性と効果を十分に配慮した予算とは感じられません。

こうしたことから上程されました令和2年度一般会計予算に反対の意を表明する次第であります。

議員諸氏の賛同をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

続いて、修正案賛成者の発言を許します。

山崎栄喜 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（1番 山崎栄喜 議員 登壇）

1番 山崎栄喜 議員

私は、先ほど総務民生文教常任委員長から提出のありました、令和元年度補正予算及び令和2年度予算に対する修正案に賛成の立場で討論を行います。

ホテルシューネスベルクは現在、夏季と冬季に合わせて7か月間営業されていますが、過去5年間で一番利用者が多くあった平成30年度の稼働率でも、稼働している7か月間が23%、年間にすると13%と、非常に低い稼働率となっています。

また、指定管理を行っている木島平観光株式会社の平成30年度決算は、本社経費分も含めると130万円を超える赤字決算となっています。

村長は、このシューネスベルクについての一般質問に対して、「廃止や売却を含め今後の方針を決定していく考え」と答弁されています。

この方針が決定するまでは、計画されている修繕は見送り、宿泊者には馬曲温泉やパノラマランド等のお風呂を利用していただければ新たな魅力も生まれる可能性もあります。また、宿泊施設についてもパノラマランドに加え、民間施設を利用する方が民間にとっても良いことだと思います。

廃止か売却を検討していく施設に、基金を取り崩してまで修繕を行うことは容認できません。

また、観光振興局については、設置目的に対するこれまでの実績や新年度の計画を見ると、ただ単に補助金を増額してもうまく機能するとは思えません。組織の確立が先だと思います。よって、補助金の増額はすべきではないと考えます。

木島平村は、いま少子・高齢化、人口減少社会を迎え、医療や介護などに要する社会保障に要する費用が年々増高しています。

半面、令和2年度予算を見ると、村の歳入中最も大きな割合を占めている地方交付税が、人口の減少等もあって、令和2年度は3,920万円の減額が見込まれています。人口減少が続く限り減収が続くこととなります。

村の将来を見据えた時、村の貯金である基金は来年度末には取り崩しにより4億6,795万4千円の減少が見込まれているなど、ますます厳しさを増す財政状況の中で、廃止か売却を考えている施設に投資し、十分な機能が見込めない団体に対する補助金の増額は、村民の理解が得られないと思いますし、議員の責任として認めることができません。

以上の理由から修正案に賛成いたします。同僚議員のご賛同をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

他に討論はありませんか。

（討論なし）

議長（萩原由一 君）

これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認め、これから採決をします。

議案第9号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第10号「税条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第11号「下水道条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第12号「高社簡易水道条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第13号「水道条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第14号「公営企業条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第15号「令和元年度一般会計補正予算（第9号）について」、本案に対する委員長報告は、「別紙のとおり修正可決」です。

本案について、採決をします。

まず、本案に対する予算決算常任委員会の修正案について、起立により採決します。

委員長報告の修正案に賛成の方は、起立願います。

（議長を除く9人中8人起立）

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただ今修正可決をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第17号「令和元年度介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第18号「観光施設特別会計補正予算（第2号）について」、本案に対する委員長報告は、「別紙のとおり修正可決」です。

本案について、採決をします。

まず、本案に対する予算決算常任委員会の修正案について、起立により採決します。

委員長報告の修正案に賛成の方は、起立願います。

(議長を除く 9 人中 8 人起立)

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただ今修正可決をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号「令和元年度下水道特別会計補正予算（第 3 号）について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 20 号「令和元年度高社簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 21 号「令和元年度水道事業会計補正予算（第 4 号）について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 22 号「令和 2 年度一般会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「別紙のとおり修正可決」となりました。

本案について、採決をします。

まず、本案に対する予算決算常任委員会の修正案について、起立により採決します。

委員長報告の修正案に賛成の方は、起立願います。

(議長を除く 9 人中 8 人起立)

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただ今修正可決をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(議長を除く 9 人中 7 人起立)

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号「令和 2 年度情報通信特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 2 4 号「令和 2 年度学校給食特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 2 5 号「令和 2 年度奨学資金貸付事業特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 2 6 号「令和 2 年度後期高齢者医療特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 2 7 号「令和 2 年度国民健康保険特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 2 8 号「令和 2 年度介護保険特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第29号「令和2年度観光施設特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「別紙のとおり修正可決」となりました。

本案について、採決をします。

まず、本案に対する予算決算常任委員会の修正案について、起立により採決します。

委員長報告の修正案に賛成の方は、起立願います。

（議長を除く9人中8人起立）

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただ今修正可決をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第30号「令和2年度下水道特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第31号「令和2年度農業集落排水事業特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第32号「令和2年度高社簡易水道特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第33号「令和2年度水道事業会計予算について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第34号「観光施設等の指定管理者の指定について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第35号「観光交流センターの指定管理者の指定について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第36号「内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第37号「クロスカントリースキー競技場の指定管理者の指定について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第38号「過疎地域自立促進計画の変更について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

議案第39号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

日程第32、同意第1号「木島平村固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めること

について」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、同意第1号について提案説明をさせていただきます。

「木島平村固定資産評価審査委員の選任についてにつき同意を求めることについて」、木島平村固定資産評価審査委員の選任について、地方税法第23条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、小林政敏。

もう1期再任をお願いするものであります。

議長（萩原由一 君）

質疑を許します。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議案となっています同意第1号について、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略することについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、本案について委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

討論なしと認め、これで討論を終わり採決したいと思います。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

日程第33、選挙第1号「選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと

思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、川口重喜さん、渡辺 隆さん、湯本泰治さん、本山博一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました、川口重喜さん、渡辺 隆さん、湯本泰治さん、本山博一さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第34、選挙第2号「選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、第1順位、佐藤吉一さん、第2順位、湯本寛文さん、第3順位、島崎多喜夫さん、第4順位、小林敏彦さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました、第1順位、佐藤吉一さん、第2順位、湯本寛文さん、第3順位、島崎多喜夫さん、第4順位、小林敏彦さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただ今指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認め、補充の順序はただ今指名した順序に決定しました。

日程第35、請願第1号「下高井農林高校を地域キャンパス（分校）化ではなく、現在のまま存続を求める請願」から、日程第38、陳情第3号「医師養成定数を減らす政策方針の見直しを求める陳情」までの件を一括議題とします。

この請願及び陳情4件については、先に常任委員会に付託してありますので、それぞれ常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された陳情等を審査の結果、次のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第94条第1項により報告します。

請願第1号「下高井農林高校を地域キャンパス（分校）化ではなく、現在のまま存続を求める請願」であります。

審査の結果、趣旨採択であります。

審議の過程で地域協議会の運営について、評価が分かれたため、趣旨採択といたしました。

重要な課題であり、議員発議として県知事、県教育長あての意見書が提案されますので、議員各位のご賛同をお願いします。

続きまして、陳情第3号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情」、審議の結果、採択であります。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 勝山 正 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇)

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

本委員会に付託された陳情等は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項により報告します。

陳情第1号「国土交通省告示第98号の履行に関する陳情」。

陳情第2号「女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用に向けた要請」。

いずれにつきましても審査の結果は採択であります。

議長（萩原由一 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありませんか。

（2番 山浦 登 議員 挙手）

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（2番 山浦 登 議員 登壇）

2番 山浦 登 議員

それでは、「下高井農林高校を地域キャンパス(分校)化でなく、現在のまま存続を求める請願」について、意見を申し上げます。

付託された総務民生文教委員会において、委員長報告にありますように趣旨採択に決まりましたが、それに対する反対の意見を申し上げます。

私の元へ請願者、請願に賛同された署名人数名から次のような意見が寄せられました。「今回の請願書を岳北4市村に提出したところ、野沢温泉村、栄村の両議会では、採択されました。飯山市議会は審議中とのことであります。また、木島平村議会においては、請願が付託された総務民生文教委員会において趣旨採択となったと聞き及んでいます。野沢温泉村、栄村が採択されて、農林高校の地元である木島平村議会が趣旨採択ということは、まことに残念であり、今後の取組みに影響が出ます。是非本会議の場で採択していただきたい。」との内容でした。

そこで改めて趣旨採択の意味を調べたところ「願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てない場合に不採択とすることもできないとして取られる決定方法のこと」と説明されてきました。趣旨採択でも木島平村議会議長名で県知事、県教育委員会への意見書を提出することができるという意見もありますが、趣旨採択の「願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てない」との立場であり、請願人、署名人の真意が届かないし、請願の趣旨に対する木島平村議会の姿勢も問われます。今回の請願は、1月14日に岳北地域の高校の将来像を考える協議会が提出した意見、提案書に全面的に反対する立場ではありません。県教委への意見書提出期限を1年余残しているのです。さらにより大勢の村民や関係者に説明し、意見要望を聞く機会を設け、現在のまま農林高校を存続していくにはどうしたらいいか、皆で知恵を出し議論する中で意見書としてまとめてほしいということでもあります。この話し合いがあるか、ないかが、今後の農林高校存続の運動にも大きく左右すると思います。

現在医療面では飯山赤十字病院の再編統合問題があります。医療も教育も地域住民の生活と発展に欠かせない課題です。少子高齢化、過疎化、自然災害の多発、農業、観光産業の衰退等、

木島平村を取り巻く環境、状況はかつてなく厳しいものがあります。一つ一つの課題に対する地域住民の意見要望を地道に聞き取り、方向を示すことが今何よりも議会や村に求められていることと思います。

その立場でこのたびの請願を趣旨採択でなく採択していただくようお願い申し上げまして、意見といたします。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）
（9番 江田宏子 議員 登壇）

9番 江田宏子 議員

私は、委員長報告された「趣旨採択」に賛成の立場で討論いたします。

この請願書では次の3点を県に要望する請願となっています。

それは、1つ、下高井農林高校を、3月にとりまとめる再編計画の第1次分に盛り込まないこと。

1つ、県独自の、小・中学校で実施している30人規模学級編成を高校にも導入すること。

1つ、中山間存立特定校指定の3要件を緩和し、下高井農林高校にも適用すること。

この3点です。

確かに、岳北地域の高校再編に向けた地域協議会で、意見提案書を提出するまでの議論が不足していたこと、地域の声をどれだけ聞いて判断したかということは、私も同じ想いです。

ですから、「農林高校を今後どのように魅力アップしていくか」「これから高校をめざす子どもたちに、どうしたら選ばれるような高校になるか」という議論は、これから早急にしていくなが必要があると思います。

間違えてはいけないのは、このキャンパス化の方針は「何年後に統合」というような、今までの普通化の統合とは違い、「生徒数が県の基準を下回ったら」ということです。

要は、生徒数が基準を下回らないようにすれば、農林高校として存続できるということであり、そのために「今、県に訴えるべきこと」は、中学生に選ばれるような校舎等の「施設整備」や「魅力アップのためのカリキュラム作りのサポート」に力を注いでもらいたいということです。

趣旨採択は、否決ということではありません。

「農林高校を維持していくこと」「木島平から学びの場をなくさないようにすること」は、請願者の皆さんの想いと変わりはありません。それは、誰もが同じ想いだと思います。

なお、請願項目にある「30人学級の導入」は、農林高校では、既に定員80人を3クラスに分けた編成を取り入れています。

また、生徒数が基準を下回った場合、高校のままでは存続できないが、キャンパスであればハードルが低くなるということも考えると、木島平に「学びの場」として残せる可能性は広がるという考えもあります。

そのようなことから、私は、「農林高校の存続」に向けての想いは同じですが、請願項目については再考すべき点があるということで、趣旨採択を支持するものです。

以上です。

議長（萩原由一 君）

他に討論はありますか。

(3番 山本隆樹 議員 挙手)

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(3番 山本隆樹 議員 登壇)

3番 山本隆樹 議員

中山間地存立校の基本構想はご存知ですか。

飯山高校、下高井農林高校、両方とも中山間地存立校として位置付けられています。

では、その構想を読み上げます。

「将来、生徒が地域を担う人材に成長できるよう地域の支援を受けながら、自分をじっくりと見つめ、地域や仲間、教師との密接な触れ合いの中で自己実現を図ることができる高校づくりを進める」ということです。

この構想は、今の普通高校で進学校という高校と、今ある下高井農林高校が当てはまる構想なのです。これが地域づくりのための高校でもあり、これからが農林高校を木島平村が背負っていく高校になるはずで

す。少子化で下高井農林高校を「地域キャンパス化（分校）」とする案は一見、その選択しかないかのように感じられます。県教委もキャンパス化にして、それでもだめなら廃校にする案を提示しています。この案が本当に岳北地域の高校の在り方ですか。

構想からは、この木島平の地方の衰退を招くような案です。

村民との議論をこれから深めて、その時間を下さいということの提案です。

3月の計画の一次分に書き込まれると、新聞には下高井農林高校はキャンパス化（分校）を選択したと掲載されれば、志願者には「分校になってしまう」と大きく伝わります。早く進めが進むほど、一次分で出せば出すほど、その新聞記事が大きく伝わるわけです。そこには、中学生、皆さんの周りの人たちが「キャンパス化になって分校になってしまうのか」という気持ちの方が強くて、この地域を高校と一緒に頑張っていこうという気が薄らいできてしまう。もう少し皆で議論して、この地域というより地方創生とか一極集中とか、いろんな形で国は地方を元気にさせよう、元気にしたらどうだというような案を一生懸命出してくれているわけです。そこを、魅力ある下高井農林高校に向け、存続に向けた岳北地域が動き出さなくてはいけない時です。その時に一次分として早く「こういう形にします」というのは、もう少し待ってほしい。本当に議論を深めて、時間を下さいという、どちらかという切実なる想いを伝えたいということです。

結果的には、キャンパス化しかない道を選ばざるを得ないかもしれないですけど、この地域がそうならないように、皆で魅力ある高校を作り上げようという議論をこれからさせてくださいという意味合いです。

それを、採択してほしいというのが、基本的な気持ちです。

以上です。

議長（萩原由一 君）

他に討論はありませんか。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認め、これから採決をします。

請願第1号「下高井農林高校を地域キャンパス（分校）化ではなく、現在のまま存続を求める請願」について、採決します。

この請願の委員長報告は、「趣旨採択」です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(議長を除く9人中5人起立)

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定しました。

陳情第1号「国土交通省告示第98号の履行に関する陳情」について、この陳情の委員長報告は「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。

陳情第2号「女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用に向けた要請」について、この陳情の委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。

陳情第3号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情」について、採決します。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

この陳情の委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。

お諮りします。

ただ今、別紙「追加議案表」のとおり、8件の議題が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、「追加日程第1から第8まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第40号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について」の件を、議題とします。

提出者の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、議案第40号です。

「特別職の職員等の給与の特例に関する条例」ということであります。

村長等の給料月額の特例期間を令和3年3月31日まで、1年間延長するものと、それぞれの月額を改正のとおり改めるものであります。

議長（萩原由一 君）

質疑を許します。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議案となっています議案第40号について、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、本案について委員会の付託を省略することは、「可決」されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

討論なしと認め、これで討論を終わり採決したいと思います。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

(議長を除く9人中8人起立)

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、発議第1号「地域医療を守ることについての意見書について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について提案者の説明を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

発議第1号「地域医療を守ることについての意見書について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

別紙であります。

地域医療を守ることを求める意見書（案）であります。

前段省略であります。

国においては、こうした地域の実情を十分に踏まえて地域医療構想の推進に努めるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられるよう地域医療を守るための支援を拡充するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は、原案のとおり「可決」しました。

追加日程第3、発議第2号「千曲川・信濃川（飯山・中里間）の『中抜け区間』の解消に向けた見直しを求める意見書について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について提案者の説明を求めます。

産業建設常任委員長、勝山 正 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

発議第2号「千曲川・信濃川（飯山・中里間）の『中抜け区間』の解消に向けた見直しを求める意見書について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定によ

り、別紙のとおり提出する。

別紙であります。

千曲川・信濃川の「中抜け区間」の解消に向けた見直しを求める意見書（案）。

前段につきましては、省略させていただきます。

河川管理は本来、水系一貫主義が原則であり、国民の生命や財産を守り、安心・安全な国土を築くためには、広域的で重要な一級河川については、国が責任を持って確かな治水対策を行うことが必要である。

国においても、平成25年に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行うこととしているが、依然として中抜け区間は解消されていない。

よって、本村議会は、国会及び政府において、河川の統一的な方針に基づく改良や維持管理、洪水対応等の適時的確な実施体制を確保するため、千曲川・信濃川における中抜け区間の解消に向けた見直しを早急に行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は、原案のとおり「可決」しました。

追加日程第4、発議第3号「下高井農林高校を地域キャンパス（分校）化ではなく、現在のまま存続を求める意見書について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について提案者の説明を求めます。

山本隆樹 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（3番 山本隆樹 議員 登壇）

2番 山本隆樹 議員

発議第3号、「下高井農林高校を地域キャンパス（分校）化ではなく、現在のまま存続を求める意見書について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

下高井農林高校を地域キャンパス（分校）化ではなく、現在のまま存続を求める意見書（案）です。

地域高校である下高井農林高校に深いご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。下高井農林高校の前身は、明治39年に開校した下高井郡乙種農林学校で大正13年に甲種昇格、昭和18年県立移管、昭和22年の学制改革での新制高校への昇格を求めて地域を挙げて県と県

議会に大運動してやっと23年、現在の下高井農林高校となりました。

以後長い年月にわたって地域住民が築き上げてきた私達の宝のような存在です。また、多くの卒業生を輩出し、その人材が豪雪地域の発展を築き上げてきた、この地方になくてはならない地域密着の高校です。

旧第1通学区の「岳北地域の高校の将来を考える協議会」は、県教委から示された極めて限定された選択肢と期限での協議によって、「飯山高校・下高井農林高校の2校の存続が困難な場合は、下高井農林高校を地域キャンパス（分校）とする」との意見提案書を1月14日提出しました。協議会の意見提案提出にあたって、「農林業は地域の基幹産業、生徒数が減ってもその学びの場は必要」という付帯意見が付けられ、4市村の懇談会で出された意見も添付されているように、地域全体として下高井農林高校の地域キャンパス（分校）化を望んだものとはいえません。したがって3月の計画第1次分に盛り込まないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わり採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

（議長を除く9人中8人起立）

議長（萩原由一 君）

起立多数です。

したがって、追加日程第4、発議第3号は、原案のとおり「可決」されました。

追加日程第5「閉会中の継続調査の申し出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について総務民生文教常任委員長の説明を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

申出委員会、総務民生文教常任委員会。

調査申出事件、総務民生文教常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

総務民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第6、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について産業建設常任委員長の説明を求めます。

産業建設常任委員長、勝山 正 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

1、申出委員会、産業建設常任委員会。

2、調査申出事件、産業建設常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

時間が押してきましたので、午後5時を過ぎるかもしれません。

時間延長をお願いいたします。

追加日程第7、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎栄喜 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（議会運営委員長「山崎栄喜 君」登壇）

議会運営委員長（山崎栄喜 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

1、申出委員会、議会運営委員会。

2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第8、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

（「はい、議長。」の声あり）

議会事務局長（高森喜久 君）

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。
記。

1、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。

2、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上です。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに、決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

大変長い間、慎重な審議を大変ご苦労様でした。

ただ、「修正可決」ということであります。非常に厳しい財政状況、それからまた、人口減少等、村の厳しい状況を勘案しての決定かと思えます。

ただ、一般質問等の中でも申し上げましたが、すでに夏・冬のお客さんが入っていると。どこかに振り分けるかというお話もありましたが、できないところがかなりあるだろうと思えます。それらについては、お断りをするしかない。そしてまた、村、それから村だけではなく計画している様々なイベント等、スキー大会等あるわけですが、それらについても大幅に見直しをせざるを得ないという状況になるということはしっかりとご理解いただきたいと思えます。

村だけではなくて、そこに予約をして期待をされていた多くのお客さんにもかなりご迷惑をおかけするというところでありますが、議会の決定ということでもありますので、急きょ対応させ

ていただきたいと思ひます。

ただ、これまでもシューネスベルクについては、売却・廃止、どちらかという売却をしていきたいという話をしてまいりました。一般質問答弁等でもお答えしたとおり、この時期ではないと。あまりにも多くの皆さんにご迷惑をおかけすると。そんなことでお願いをしたわけですが、ご理解いただけなかったという、こちらの説明不足もあるかと思ひますが、大変残念であります。

その他、細かい修正可決等ありますが、いずれにしましても今回、議員の皆さんが慎重に審議していただいて決定した内容、そしてまた、村が提案した事業等、しっかりと施行しながら村政発展のために取り組んでまいりたいと思ひます。議員各位にもぜひご支援・ご協力をいただきますことをお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞様でした。

議長（萩原由一 君）

本日ここに、令和2年3月第1回木島平村議会定例会を閉会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、2月27日から本日まで、16日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、多くの議案等に対して熱心にご審議を賜り、議長として厚くお礼申し上げます次第であります。

成立を見ました各議案につきましては、審議の過程で出された意見を十分に尊重されますようお願い申し上げます。

終わりに、木島平村がますます発展することを願うとともに、関係各位のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、あいさつといたします。

本日は大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後4時48分)